９．許可申請書の記載例

許可申請書は、許可申請者が、建設業法の期待する建設業者であるかどうか、許可できるかどうかを判断する資料になります。

この書類の作成に関する重要な事項について虚偽の記載があれば許可を受けられませんし、もし虚偽の記載があればたとえ許可を受けた後であっても許可が取り消されることになります。

さらに、不正の手段により許可（更新を含む）を受けた等の理由により許可を取り消された場合には、許可の取消の日から５年間を経過しなければ新たに許可を受けられないことになりますので、十分注意して作成してください。

なお、記載例は１様式１枚を掲げ、記載上の注意を説明してありますが（誤記や記入漏れのないよう注意してください）、実際に許可申請書を提出する際には、それぞれの様式について各３部（正本１部、副本２部（写し可））提出する必要があります。

ただし、建設業法に基づく閲覧に供しない書類は各２部（正本１部、副本１部（写し可））ですのでご注意ください。

※認可申請書の記載例については、P206～P218 をご覧ください。
※行政書士による代理申請の記載例については、P230 以降をご覧ください。

一般的注意事項

・各証明書類の証明有効期限は、原則として申請日以前３ヶ月ですので注意してください。
・数字はすべて算用数字（1, 2, 3, ……）で記入してください。
・法人の商号の使用文字は、登記事項証明書に記載されている文字を原則とします。
・法人の代表者名及び個人の場合は、住民票に記載の文字を原則とします。
　なお、新字旧字（例：「栄」と「榮」）や異体字（例：「高」と「髙」）の違いであれば、申請書における使用文字として用いることができます。
　ただし、この場合において各様式にて使用する文字は統一してください。
・フリガナ欄の濁音、半濁音を表す文字は１文字として扱ってください。
　（例）ガ　パ
・フリガナ欄の小書き文字は、大きくせず、そのまま表示してください。
　（例）シ　ュ　　テ　イ
・文字は楷書でていねいに書いてください。
・記載事項のない用紙には「記載事項なし」あるいは「なし」と書いてください。

令和３年２月５日

令和３年１月以降での建設業許可申請・届出等及び経営事項審査申請における押印の取扱いについてのお知らせ

「押印を求める手続の見直しのための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（令和２年国土交通省令第９８号）」が令和３年１月１日から施行され、併せて、「建設業許可事務ガイドラインについて（平成１３年４月３日国総建第９７号）」の改定がされました。

これらの改正等を受け、令和３年１月以降での本県を申請（届出）先とする建設業許可申請・届出等及び経営事項審査申請における手続きについて、下記のとおりとします。

１　建設業許可申請・届出等及び経営事項審査における押印及び署名について

（本人申請の場合）

〇法定書類についての押印は不要です。個人名の記載は記名で差し支えありません。

〇従前の法定書類で、「印」の記載があっても、押印せずに提出して頂いて差し支えありません。

※法定書類への押印は不要となったもので、禁止ではありません。このため押印されている場合にあっても従来通り、受け付けます。

（代理申請・代行作成の場合）

〇行政書士が書類を作成した場合の行政書士の記名と職印の押印は必要です。

〇本人の記名による法定書類についての押印は不要です。

※法定書類への押印は不要となったもので、禁止ではありません。このため押印されている場合にあっても従来通り、受け付けます。

〇行政書士が代理人として申請・届出を行う際の委任状については押印不要とします。

◇三重県が許可行政庁として独自に求めている様式については、次の扱いとします。

（建設業許可関係）

・発注証明書、履行証明書については、第３者による証明のため、引き続き、証明者の押印が必要です。

・申立書（理由書）を提出される場合においては、押印に代えて、氏名の記載は本人の自署によることとします。（この場合も押印によることは

差し支えありません。）

・その他、許可行政庁が求める様式においての取扱いは申請（届出）先の建設事務所にご確認ください。

（経営事項審査関係）

・法定外労災災害補償制度加入証明書及び防災協定加入証明書については第３者による証明のため、引き続き、証明者の押印が必要です。

２　窓口等における申請（届出）時での申請者確認

本人以外によるなりすまし防止の観点から、押印が省略されている申請書においては、窓口等における申請（届出）時での申請者確認を行いますので、ご協力をお願い申し上げます。

（窓口における申請（届出）時の確認）

〇本人による申請（届出）にあっては、従来から行っております相手方確認をもって、ご本人から申請（届出）がなされたことを確認させて頂きます。

〇行政書士が代理人として申請（届出）を行う場合にあっては、委任状の確認と行政書士証の提示による相手方確認をもって、代理申請（届出）がなされたことを確認させて頂きます。

※経営事項審査申請については審査会場受付にて申請者確認を行います。

（郵送による場合での申請（届出）における確認）

〇本人による申請（届出）にあっては、郵送された申請書（届出書）の到着後に、管轄する建設事務所総務課担当者より、申請書の連絡先に記載された担当者の方に向けて電話連絡させて頂き、申請（届出）の事実を確認させて頂きます。

〇行政書士が代理人として申請（届出）にあっては、郵送された申請書（届出書）に委任状と行政書士証の写しが同封されていることの確認をもって、代理申請（届出）の事実を確認させて頂きます。

様式第一号（第二条関係）

（用紙Ａ４）

0	0	0	0	1

建　設　業　許　可　申　請　書

この申請書により、建設業の許可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

令和○○年△△月□□日

太枠内は記入しないでください。

不要の文字を消します。

主たる営業所の所在地、商号又は名称及び氏名を記入。

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
三重県　知事　殿

申請者　三重県津市桜橋３丁目４４６番３４号
エム・アイ・イー土木株式会社
代表取締役　三重太郎

行政庁側記入欄

		項番		大臣知事コード		
許可番号		0	1		国土交通大臣知事 許可（般 特 －　）第　　号	許可年月日 令和　年　月　日
申請の区分		0	2		（1.新規　2.許可換え新規　3.般・特新規　4.業種追加　5.更新　6.般・特新規＋業種追加　7.般・特新規＋更新）	許可の有効期間の調整 （1.する　2.しない）
申請年月日		0	3		令和　年　月　日	

この申請書により既に許可を受けている建設業の全部を一本化する場合は「1」を記入し、そうでない場合は「2」を記入します。
新規の場合は空欄にします。

許可を受けて営業しようとする建設業を一般「1」、特定「2」で記入。

許可を受けようとする建設業		0	4	2 1 2 2	建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
申請時において既に許可を受けている建設業		0	5		（1.一般　2.特定）
商号又は名称のフリガナ		0	6	エムアイイードボク	濁音、半濁音は1文字
商号又は名称		0	7	エム・アイ・イー土木（株）	
代表者又は個人の氏名のフリガナ		0	8	ミエ　タロウ	姓と名の間を1マス空けます。
代表者又は個人の氏名		0	9	三重　太郎	支配人の氏名
主たる営業所の所在地市区町村コード		1	0	24201	都道府県名　三重県　市区町村名　津市
主たる営業所の		1	1	桜橋3－446－34	
				514－0003	電話番号　059－224－2660
					ファックス番号　059-224-3290
法人又は個人の別		1	3	1	（1.法人　2.個人）　資本金額又は出資総額　2000000（千円）　法人番号　5000020240001
兼業の有無		1	4	1	（1.有　2.無）　建設業以外に行っている営業の種類　不動産業
許可換えの区分		1	5		（1.大臣許可→知事許可　2.知事許可→大臣許可　3.知事許可→他の知事許可）
旧許可番号		1	6		大臣知事コード　国土交通大臣知事 許可（般 特 －　）第　　号　旧許可年月日 令和　年　月　日

市町コード（P162参照）を記入します。

法人の場合の略号
株式会社　（株）
特例有限会社　（有）
合資会社　（資）
合名会社　（名）
合同会社　（合）
協同組合　（同）
協業組合　（業）
企業組合　（企）

現在有効な許可業種について書きます。
更新の場合は上段の項番04と一致します。

個人の場合で支配人を選任し法務局に登録してある場合のみ書きます。

主たる営業所の所在地で市町に続く町名以下を記入します。
「丁目」、「番」、「号」等は－（ハイフン）で記入します。

市外局番、局番、番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、**左詰**で記入します。

国税庁から指定・通知された13桁の法人番号を書きます。
なお、個人事業主の方は書く必要がありません。

申請時の資本金を右詰めで記入します。
個人事業主の方は書く必要がありません。

兼業がある場合は「1」と記入し、その内容を書きます。
ない場合は「2」と記入します。

カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること

申請しようとする行政庁以外で現在有効な許可を受けている場合は記入します。

役員等、営業所及び営業所技術者等（建設業法第７条第２号に規定する営業所技術者及び同法第15条第2号に規定する特定営業所技術者をいう。以下同じ。）については別紙による。

連絡先

この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請書の内容に係る質問等に応答できるものの氏名、連絡先を記載すること。

所属等　総務課　氏名　三重　一郎　電話番号　059-224-2660

ファックス番号　059-224-3290

別紙一　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（用紙Ａ４）

役　員　等　の　一　覧　表

法人の役員等（※）についてすべて記載してください。
なお、個人事業主の方は本様式の作成は不要です。

令和〇〇年△△月□□日

役員等の氏名及び役名等		
氏（フリ）　名（ガナ）	役　名　等	常勤・非常勤の別
ミ　エ　タロウ 三　重　太　郎	代表取締役	常勤
ヤマ　ダ　イチロウ 山　田　一　郎	取締役	常勤
カワ　ダ　ジ　ロウ 川　田　二　郎	取締役	常勤
ウミ　タ　サブロウ 海　田　三　郎	取締役	非常勤
イ　セ　タロウ 伊　勢　太　郎	相談役	常勤
シ　マ　ジロウ 志　摩　次　郎	株主等	

総株主の総議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている個人の場合のみ記載してください。
法人の役員、顧問、相談役が、「役員等の一覧表（別紙一）」に記載すべき株主等を兼ねている場合は、株主等としての記載を省略可。
例えば、取締役が株主等も兼ねている場合は「取締役」としてのみ記入。

「常勤の役員」とは、原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに常時所定の時間中その職務に従事している方をいいます。

株主等の場合は、この欄は記入しません。

（※）役員等とは次の者をいいます（法第5条第3号）

・「業務を執行する社員」・・持分会社の業務を執行する社員
・「取締役」・・株式会社の取締役
・「執行役」・・指名委員会等設置会社の執行役
・「これらに準ずる者」・・法人格のある各種の組合等の理事、執行役員等（許可を受けようとする建設業の経営業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた者のみ記入）。
・「相談役」
・「顧問」
・「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」・・法人が株主の場合は記載不要
・「出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている個人」・・法人が出資者の場合は記載不要

なお、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は本欄の役員等には含まれません。

1　法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の５以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の５以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
2　「株主等」については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しない。

別紙二（１）　　（用紙Ａ４）

太枠内は記入しないでください。

例1　従たる営業所がない場合

営業所一覧表（新規許可等）

従たる営業所がない場合であっても提出してください。

行政庁側記入欄

区　　分　項番 8 1 1

許可番号　項番 8 2　大臣知事コード

国土交通大臣知事許可（般特－　）第　　号　　許可年月日　令和　年　月　日

〒５１４－８５７０
津市広明町１３番地
０５９－２２３－５２００

主たる営業所の所在地が登記上と事実上で異なる場合は、登記上の所在地を枠外にかっこ書きで記載してください。

（主たる営業所）

主たる営業所の名称　フリガナ

従たる営業所がない場合、主たる営業所に係る情報については記載不要です。

営業しようとする建設業　8 3　土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

（１．一般　２．特定）

変更前

該当なし

余白に「該当なし」と記載してください。

（従たる営業所）

従たる営業所の名称　8 4　フリガナ

内容

従たる営業所の所在地市区町村コード　8 5　都道府県名　　市区町村名

従たる営業所の所在地　8 6

郵便番号　8 7　－　　電話番号

営業しようとする建設業　8 8　土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

（１．一般　２．特定）

変更前

（従たる営業所）

従たる営業所の名称　8 4　フリガナ

内容

従たる営業所の所在地市区町村コード　8 5　都道府県名　　市区町村名

従たる営業所の所在地　8 6

郵便番号　8 7　－　　電話番号

営業しようとする建設業　8 8　土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

（１．一般　２．特定）

変更前

別紙二（1）　　（用紙Ａ４）

太枠内は記入しないでください。

例2　従たる営業所がある場合

営業所一覧表（新規許可等）

行政庁側記入欄

区分　項番 8 1 3

許可番号　項番 8 2　大臣知事コード

国土交通大臣知事　許可（般特 ー　）第　号　許可年月日　令和　年　月　日

主たる営業所の所在地が登記上と事実上で異なる場合は、登記上の所在地を枠外にかっこ書きで記載します。

（〒５１４－８５７０
津市広明町１３番地
０５９－２２３－５２００）

主たる営業所とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する一ヶ所の営業所をいい、通常は本社、本店等であるものの、名目上の本社、本店等であって、その実態を有していないものは該当しません。

（主たる営業所）

主たる営業所の名称　フリガナ　ホンシャ　本社

営業しようとする建設業　8 3　土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解　2 1 2 2　（1．一般　2．特定）

変更前

建設業を営む営業所の名称を書きます。
営業所とは、常時建設工事の請負契約を締結している本店、又は支店若しくは出張所などをいい、単に商業登記上の本社または支店等で請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結等請負契約の締結に係る実体的な行為を行わないところは営業所に含まれません。

（従たる営業所）

従たる営業所の名称　8 4　伊賀営業所

内容

従たる営業所の所在地市区町村コード　8 5　2 4 2 1 6　都道府県名　三重県　市

市町コード（P162参照）を記入します。

従たる営業所の所在地　8 6　四十九町2802

従たる営業所の所在地で市町村に続く町名以下を記入します。「丁目」、「番」、「号」等は－（ハイフン）で記入します。

郵便番号　8 7　518－8533　電話番号　0595－24－8200

営業しようとする建設業　8 8　土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解　2 2　（1．一般　2．特定）

変更前

業種追加、般特新規の場合において、当該営業所において営業しようとする業種が変更になった場合は、変更がない業種も含め、当該営業所において営業する建設業全ての業種を記載します。

（従たる営業所）

従たる営業所の名称　8 4

業種追加、般特新規の場合において、営業しようとする建設業が変更にならない営業所については、記載不要です。

内容

従たる営業所の所在地市区町村コード　8 5　都道府県名　市区町村名

従たる営業所の所在地　8 6

郵便番号　8 7　－　電話番号

営業しようとする建設業　8 8　土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解　（1．一般　2．特定）

変更前

別紙二（２）　　（用紙Ａ４）

例１　従たる営業所がない場合

営　業　所　一　覧　表　（　更　新　）

従たる営業所がない場合であっても提出してくださ

	営業所の名称	所在地（郵便番号・電話番号）	営業しようとする建設業	
			特定	一般
主たる営業所		津市広明町１３番地 〒５１４－８５７０ ０５９－２２３－５２００		
従たる営業所		該　当　な　し		

主たる営業所に係る情報については記載不要です。

主たる営業所の所在地が登記上と事実上で異なる場合は、登記上の所在地をかっこ書きで記載してください。

余白に「該当なし」と記載してください。

１　「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。

２　「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載要領６の表の（ ）内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。

別紙二（２）　　（用紙Ａ４）

例2　従たる営業所がある場合

営　業　所　一　覧　表　（　更　新　）

営業所の名称		所在地（郵便番号・電話番号）	営業しようとする建設業	
			特定	一般
主たる営業所	本　社	津市桜橋３丁目４４６番３４号 〒５１４－０００３ ０５９－２２４－２６６０ （津市広明町１３番地 〒５１４－８５７０ ０５９－２２３－５２００）	土　と　舗	建
従たる営業所	伊賀営業所	伊賀市四十九町２８０２ 〒５１８－８５３３ ０５９５－２４－８２００	土　と　舗	

主たる営業所の所在地が登記上と事実上で異なる場合は、２段書き（下段に登記上の所在地をかっこ書き）で記載します。

1　「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。

2　「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載要領６の表の（ ）内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。

別紙四

営業所技術者等一覧表

法人、個人の営業所技術者等全員について記載してください。

令和○○年△△月□□日

営業所の名称	フリガナ 営業所技術者等の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本　社	イセ　サブロウ 伊勢　三郎	土－９、と－９、舗－９	１３
本　社	スズカ　シロウ 鈴鹿　四郎	建－７	２０　３８
伊賀営業所	イガ　ゴロウ 伊賀　五郎	土－９、と－９、舗－９	１３

従たる営業所がある場合、P124又はP126の「営業所一覧表（様式第一号別紙二）」に記載した営業所の順番に名称を記載します。

営業所技術者等が担当する業種について、業種の略号に続けて工事種類のコードを下表のとおり記入します。

営業所技術者等として該当する資格や実務経験等のコードをP33～37の「技術者の資格表」またはP162の「コード表」に従い記入します。

建設工事の種類の略表

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゆんせつ工事（しゆ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロツク（タ）	機械器具設置工事（機）	

営業所技術者等　工事種類・有資格区分コード表

	法律条文		要　件		記載コード 工事種類 項番64	記載コード 有資格区分 項番65
一般	建設業法 第7条第2号	イ	指定学科卒業　＋　実務経験 【大学・高専卒3年／高校卒5年】		1	01
		ロ	実務経験　10年経験		4	02
		ハ	国家資格者等		7	P33～37技術者の資格表
特定	建設業法 第15条第2号	イ	国家資格者　・建設業法及び建築士法による技術者（1級） ・技術士法による資格者		9	P33～37技術者の資格表
		ロ	指導監督的 実務経験 2年以上	＋ 法第7条第2号イ 【指定学科卒業　＋　実務経験】	2	01
				＋ 法第7条第2号ロ 【実務経験　10年以上】	5	02
				＋ 法第7条第2号ハ 【国家資格者等】	8	P33～37技術者の資格表
		ハ	国土交通大臣特別認定（同号イと同等以上）		3	03
			国土交通大臣特別認定（同号ロと同等以上）		6	04

工事経歴書（第２号様式）の記載フロー図【経営事項審査を受審する場合】

① 元請工事に係る完成工事について、元請工事の請負金額の合計額の7割を超えるところまで、請負金額の大きい順に記載します。
② ①に続けて、①で記載した以外の元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の請負金額の合計額の7割を超えるところまで、請負金額の額の大きい順に記載します。
①、②において、記載しなかった残りの工事については、「その他元請工事〇件〇〇千円」、「その他下請工事〇件〇〇千円」とまとめて記載してください。
③ ②に続けて主な未成工事を記載します。

注意 ①及び②において、「税込みで」500万円未満（建築一式「税込みで」1，500万円未満）の軽微な工事の記載が10件に達した場合には、全体の請負金額の合計額の7割を超えていなくても、それ以上の記載は要しません。つまり、「税込みで」500万円未満（建築一式「税込みで」1，500万円未満）の軽微な工事にあっては、1業種につき全体で10件を超えて記載する必要はありません。
ただし、①の元請工事において軽微な工事の記載が10件に達しても、②において、「税込みで」500万円以上（建築一式「税込みで」1，500万円以上）の下請工事がある場合は、記載が必要です。

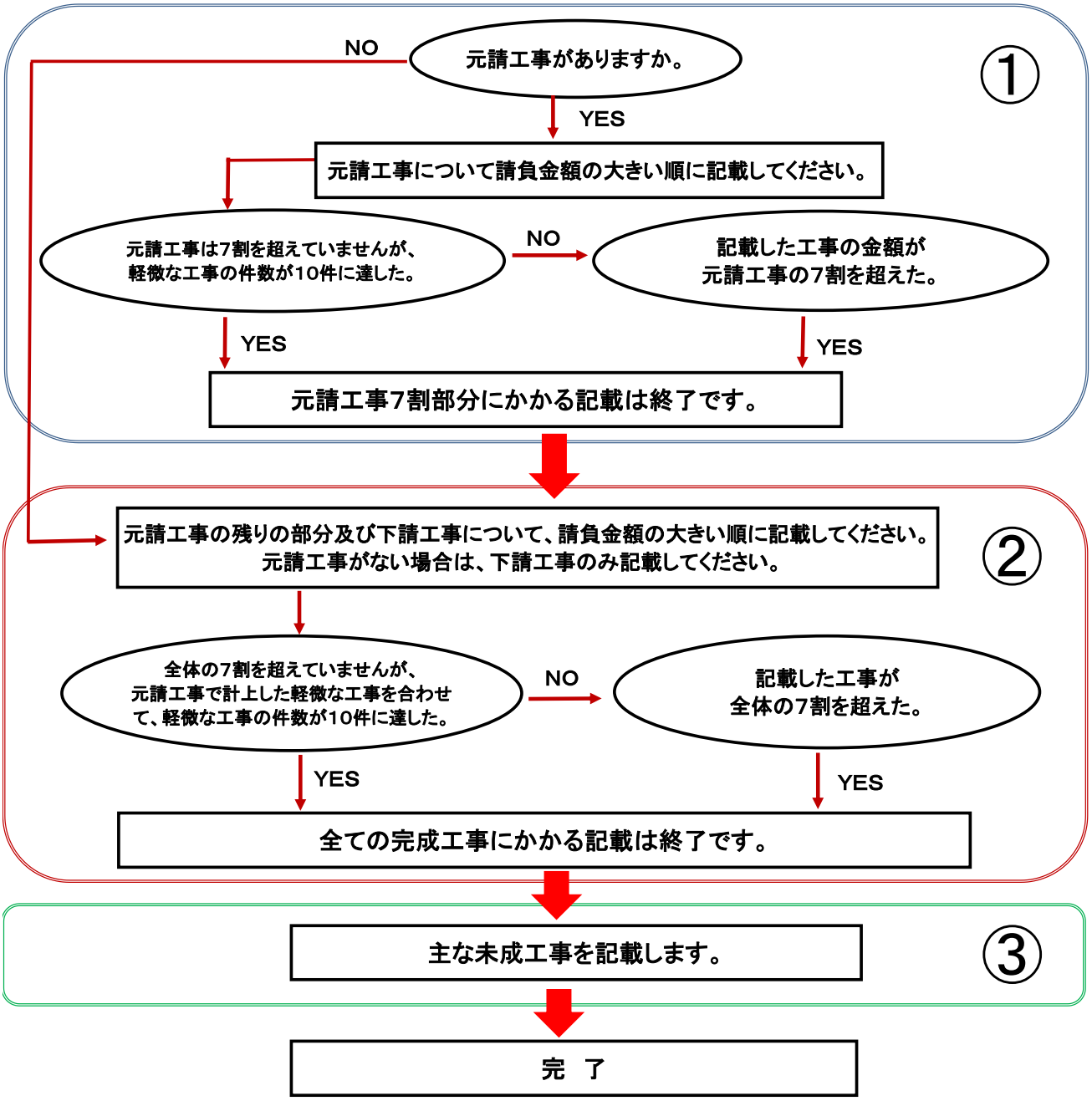

様式第二号（第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係）

（経営事項審査を受審する場合）

【事業年度期間：令和元年12月1日～令和2年11月30日】

（用紙Ａ４）

許可を受けようとする建設工事の種類を書きます。種類が複数ある場合は、それぞれ別用紙に書きます。

1　工事は、提出する事業年度の期間分を書きます。（保守点検や維持管理業務（例：樹木の剪定）など、役務の提供にあたる業務は工事には該当しません）
2　1件の請負契約を分割して、複数の建設工事の経歴とすることはできません。3　工事実績がない場合は、「該当工事なし」と書きます。

課税事業者は「税抜」、免税事業者は「税込」で記入します。

特定建設業の許可を有する元請業者が、総額で5,000万円（建築一式は8,000万円）以上の下請契約を締結した場合のみ該当します。

平成22年4月1日から、工事契約の認識について、
①工事収益総額
②工事原価総額
③決算日における工事進捗度
を合理的に見積もることができる工事については工事進行基準を、

工　事　経　歴　書

（建設工事の種類）　舗　装　工事　（　税込　・　税抜　）

請け負った一つの契約ごとに、請負契約の相手方の商号又は名称を書きます。

三重県〇〇郡△△町の場合は、「三重県△△町」と記載ください。

請負代金の額を千円単位（端数切捨）で書きます。なお、変更契約がある場合は、変更後の金額を書きます。

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者 氏名	主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所に○印を記載）主任技術者	監理技術者	請負代金の額	うち、・PC・法面処理・鋼橋上部	工期 着工年月	完成又は完成予定年月
三重県	元請	JV	〇〇線舗装整備工事	三重県津市	〇〇　〇〇		レ	90,000 千円	千円	令和元年　7月	令和２年　8月
津市	元請		〇〇線舗装補修工事	三重県津市	〇〇　〇〇	レ		(32,000) 100,000 千円	千円	令和２年　3月	令和３年１０月
津市	元請		〇〇線舗装補修工事	三重県津市	〇〇　〇〇	レ		23,000 千円	千円	令和２年　6月	令和２年１０月
〇〇建設	下請		〇〇線道路改良に伴う舗装工事	三重県菰野町	〇〇　〇〇	レ		52,000 千円	千円	令和２年　1月	令和２年　5月
〇〇組	下請		〇〇公園整備に伴う駐車場舗装工事	三重県松阪市	〇〇　〇〇	レ		45,000 千円	千円	令和元年１０月	令和２年　4月
〇〇建設	下請		〇〇線道路改良に伴う舗装工事	三重県津市	〇〇　〇〇	レ		27,500 千円	千円	令和元年１１月	令和２年　3月
A	元請		A邸新築に伴う舗装工事	三重				22,000 千円	千円	令和２年　8月	令和２年１１月
〇〇土建	下請		〇〇〇工場舗装改良工事	三重県津市	〇〇　〇〇	レ		21,000 千円	千円	令和２年　5月	令和２年８月
			その他元請工事　４　件					19,500 千円	千円	令和　年　月	令和　年　月
			その他下請工事１２件					85,000 千円	千円	令和　年　月	令和　年　月
主な未成工事											月
津市	元請										2月
								千円	千円	令和　年　月	令和　年　月
								千円	千円	令和　年　月	令和　年　月
小　計			24 件	417,000 千円				千円	うち　元請工事 186,500 千円		千円
合　計			24 件	417,000 千円				千円	うち　元請工事 186,500 千円		千円

①元請工事について、金額の大きい順に元請工事合計額の7割を超えるところまで記載します。
ただし、500万円未満（建築一式1，500万円未満）の軽微な工事にあっては、10件を超えて記載する必要はありません。

JV（甲型）の場合は、請負金額に出資割合を乗じて得た額を記載します。

②上記に続けて、残りの工事（上で記載しなかった残りの元請工事と全ての下請工事）について、金額の大きい順に全体の完成工事高の7割を超えるところまで記載します。

ただし、500万円未満（建築一式1，500万円未満）の軽微な工事にあっては、上記①の元請工事と合わせて全体の10件を超えて記載する必要はありませんが、500万円以上（建築一式1，500万円以上）の下請工事がある場合は、引き続き記載が必要です。

工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を（　　）で記入します。

請け負った工事の内容が分かるように具体的な工事の名称を請負契約書の工事名等により記載する。
「注文者」と「工事名」の記入にあたっては、個人名が特定されないように注意してください。

①、②において、記載しなかった残りの工事については、その他元請工事、その他下請工事としてまとめて記載します。

左欄の着工年月は、実際に工事に着手した年月を、
右欄の完成年月は、実際に完成し引き渡した年月を、
当該工事が未完成である場合は、完成予定の年月を記入します。

③主な未成工事について記載します。

【記載方法】
①　元請工事に係る完成工事について、元請工事の請負金額の合計額の7割を超えるところまで、請負金額の大きい順に記載します。
②　①に続けて、①で記載した以外の元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の請負金額の合計額の7割を超えるところまで、請負金額の大きい順に記載します。
③　②に続けて主な未成工事を記載します。

※①及び②において、500万円未満（建築一式1，500万円未満）の軽微な工事の記載が10件に達した場合には、全体の請負金額の合計額の7割を超えていなくても、それ以上の記載は要しません。
ただし、①の元請工事において、軽微な工事の記載が10件に達しても、②において500万円以上（建築一式1，500万円以上）の下請工事がある場合は、引き続き記載が必要です。

P131の「直前3年の各事業年度における施工金額（様式第3号）」の合計金額とそれぞれ一致します。

1ページに書き切れない場合は、複数ページに渡って記載します。

「小計」「合計」欄について
円単位で合計した後、千円単位（端数切捨）で表示します。（千円単位で表示されたものを合計するものではありませんので、千円単位での合計とは一致しない場合があります。）また、工事進行基準を採用している場合は、（）書き部分を足してください。

様式第二号（第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係）

（経営事項審査を受審しない場合）

許可を受けようとする建設工事の種類を書きます。種類が複数ある場合は、それぞれ別用紙に書きます。

1　工事は、提出する事業年度の期間分を書きます。（保守点検や維持管理業務（例：樹木の剪定）など、役務の提供にあたる業務は工事には該当しません）
2　1件の請負契約を分割して、複数の建設工事の経歴とすることはできません。
3　工事実績がない場合は、「該当工事なし」と書きます。

該当する方に○をします。

特定建設業の許可を有する元請業者が、総額で5,000万円（建築一式は8,000万円）以上の下請契約を締結した場合のみ該当します。

平成22年4月1日から、工事契約の認識について、
①工事収益総額
②工事原価総額
③決算日における工事進捗度
を合理的に見積もることができる工事については工事進行基準を、それ以外の工事には工事完成基準を適用することとされました。

工　事　経　歴　書

（建設工事の種類）　とび・土工・コンクリート工事　（　税込　・　税抜　）

請け負った一つの契約ごとに、請負契約の相手方の商号又は名称を書きます。

請負代金の額を千円単位（端数切捨）で書きます。なお、変更契約がある場合は、変更後の金額を書きます。

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者 氏名	主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所に印を記載）主任技術者	監理技術者	請負代金の額	うち、・PC・法面処理・鋼橋上部	工期 着工年月	完成又は完成予定年月
津市	元請		交通安全対策ガードレール設置工事	三重県津市	○○　○○	レ		760 千円	千円	令和２年　７月	令和２年　９月
○○建設	下請		○○○邸外構工事	三重県松阪市	○○　○○	レ		750 千円	千円	令和２年　１月	令和２年　７月
○○組	下請		○○邸盛土・土留工事	三重県鈴鹿市	○○　○○	レ		556 千円	千円	令和２年　５月	令和２年　６月
○○建設	下請		○○○邸外構工事	三重県津市	○			500 千円	千円	令和２年　２月	令和２年　３月
○○商店	元請		○○営業所フェンス設置工事	三重県津市	○			100 千円	千円	令和２年　２月	令和２年　３月
○○高校	元請		ブロック塀補修工事	三重県津市	○○　○○	レ		80 千円	千円	令和２年　４月	令和２年　４月
○○高校	元請		ブロック塀補修工事	三重県津市				80 千円	千円	令和２年　２月	令和２年　２月
B	元請		B邸外構修繕工事	三重県菰野町	○○　○○	レ		70 千円	千円	令和２年　２月	令和２年　２月
								千円	千円	令和　年　月	令和　年　月
主な未成工事											月
津市	元請		工事	三重県津市							2月
								千円	千円	令和　年　月	令和　年　月
								千円	千円	令和　年　月	令和　年　月
小　計					8件			2,996 千円	千円	うち　元請工事 1,010 千円	千円
合　計					18 件			3,112 千円	千円	うち　元請工事 1,200 千円	千円

①元請、下請にかかわらず、請負金額の大きい順に記載してください。

三重県○○郡△△町の場合は、「三重県△△町」と記載ください。

在籍出向者又は派遣社員を主任技術者等として配置することができませんので注意してください。未成工事及びその他工事については記載不要です。

左欄の着工年月は、実際に工事に着手した年月を、右欄の完成年月は、実際に完成し引き渡した年月を、当該工事が未完成である場合は、完成予定の年月を記入します。

請け負った工事の内容が分かるように具体的な工事の名称を請負契約書の工事名等により記載する。「注文者」と「工事名」の記入にあたっては、個人名が特定されないように注意してください。

②概ね、1ページに収まる程度に記載してください。

③主な未成工事について、請負金額の大きい順に記載します。

このページに記載した完成工事の合計件数、金額を記載します。

【記載方法】
①　元請工事、下請工事にかかわらず請負金額の大きい順に記載してください。
②　概ね、1ページに収まる程度に工事を記載してください。
③　②に続けて主な未成工事を記載します。

上に記載されていない工事も含めて、全ての完成工事の合計件数、金額を記載します。（用紙が複数枚にわたるときは、最終ページにのみ記載してください。）

P131の「直前3年の各事業年度における施工金額（様式第3号）」の合計金額とそれぞれ一致します。

「小計」「合計」欄について
円単位で合計した後、千円単位（端数切捨）で表示します。（千円単位で表示されたものを合計するものではありませんので、千円単位での合計とは一致しない場合があります。）また、工事進行基準を採用している場合は、（）書き部分を足してください。

様式第三号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）　　（用紙Ａ４）

（例1） 通常の許可申請の場合

許可を受けようとする（既に受けている）建設工事の種類をすべて書きます。

該当するものに〇を付ける

許可を受けていない業種に係る建設工事の額を書きます。（製造・販売・雇傭・委任等の兼業売上は除く。）

直前３年の各事業年度における工事施工金額

元請負とは施主から直接受注したものをいいます。
その中で施主が官公庁、公共法人等の場合は公共に（下記記載要領「５」参照）、それ以外のものは民間として書きます。

（税込・税抜／単位：千円）

	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
			土木一式 工事	建築一式 工事	とび・土工・コンクリート 工事	舗装 工事		
第 29 期 平成 29 年 12 月 1 日から 平成 30 年 11 月 30 日まで	元請	公共	398,556	2,400	2,380	109,523	0	512,859
		民間	85,232	63,355	4,285	5,655	0	158,527
	下請		0	35,600	0	272,000	0	307,600
	計		483,788	101,355	6,665	387,178	0	978,986
第 30 期 平成 30 年 12 月 1 日から 令和 元 年 11 月 30 日まで	元請	公共	358,507	5,200	0	15,238	0	378,945
		民間	55,264	45,200	1,699	0	0	102,163
	下請		0	55,623	1,211	176,190	0	233,024
	計		413,771	106,023	2,910	191,428	0	714,132
第 31 期 令和 元 年 12 月 1 日から 令和 2 年 11 月 30 日まで	元請	公共	267,083	0	920	186,500	0	454,503
		民間	45,489	68,900	280	0	0	114,669
	下請		0	29,250	1,912	230,500	0	261,662
	計		312,572	98,150	3,112	417,000	0	830,834
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							

申請時の直前３年間を、１年毎に３年分書きます。
決算期を変更した場合は、３年分となるように注意してください。
個人の事業年度は１月１日から１２月３１日までです。（期は、記入しません。）

工事経歴書（様式第二号）の合計欄と一致します。

実績がない場合でも「０」と書きます。

損益計算書の完成工事高と一致します。

業種が５業種以上ある場合は、用紙が２枚以上になります。その際、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」は最終ページのみに記載してください。

記載要領

1　この表には、申請又は届出をする日の直前３年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。

2　「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。

3　「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。

4　記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第２条第６号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。

5　「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。

6　「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が５業種以上にわたるため、用紙が２枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。

7　当該工事に係る実績がない場合においては、欄に「０」と記載すること。

それぞれの項目については、千円単位（端数切捨）で表示します。「計」「合計」欄については、円単位で合計した後、千円単位（端数切捨）で表示します。つまり、千円単位で表示されたものを合計するものではありませんので、「計」と「合計」が一致しなくても差し支えありません。

●経営事項審査を申請される方の工事経歴書の記載について（補足説明）

事例１）元請工事で７割、全体工事で７割を超える場合

＜とび・土工・コンクリート工事＞（単位：千円）（税抜：課税事業者）

年間完成工事		工事経歴書に記載する工事
元請工事	下請工事	
元① 90,000	下① 52,000	元① 90,000
元② 42,000	下② 45,000	元② 42,000
元③ 24,000	下③ 27,500	下① 52,000
元④ 12,000	下④ 22,000	下② 45,000
元⑤ 9,000	下⑤ 16,500	下③ 27,500
元⑥ 6,000	下⑥ 14,000	元③ 24,000
元⑦ 3,500	下⑦ 11,000	下④ 22,000
	下⑧ 10,000	
	下⑨ 8,500	
	下⑩ 7,000	
	下⑪ 4,500	
	下⑫ 3,800	
	下⑬ 2,800	
	下⑭ 2,300	
	下⑮ 2,000	
小計　186,500	小計 228,900	
	合計 415,400	

元請工事の７割（この場合 130,550 千円）を超えるまで記載する。

元請工事の残りの部分と下請工事について、全体の７割（この場合 290,780 千円）を超えるまで記載する。

元請の７割	全体の７割
130,550	290,780

事例２）元請工事で軽微な工事が 10 件に達した場合

＜とび・土工・コンクリート工事＞（単位：千円）

年間完成工事		工事経歴書に記載する工事
元請工事	下請工事	
元① 1,590	下① 10,000	元① 1,590
元② 1,580	下② 6,000	元② 1,580
元③ 1,570	下③ 4,500	元③ 1,570
元④ 1,560	下④ 4,000	元④ 1,560
元⑤ 1,550	下⑤ 3,500	元⑤ 1,550
元⑥ 1,540	下⑥ 3,000	元⑥ 1,540
元⑦ 1,530	下⑦ 2,500	元⑦ 1,530
元⑧ 1,520	下⑧ 2,000	元⑧ 1,520
元⑨ 1, 510	下⑨ 1,500	元⑨ 1, 510
元⑩ 1, 500		元⑩ 1, 500
元⑪ 1, 490		下① 10,000
元⑫ 1, 480		下② 6,000
元⑬ 1,470		
元⑭ 1,460		
元⑮ 1,450		
小計 22,800	小計 37,000	
	合計 59,800	

元請工事の 7 割（この場合 15,960 千円）を超えるまで記載する。
ただし、この場合、元請工事は全て軽微な工事であるため、10 件まで記載すればよい。

元請工事の残りの部分と下請工事について、全体の 7 割（この場合 41,860 千円）を超えるまで記載する。
ただし、この場合、上段で軽微な工事を 10 件記載しているので、下段で軽微な工事を記載する必要はない。
※元請工事において、軽微な工事の記載が 10 件に達しても、下請工事で 500 万円以上（建築一式工事 1,500 万円以上）の下請工事がある場合は記載が必要。

元請の 7 割	全体の 7 割
15,960	41,860

・・・ 工事経歴書に記載する軽微な工事

例３）全体で軽微な工事が 10 件に達した場合

＜とび・土工・コンクリート工事＞（単位：千円）

年間完成工事		工事経歴書に記載する工事
元請工事	下請工事	
元① 15,000	下① 5,100	元① 15,000
元② 10,000	下② 3,600	元② 10,000
元③ 9,500	下③ 3,500	元③ 9,500
元④ 9,000	下④ 3,400	元④ 9,000
元⑤ 4,500	下⑤ 3,300	元⑤ 4,500
元⑥ 3,900	下⑥ 3,150	元⑥ 3,900
元⑦ 3,800	下⑦ 3,100	元⑦ 3,800
元⑧ 3,300	下⑧ 3,000	下① 5,100
元⑨ 3, 200	下⑨ 2,900	下② 3,600
元⑩ 3, 100	下⑩ 2,800	下③ 3,500
元⑪ 3, 000	下⑪ 2,700	下④ 3,400
元⑫ 2, 900	下⑫ 2,600	元⑧ 3,300
元⑬ 2,800	下⑬ 2,500	下⑤ 3,300
元⑭ 2,700	下⑭ 2, 400	元⑨ 3, 200
元⑮ 2,600	下⑮ 2, 300	下⑥ 3,150
	下⑯ 2, 200	
	下⑰ 2, 100	
	下⑱ 2, 000	
	下⑲ 1, 900	
	下⑳ 1, 800	
小計 79,300	小計 56,350	
	合計 135,650	

元請工事の 7 割（この場合 55,510 千円）を超えるまで記載する。

元請工事の残りの部分と下請工事について、全体の 7 割（この場合 94,955 千円）を超えるまで記載する。
ただし、この場合、上段で軽微な工事を 3 件記載しているので、下段では軽微な工事は 7 件（＝10 件－3 件）まで記載すればよい。

元請の 7 割	全体の 7 割
55,510	94,955

・・・ 工事経歴書に記載する軽微な工事

●毎事業年度（決算期）終了時の工事経歴書への計上に係る留意事項

１　税込、税抜の選択について

経営事項審査を申請する場合、工事経歴書については、必ず免税業者は税込、課税業者は税抜で記載してください。また、課税事業者は、財務諸表も消費税抜方式により作成してください。

２　完成工事高の計上について

建設工事の種類は、建設業法第２条別表において、29 業種が定められています。

また、その具体的な内容・例示については、建設省告示「建設業法第２条第１項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容」及び国土交通省通知「建設業許可事務ガイドラインについて」に示されています。

完成工事高の分類は、これらに基づき行ってください。

なお、剪定、検査、調査、点検、部品交換、清掃等は、建設工事に該当しないため、完成工事高に計上することはできません。

誤って計上した場合は、売り上げを完成工事高から除き、兼業売上高への訂正が必要となり、決算変更届の修正をする必要があります。

３　個人との請負契約について

個人との請負契約を記載する場合は、「注文者」の記入にあたっては、個人名が特定されないように注意してください。フルネームが記載されている場合、修正したものの提出を求めます。

４　工事進行基準での記載について

工事進行基準に基づき記載している場合、請負金額については 2 段書きとしてください。

例）（65,000)←工事進行基準による額 88,000←全体の契約額

様式第三号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

（用紙Ａ４）

（例２）直前3年の間で、課税事業者に該当する決算期と免税事業者に該当する決算期がある場合

許可を受けようとする（既に受けている）建設工事の種類をすべて書きます。

両方に○を付ける

許可を受けていない業種に係る建設工事の額を書きます。
(製造・販売・雇傭・委任等の兼業売上は除く。)

直前３年の各事業年度における工事施工金額

（税込・税抜／単位：千円）

元請負とは施主から直接受注したものをいいます。
その中で施主が官公庁、公共法人等の場合は公共に（下記記載要領「５」参照）、それ以外のものは民間として書きます。

	注文者の区分	認可に係る建設工事の施工金額 建築一式 工事	大工 工事	とび・土工・コンクリート 工事	工事	その他の建設工事の施工金額	合計
第 29 期 （税込）	元請 公共	0	0	546		0	546
平成 29 年 12 月 1 日から	民間	1,575	0	892		0	2,467
	下請	0	420	7,980		0	8,400
平成 30 年 11 月 30 日まで	計	1,575	420	9,418		0	11,413
第 30 期 （税込）	元請 公共	2,940	0	0		0	2,940
平成 30 年 12 月 1 日から	民間	1,995	0	315		0	2,310
	下請	0	0	6,300		0	6,300
令和 元 年 11 月 30 日まで	計	4,935	0	6,615		0	11,550
第 31 期 （税抜）	元請 公共	0	0	1,142		0	1,142
令和 元 年 12 月 1 日から	民間	3,619	0	3,809		0	7,428
	下請	0	4,285	4,222		0	8,507
令和 2 年 11 月 30 日まで	計	3,619	4,285	9,173		0	17,077
	元請 公共						
から	民間						
	下請						
まで	計						
	元請 公共						
から	民間						
	下請						
まで	計						
第 期	元請 公共						
令和 年 月 日から	民間						
	下請						
令和 年 月 日まで	計						

申請時の直前３年間を１年毎に３年分書きます。
決算期を変更した場合は、３年分となるように注意してください。
個人の事業年度は１月１日から１２月３１日までです。
（期は、記入しません。）

工事経歴書（様式第二号）の合計欄と一致します。

実績がない場合でも「０」と書きます。

決算期ごとに括弧書きで税込、税抜を追加記載してください。

通常は、損益計算書の完成工事高と一致します。

業種が５業種以上ある場合は、用紙が２枚以上になります。その際、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」は最終ページのみに記載してください。

記載要領

1　この表には、申請又は届出をする日の直前３年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。

2　「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。

3　「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。

4　記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第２条第６号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。

5　「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。

6　「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が５業種以上にわたるため、用紙が２枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。

7　当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「０」と記載すること。

それぞれの項目については、千円単位(端数切捨)で表示します。「計」「合計」欄については、円単位で合計した後、千円単位(端数切捨)で表示します。
つまり、千円単位で表示されたものを合計するものではありませんので、「計」と「合計」が一致しなくても差し支えありません。

様式第三号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）　　（用紙Ａ４）

（例3） 法人設立又は事業開始してから一度も決算を迎えていない場合等（決算未到来、決算未確定の場合）

該当するものに〇を付ける

決算未到来

直前３年の各事業年度における工事施工金額

（税込・税抜／単位：千円）

事業年度	注文者の区分		認可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
			工事	工事	工事	工事		
第　期	元請	公共						
令和　年　月　日から		民間						
	下請							
令和　年　月　日まで	計							
第　期	元請	公共						
令和　年　月　日から		民間						
	下請							
令和　年　月　日まで	計							
第　期	元請	公共						
令和　年　月　日から		民間						
	下請							
令和　年　月　日まで	計							
第　期	元請	公共						
令和　年　月　日から		民間						
	下請							
令和　年　月　日まで	計							
第　期	元請	公共						
令和　年　月　日から		民間						
	下請							
令和　年　月　日まで	計							
第　期	元請	公共						
令和　年　月　日から		民間						
	下請							
令和　年　月　日まで	計							

法人設立又は事業開始してから一度も決算を迎えていない場合、余白に「決算未到来」と記入してください。

また、第１期目の決算期は到来しているものの決算が確定していない場合は「決算未確定」と記入してください。

記載要領

1　この表には、申請又は届出をする日の直前３年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。

2　「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。

3　「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。

4　記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第２条第６号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。

5　「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。

6　「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が５業種以上にわたるため、用紙が２枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。

7　当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「０」と記載すること。

様式第四号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）　　（用紙Ａ４）

許可申請の場合は、**申請日**における建設業に従事している使用人の数を、変更届の場合は、**事業年度終了の日（決算日）**における建設業に従事している使用人の数を書きます。

令和○○年△△月□□日

使　用　人　数

営業所の名称	技術関係使用人		事務関係使用人	合計
	建設業法第７条第２号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第２号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
本社	*5* 人	*1* 人	*2* 人	*8* 人
伊賀営業所	*2* 人	*0* 人	*1* 人	*3* 人
合計	*7* 人	*1* 人	*3* 人	*11* 人

全ての営業所（主たる営業所及びその他の営業所）を書きます。

建設業許可における営業所技術者等となり得る要件を有している技術関係の使用人の数を書きます。

建設業許可における営業所技術者等の要件を有していない技術関係の使用人の数を書きます。

建設業に従事する事務関係の使用人の数を書きます。

技術関係使用人及び事務関係使用人のいずれにも該当する方は、主となる方に記載してください。

役員又は個人事業主の方も含めた使用人の数を書いてください。
建設業に従事している使用人の数を記入します。
（兼業部門に従事する方は除きます。）
法人にあっては、監査役を除きます。

記載要領

1　この表には、法第５条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第３項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、法第17条の２の規定に基づく認可の申請の場合は、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割をした後に、法第17条の３の規定に基づく認可の申請の場合は、相続の認可を受けた後に建設業に従事する予定である使用人数を、営業所ごとに記載すること。

2　「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。

3　「その他の技術関係使用人」の欄は、法第７条第２号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第２号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

特に注意してください。

様式第六号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

申請者、申請者の役員等及び令第３条に規定する使用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等が建設業法第８条各号に該当しないという誓約書であるため、P39（五）②の欠格事由に該当する項目がないか確認してください。

用紙Ａ４）

誓　　約　　書

不要の文字を消します。

申　請　者
~~譲　受　人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~

、

申　請　者
~~譲　受　人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~

の役員等及び建設業法施行令第３条に規定する使用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第８条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

令和○○年△△月□□日

不要の文字を消します。

申　請　者　*三重県津市桜橋３丁目４４６番３４号*
~~譲　受　人~~　*エム・アイ・イー土木株式会社*
~~合併存続法人~~　*代表取締役　三重太郎*
分割承継法人

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
三重県知事　　殿

記載要領

申　請　者
譲　受　人
合併存続法人
分割承継法人

、

「申　請　者
譲　受　人
合併存続法人
分割承継法人
」

「地方整備局長
、北海道開発局長
知事
」

については不要なものを消すこと

○常勤役員等証明書（様式第７号）における場合分け

	申請者	証明者	関係	期間確認の書類	建設業の経営業務管理経験（常勤）	建設業法施行規則第７条第１号	記載例
例１	法人	法人	役員	法人登記簿	法人役員で５年以上	イ（１）該当	Ｐ１４１
例２	個人	個人	本人	確定申告	個人事業主で５年以上	イ（１）該当	Ｐ１４２
例３	個人	法人	元役員	年数に応じ法人登記簿	法人役員後、個人事業主での経験を合算して５年以上（証明期間より証明書は２枚に分かれる。）	イ（１）該当	Ｐ１４３
		個人	本人	年数に応じ確定申告		イ（１）該当	Ｐ１４４
例４	法人	法人	役員	年数に応じ確定申告＋法人登記簿	個人事業主後に法人成り。法人役員経験と合算して５年以上（証明書は１枚で可、備考欄に法人成り記載要）	イ（１）該当	Ｐ１４５
例５	個人	元事業主	元事業主補佐	確定申告（元事業主）	事業主補佐で６年以上	イ（３）該当	Ｐ１４６

○常勤役員等及び補佐する者の証明書（様式第７号の２）における場合分け

	申請者	証明者	関係	期間確認の書類	建設業の経営業務管理経験（常勤）	建設業法施行規則第７条第１号	記載例
例６	法人	法人	役員	法人登記簿	法人役員（自社）で建設業に関し、２年以上の経験及び、役員に次ぐ職制上の立場で建設業に関し、３年以上の経験による	ロ（１）該当	Ｐ１４８
例７	法人	法人	役員	法人登記簿（以前の会社と自社）	法人役員（以前の会社と自社）で５年以上の経験かつ建設業に関し２年以上の経験による	ロ（２）該当	Ｐ１５０ Ｐ１５１
	法人	法人	役員等を補佐する者（＊）	・組織図 ・期間中での業務にかかる稟議書等	建設業に関する財務管理、労務管理、業務運営は兼務により、各５年以上	－	Ｐ１５２ Ｐ１５３ Ｐ１５４

＊役員等を直接補佐する者の要件については、例６と例７で共通。

○上記のほか、経営業務の管理責任者等を変更する場合の記載例については、Ｐ１５６を参照ください。

様式第七号（第三条関係）

（用紙Ａ４）

0 0 0 0 2

経営業務管理１名のみ

例１　法人の役員で経験がある場合

常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書

（１）　下記の者は、建設業に関し、次のとおり第７条第１号イ（(1)／~~(2)~~／~~(3)~~）に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等　*代表取締役*

経験時の役職名を書きます。

経験年数　平成 *２２*年 ７月 から 令和 ２年 １２月 まで 満 １０ 年 ５月

原則、片端落しで計算してください。
新規及び変更の場合は、**P56** ロ経験の確認及び **P52** イ常勤性の確認のための資料を提出してください。更新の場合は、**P52** イ常勤性の確認のための資料を提出してください。
なお、許可を受けなくてもよい軽微な工事のみを営業していた場合は様式第２号「工事経歴書」及び様式第３号「直前３年の各事業年度における工事施工金額」に記載が必要です。

証明者と被証明者との関係　*役員*

証明者の立場から見た被証明者との関係を書きます。

備考

原則として、当該経験年数における使用者（法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該本人）の証明が必要です。
なお、使用者がいない場合には被証明者と同等以上の役職にある者又は役職にあった者の証明が必要です。また、証明者が複数になる場合は、証明者別に作成してください。
なお、これらの者の証明を得ることができない正当な理由（法人の解散等）があり、やむを得ず自己証明をする者については、「備考」欄にその理由を記載してください。

令和○○年△△月□□日

証明者　*三重県津市桜橋３丁目４４６番３４号*
エム・アイ・イー土木株式会社
代表取締役　三重太郎

（２）　下記の者は、許可申請者（の常勤の役員／~~本　人~~／~~の　支　配　人~~）で第７条第１号イ（(1)／~~(2)~~／~~(3)~~）に該当する者であることに相違ありません。

許可申請者と常勤役員等との関係

令和○○年△△月□□日

P121の「建設業許可申請書（様式第一号）」の申請者と一致します。

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
三重県　知事　殿

該当しないものを消します。

申請者
~~届出者~~　*三重県津市桜橋３丁目４４６番３４号*
エム・アイ・イー土木株式会社
代表取締役　三重太郎

申請又は届出の区分　項番 1 7 *1*（１．新規　２．変更　３．常勤役員等の更新等）

新規申請は「１」、更新申請は「３」を記入します。
業種追加申請等で従前の経営業務の管理責任者に変更がない場合も「３」を記入します。

変更又は追加の年月日　令和　年　月　日

申請の区分「１」新規「３」更新その他の場合は記入不要です。

許可年月日が複数ある場合は最も古いものを記入します。

許可番号　1 8　大臣／知事　コード

国土交通大臣／知事　許可（般／特 － ）第　号　令和　年　月　日

申請の区分「１」の場合は、般特新規のみ記入します。

太枠内が常勤役員等（経営業務の管理責任者等）として証明される者です。

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

カタカナで最初から２文字だけ記入します。

氏名のフリガナ　1 9　ミ　エ

姓と名の間を１マス空けます。

氏名　2 0　三　重　太　郎

元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕

生年月日　*S*　*2*　*4*　年　*0*　*4*　月　*1*　*2*　日

住所　*津市広明町１３番地*

現住所を書きます。

◎【変　更　前】

許可申請の場合は記入の必要はありません。

氏名　2 1

元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕

生年月日　年　月　日

備考
常勤役員等の略歴については、別紙による。

様式第七号（第三条関係）

（用紙Ａ４）

0 0 0 0 2

例２　個人事業主の場合

常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書

（1）　下記の者は、建設業に関し、次のとおり第７条第１号イ｛(1) ~~(2)~~ ~~(3)~~｝に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等　*事業主*　← 経験時の役職名を書きます。

経験年数　平成 *24* 年 *1* 月 から 令和 2 年 *4* 月 まで 満 *8* 年 3 月

証明者と被証明者との関係　*本人*　← 証明者の立場から見た被証明者との関係を書きます。

備考

原則、片端落しで計算してください。
新規及び変更の場合は、P56 ロ経験の確認及び P52 イ常勤性の確認のための資料を提出してください。更新の場合は、P52 イ常勤性の確認のための資料を提出してください。
なお、許可を受けなくてもよい軽微な工事のみを営業していた場合は様式第２号「工事経歴書」及び様式第３号「直前３年の各事業年度における工事施工金額」に記載が必要です。

原則として、当該経験年数における使用者（法人の場合は当該法人個人の場合は当該本人）の証明が必要です。なお、使用者がいない場合には被証明者と同等以上の役職にある者又は役職にあった者の証明が必要です。また、証明者が複数になる場合は、証明者別に作成してください。
なお、これらの者の証明を得ることができない正当な理由（法人の解散等）があり、やむを得ず自己証明をする者については、「備考」欄にその理由を記載してください。

令和○○年△△月□□日

証明者　*三重県津市桜橋３丁目４４６番３４号*
三重土木工業
三重太郎

（2）　下記の者は、許可申請者｛~~の常勤の役員~~ 本人 ~~の支配人~~｝で第７条第１号イ｛(1) ~~(2)~~ ~~(3)~~｝に該当する者であることに相違ありません。

許可申請者と常勤役員等との関係

該当しないものを消します。

令和○○年△△月□□日

P121の「建設業許可申請書（様式第一号）」の申請者と一致します。

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
三重県　知事　殿

申請者
~~届出者~~　*三重県津市桜橋３丁目４４６番３４号*
三重土木工業
三重太郎

申請又は届出の区分　項番　1 7 *1*　（1．新規　2．変更　3．常勤役員等の更新等）

新規申請は「１」、更新申請は「３」を記入します。
業種追加申請等で従前の経営業務の管理責任者に変更がない場合も「３」を記入します。

変更又は追加の年月日　令和　年　月　日

申請の区分「１」新規「３」更新その他の場合は記入不要です。

許可年月日が複数ある場合は最も古いものを記入します。

大臣 知事　コード

許可番号　1 8 □□　国土交通大臣 知事　許可（般 特 －□□）第□□□□□□号　令和 □□ 年 □□ 月 □□ 日

許可年月日

申請の区分「１」の場合は、般特新規のみ記入します。

カタカナで最初から２文字だけ記入します。

記　**太枠内が常勤役員等（経営業務の管理責任者等）として証明される者です。**

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ　1 9　ミ エ

姓と名の間を１マス空けます。

氏名　2 0　三 重 太 郎

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日　S 2 4 年 0 4 月 1 2 日

住所　*津市広明町１３番地*　← 現住所を書きます。

◎【変更前】

許可申請の場合は記入の必要はありません。

氏名　2 1

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日　□□ 年 □□ 月 □□ 日

備考
常勤役員等の略歴については、別紙による。

様式第七号（第三条関係）

例３－１　法人の役員をした後、個人事業主をしている場合
（例３－２と合わせることで、要件を満たすことになります）

（用紙Ａ４）　0 0 0 0 2

常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書

（１）　下記の者は、建設業に関し、次のとおり第７条第１号イ｛(1) (2) (3)｝に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等　　*取締役*　← 経験時の役職名を書きます。

経験年数　　平成 *２５*年 *９*月 から 平成 *２７*年 *１０*月 まで 満 *２* 年 *１* 月

証明者と被証明者との関係　　*元役員*　← 証明者の立場から見た被証明者との関係を書きます。

備考

原則、片端落しで計算してください。
新規及び変更の場合は、**P56** ロ経験の確認及び **P52** イ常勤性の確認のための資料を提出してください。更新の場合は、**P52** イ常勤性の確認のための資料を提出してください。
なお、許可を受けなくてもよい軽微な工事のみを営業していた場合は様式第２号「工事経歴書」及び様式第３号「直前３年の各事業年度における工事施工金額」に記載が必要です。

原則として、当該経験年数における使用者（法人の場合は当該法人個人の場合は当該本人）の証明が必要です。なお、使用者がいない場合には被証明者と同等以上の役職にある者又は役職にあった者の証明が必要です。また、証明者が複数になる場合は、証明者別に作成してください。
なお、これらの者の証明を得ることができない正当な理由（法人の解散等）があり、やむを得ず自己証明をする者については、「備考」欄にその理由を記載してください。

令和○○年△△月□□日

証明者　*三重県松阪市高町１３８番*
三重松阪建設株式会社
代表取締役　高町一郎

（２）　下記の者は、許可申請者｛~~の常勤の役員~~ 本人 ~~その支配人~~｝で第７条第１号イ｛(1) ~~(2)~~ ~~(3)~~｝に該当する者であることに相違ありません。

許可申請者と経営業務の管理責任者との関係

該当しないものを消します。

令和○○年△△月□□日

P121の「建設業許可申請書（様式第一号）」の申請者と一致します。

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
三重県　知事　殿

申請者　*三重土木工業*
~~届出者~~　*三重太郎*

申請又は届出の区分　項番 1 7 *1*　（１．新規　２．変更　３．常勤役員等の更新等）

新規申請は「１」、更新申請は「３」を記入します。
業種追加申請等で従前の経営業務の管理責任者に変更がない場合も「３」を記入します。

変更又は追加の年月日　令和　年　月　日

申請の区分「１」新規「３」更新その他の場合は記入不要です。

許可年月日が複数ある場合は最も古いものを記入します。

大臣 知事 コード

許可年月日

許可番号　1 8

国土交通大臣 知事 許可（般 特 －　）第　　号　令和　年　月　日

申請の区分「１」の場合は、般特新規のみ記入します。

カタカナで最初から２文字だけ記入します。

記　**太枠内が常勤役員等（経営業務の管理責任者等）として証明される者です。**

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ　1 9　ミ　エ

姓と名の間を１マス空けます。

元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕

氏名　2 0　三　重　　太　郎

生年月日　*S*　*2*　*4*年 *0*　*4*月 *1*　*2*日

住所　*津市広明町１３番地*　← 現住所を書きます。

◎【変更前】

許可申請の場合は記入の必要はありません。

元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕

氏名　2 1

生年月日　年　月　日

備考
常勤役員等の略歴については、別紙による。

様式第七号（第三条関係）　　（用紙Ａ４）

0 0 0 0 2

例３－２　法人の役員をした後、個人事業主をしている場合

常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書

（１）　下記の者は、建設業に関し、次のとおり第７条第１号イ｛(1) ~~(2)~~ ~~(3)~~｝に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等　*事業主*　←　経験時の役職名を書きます。

経験年数　平成 *２９*年 *７*月 から 令和 ２年１２月 まで 満 ３ 年 ５ 月

証明者と被証明者との関係　*本人*　←　証明者の立場から見た被証明者との関係を書きます。

備考

原則、片端落しで計算してください。
新規及び変更の場合は、P56 ロ経験の確認及び P52 イ常勤性の確認のための資料を提出してください。更新の場合は、P52 イ常勤性の確認のための資料を提出してください。
なお、許可を受けなくてもよい軽微な工事のみを営業していた場合は様式第２号「工事経歴書」及び様式第３号「直前３年の各事業年度における工事施工金額」に記載が必要です。

原則として、当該経験年数における使用者（法人の場合は当該法人個人の場合は当該本人）の証明が必要です。なお、使用者がいない場合には被証明者と同等以上の役職にある者又は役職にあった者の証明が必要です。また、証明者が複数になる場合は、証明者別に作成してください。
なお、これらの者の証明を得ることができない正当な理由（法人の解散等）があり、やむを得ず自己証明をする者については、「備考」欄にその理由を記載してください。

令和○○年△△月□□日

証明者　*三重県津市桜橋３丁目４４６番３４号*
三重土木工業
三重太郎

（２）　下記の者は、許可申請者｛~~の常勤の役員~~ 本人 ~~の支配人~~｝で第７条第１号イ｛(1) ~~(2)~~ ~~(3)~~｝に該当する者であることに相違ありません。

許可申請者と常勤役員等との関係

令和○○年△△月□□日

P121の「建設業許可申請書（様式第一号）」の申請者と一致します。

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
三重県　知事　殿

該当しないものを消します。

申請者　*三重県津市桜橋３丁目４４６番３４号*
三重土木工業
~~届出者~~　*三重太郎*

申請又は届出の区分　項番　1 7 *1*　（１．新規　２．変更　３．常勤役員等の更新等）

新規申請は「１」、更新申請は「３」を記入します。
業種追加申請等で従前の経営業務の管理責任者に変更がない場合も「３」を記入します。

変更又は追加の年月日　令和　年　月　日

申請の区分「１」新規「３」更新その他の場合は記入不要です。

許可年月日が複数ある場合は最も古いものを記入します。

許可番号　1 8　大臣 知事 コード　国土交通大臣 知事 許可（般 特 －□□）第□□□□□□号　許可年月日　令和 □□年 □□月 □□日

申請の区分「１」の場合は、般特新規のみ記入します。

カタカナで最初から２文字だけ記入します。

記　**太枠内が常勤役員等（経営業務の管理責任者等）として証明される者です。**

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ　1 9　ミ エ

姓と名の間を１マス空けます。

氏名　2 0　三 重 太 郎

元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕
生年月日　*S* *2* *4* 年 *0* *4* 月 *1* *2* 日

住所　*津市広明町１３番地*　←　現住所を書きます。

◎【変更前】

許可申請の場合は記入の必要はありません。

氏名　2 1

元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕
生年月日　□□□年 □□月 □□日

備考
常勤役員等の略歴については、別紙による。

様式第七号（第三条関係）

（用紙Ａ４）

0	0	0	0	2

例４　個人事業主後、法人成をした場合

常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書

（1）　下記の者は、建設業に関し、次のとおり第７条第１号イ｛(1) ~~(2)~~ ~~(3)~~｝に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等　事業主、代表取締役　← 経験時の役職名を書きます。

経験年数　平成 ２３年 １０月 から 令和 ２年 １２月 まで 満 ９年 ３月

原則、片端落しで計算してください。
※証明期間の月初、最後が月末である場合は、満の月数での算定となります。
新規及び変更の場合は、P56 ロ経験の確認及び P52 イ常勤性の確認のための資料を提出してください。更新の場合は、P52 イ常勤性の確認のための資料を提出してください。
なお、許可を受けなくてもよい軽微な工事のみを営業していた場合は様式第２号「工事経歴書」及び様式第３号「直前３年の各事業年度における工事施工金額」に記載が必要です。

証明者と被証明者との関係　役員　← 証明者の立場から見た被証明者との関係を書きます。

備考　平成２３年１０月１日から平成２５年８月３１日まで三重鈴鹿建設の事業主、平成２５年９月１日から三重鈴鹿建設株式会社を設立し、代表取締役として現在に至る。

原則として、当該経験年数における使用者（法人の場合は当該法人個人の場合は当該本人）の証明が必要です。なお、使用者がいない場合には被証明者と同等以上の役職にある者又は役職にあった者の証明が必要です。また、証明者が複数になる場合は、証明者別に作成してください。
なお、これらの者の証明を得ることができない正当な理由（法人の解散等）があり、やむを得ず自己証明をする者については、「備考」欄にその理由を記載してください。

令和○○年△△月□□日

証明者　三重県鈴鹿市西条５丁目１１７
三重鈴鹿建設株式会社
代表取締役　三重太郎

（2）　下記の者は、許可申請者｛の常勤の役員 ~~本人の支配人~~｝で第７条第１号イ｛(1) ~~(2)~~ ~~(3)~~｝に該当する者であることに相違ありません。

許可申請者と経営業務の管理責任者との関係

令和○○年△△月□□日

P121の「建設業許可申請書（様式第一号）」の申請者と一致します。

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
三重県　知事　殿

該当しないものを消します。

申請者
~~届出者~~　三重県鈴鹿市西条５丁目１１７
三重鈴鹿建設株式会社
代表取締役　三重太郎

申請又は届出の区分　項番 1 7 1（1．新規　2．変更　3．常勤役員等の更新等）

新規申請は「１」、更新申請は「３」を記入します。
業種追加申請等で従前の経営業務の管理責任者に変更がない場合も「３」を記入します。

変更又は追加の年月日　令和　年　月　日

申請の区分「１」新規「３」更新その他の場合は記入不要です。

許可年月日が複数ある場合は最も古いものを記入します。

許可番号　1 8　大臣 知事 コード　国土交通大臣 知事 許可（般 特 －□□）第□□□□□□号　許可年月日 令和 □□年 □□月 □□日

申請の区分「１」の場合は、般特新規のみ記入します。

記　太枠内が常勤役員等（経営業務の管理責任者等）として証明される者です。

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

カタカナで最初から２文字だけ記入します。

氏名のフリガナ　1 9　ミ エ

姊と名の間を１マス空けます。

氏名　2 0　三 重 太 郎　元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕　生年月日 S 2 4 年 0 4 月 1 2 日

住所　津市広明町１３番地　← 現住所を書きます。

◎【変更前】

許可申請の場合は記入の必要はありません。

氏名　2 1　元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕　生年月日 □□年 □□月 □□日

備考
常勤役員等の略歴については、別紙による。

様式第七号（第三条関係）

（用紙Ａ４）

0 0 0 0 2

例５　事業承継の場合

常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書

（1）　下記の者は、建設業に関し、次のとおり第７条第１号イ｛~~(1)~~ ~~(2)~~ (3)｝に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等　*事業主補佐*　← 経験時の役職名を書きます。

経験年数　平成 *２３*年 １０月 から 令和 ２年 １２月 まで 満 ９年３月

証明者と被証明者との関係　*元事業主補佐*　← 証明者の立場から見た被証明者との関係を書きます。

備考

原則、片端落しで計算してください。
※証明期間の月初、最後が月末である場合は、満の月数での算定となります。
新規及び変更の場合は、P56 ロ経験の確認及び P52 イ常勤性の確認のための資料を提出してください。更新の場合は、P52 イ常勤性の確認のための資料を提出してください。
なお、許可を受けなくてもよい軽微な工事のみを営業していた場合は様式第２号「工事経歴書」及び様式第３号「直前３年の各事業年度における工事施工金額」に記載が必要です。

原則として、当該経験年数における使用者（法人の場合は当該法人個人の場合は当該本人）の証明が必要です。なお、使用者がいない場合には被証明者と同等以上の役職にある者又は役職にあった者の証明が必要です。また、証明者が複数になる場合は、証明者別に作成してください。
なお、これらの者の証明を得ることができない正当な理由（法人の解散等）があり、やむを得ず自己証明をする者については、「備考」欄にその理由を記載してください。

令和○○年△△月□□日

証明者　*三重県津市桜橋３丁目４４６番３４号*
三重県組
元事業主　三重一郎

（2）　下記の者は、許可申請者｛~~の常勤の役員~~ 本人 ~~の支配人~~｝で第７条第１号イ｛~~(1)~~ ~~(2)~~ (3)｝に該当する者であることに相違ありません。

許可申請者と経営業務の管理責任者との関係

該当しないものを消します。

令和○○年△△月□□日

P121の「建設業許可申請書（様式第一号）」の申請者と一致します。

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
三重県　知事　殿

申請者　*三重県津市桜橋３丁目４４６番３４号*
三重県組
~~届出者~~　*三重太郎*

申請又は届出の区分　項番　1 7 *1*　（1．新規　2．変更　3．常勤役員等の更新等）

新規申請は「１」、更新申請は「３」を記入します。
業種追加申請等で従前の経営業務の管理責任者に変更がない場合も「３」を記入します。

変更又は追加の年月日　令和　年　月　日

申請の区分「１」新規「３」更新その他の場合は記入不要です。

許可年月日が複数ある場合は最も古いものを記入します。

許可年月日　令和　年　月　日

許可番号　1 8　大臣 知事 コード　国土交通大臣 知事 許可（般 特 －　）第　号

申請の区分「１」の場合は、般特新規のみ記入します。

カタカナで最初から２文字だけ記入します。

記　太枠内が常勤役員等（経営業務の管理責任者等）として証明される者です。

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ　1 9　ミ　エ

姓と名の間を１マス空けます。

氏名　2 0　三　重　太　郎

元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕

生年月日　S 4 6 年 0 4 月 1 2 日

住所　*津市広明町１３番地*　← 現住所を書きます。

◎【変更前】

許可申請の場合は記入の必要はありません。

氏名　2 1

元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕

生年月日　年　月　日

備考
常勤役員等の略歴については、別紙による。

別紙　　（用紙Ａ４）

常勤役員等の略歴書

現住所が住民票上の住所と異なる場合であっても、実際に居住している現住所を記載してください。常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書（様式第七号）に記載した住所と同一になります。

現住所	津市広明町１３番地		
氏名	三重　太郎	生年月日	昭和２４年４月１２日生
職名	代表取締役		

	期間	従事した職務内容
職歴	自　昭和６１年　４月　１日 至　平成１５年　３月３１日	三重土木（有）入社、土木部勤務、土木工事に従事
	自　*平成１５年　４月　１日* 至　*平成１８年　３月３１日*	*三重土木（株）土木部工事課長に就任*
	自　*平成１８年　４月　１日* 至　*平成２０年１２月３１日*	*エム・アイ・イー土木（株）土木部長に就任*
	自　*平成２１年　１月　１日* 至　*平成２３年　８月３１日*	*三重土木（株）取締役に就任*
	自　*平成２３年　９月　１日* 至　令和　*３年　１月現在日*	*エム・アイ・イー土木（株）代表取締役に就任　現在に至る*
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	

現在に至るまでの職歴を書きます。建設業の経営経験が分かるように具体的に記入してください。

	年月日	賞罰の内容
賞罰		なし

建設業法の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載します。
刑罰については罰金刑も記載します。
（例）〇〇法違反　懲役3年
　　△△法違反　罰金〇万円
賞罰がなければ「なし」と書きます。

上記のとおり相違ありません。

令和〇〇年△△月□□日　　氏名　三　重　太　郎

記載要領

※　「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

様式第七号の二（第三条関係）

（用紙Ａ４）

0	0	0	0	2

経営業務の管理体制２名以上

例６　証明される者が、自社で役員２年以上、準ずる立場で３年以上の場合

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書

（第一面）

（１）　下記の者は、次のとおり第７条第１号ロ　{ (1) / ~~(2)~~ }　に掲げる経験を有することを証明します。

原則、片端落しで計算してください。
※証明期間の月初、最後が月末である場合は、満の月数での算定となります。
新規及び変更の場合は、P56ロ経験の確認及びP52 イ常勤性の確認のための資料を提出してください。更新の場合は、P52 イ常勤性の確認のための資料を提出してください。
なお、許可を受けなくてもよい軽微な工事のみを営業していた場合は様式第２号「工事経歴書」及び様式第３号「直前３年の各事業年度における工事施工金額」に記載が必要です。

役職名等　*土木部長、取締役*　← 経験時の役職名を書きます。

経験年数　平成２７年　９月から　令和２年１２月まで　満　５　年　４月

証明者と被証明者との関係　*役　員*　← 証明者の立場から見た被証明者との関係を書きます。

備考　*平成２７年９月１日から平成３０年８月３１日までエム・アイ・イー土木株式会社土木部長、平成３０年９月１日から令和２年１２月まで取締役として現在に至る。*

令和○○年△△月□□日

原則として、当該経験年数における使用者（法人の場合は当該法人個人の場合は当該本人）の証明が必要です。なお、使用者がいない場合には被証明者と同等以上の役職にある者又は役職にあった者の証明が必要です。また、証明者が複数になる場合は、証明者別に作成してください。
なお、これらの者の証明を得ることができない正当な理由（法人の解散等）があり、やむを得ず自己証明をする者については、「備考」欄にその理由を記載してください。

証明者　*三重県津市桜橋３丁目４４６番３４号*
エム・アイ・イー土木株式会社
代表取締役　三重太郎

（２）　下記の者は、許可申請者　{ の常勤の役員 / ~~本　人の支配人~~ }　で第７条第１号ロ　{ (1) / ~~(2)~~ }　に該当する者であることに相違ありません。

令和○○年△△月□□日

P121の「建設業許可申請書（様式第一号）」の申請者と一致します。

該当しないものを消します。

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
三重県　知事　殿

申請者
~~届出者~~　*三重県津市桜橋３丁目４４６番３４号*
エム・アイ・イー土木株式会社
代表取締役　三重太郎

申請又は届出の区分　項番　1 7 *1*　（１．新規　２．変更　３．常勤役員等の更新等）

新規申請は「１」、更新申請は「３」を記入します。
業種追加申請等で従前の経営業務の管理責任者に変更がない場合も「３」を記入します。

変更の年月日　令和　年　月　日

申請の区分「１」新規「３」更新その他の場合は記入不要です。

許可年月日が複数ある場合は最も古いものを記入します。

許可年月日　令和　年　月　日

許可番号　1 8　大臣 / 知事　コード　国土交通大臣 / 知事　許可　（般 / 特 －　）第　号

申請の区分「１」の場合は、般特新規のみ記入します。

記

太枠内が証明される者です。

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

カタカナで最初から２文字だけ記入します。

氏名のフリガナ　1 9　*イ　セ*

姓と名の間を１マス空けます。

元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕

氏名　2 0　*伊　勢　三　郎*　生年月日　*S　4　0*　年　*1　0*　月　*0　1*　日

住所　*伊勢市勢田町６２８－２*　← 現住所を書きます。

◎【変　更　前】

許可申請の場合は記入の必要はありません。

元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕

氏名　2 1　生年月日　年　月　日

備考
常勤役員等の略歴については、別紙による。

別紙一　　（用紙Ａ４）

例6の場合

常勤役員等の略歴書

現住所	伊勢市勢田町６２８－２		
氏名	伊勢　三郎	生年月日	昭和４０年１０月　１日生
職名	取締役		

	期間	従事した職務内容
職歴	自　昭和６３年　４月　１日 至　平成２０年　３月３１日	エム・アイ・イー土木（株）入社、土木部勤務、土木工事に従事
	自　平成２０年　４月　１日 至　平成２７年　８月３１日	エム・アイ・イー土木（株）土木部工事課長に就任
	自　平成２７年　９月　１日 至　平成３０年　８月３１日	エム・アイ・イー土木（株）土木部長に就任
	自　平成３０年　９月　１日 至　令和　３年　１月現在日	エム・アイ・イー土木（株）取締役に就任　現在に至る
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	

現在に至るまでの職歴を書きます。
建設業の経営経験が分かるように具体的に記入してください。

	年月日	賞罰の内容
賞罰		なし

建設業法の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載します。
刑罰については罰金刑も記載します。
（例）〇〇法違反　懲役3年
　　△△法違反　罰金〇万円
賞罰がなければ「なし」と書きます。

上記のとおり相違ありません。

令和〇〇年△△月□□日　　氏名　伊勢三郎

記載要領

※　「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

様式第七号の二（第三条関係）

（用紙Ａ４）

0 0 0 0 2

例７－１　証明される者が、他の会社での経験５年以上かつ建設業に関し２年以上の場合

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書

（第一面）

（１）　下記の者は、次のとおり第７条第１号ロ　{ ~~(1)~~ (2) }　に掲げる経験を有することを証明します。

原則、片端落しで計算してください。
※証明期間の月初、最後が月末である場合は、満の月数での算定となります。
新規及び変更の場合は、**P56** ロ経験の確認及び **P52** イ常勤性の確認のための資料を提出してください。更新の場合は、**P52** イ常勤性の確認のための資料を提出してください。
なお、許可を受けなくてもよい軽微な工事のみを営業していた場合は様式第２号「工事経歴書」及び様式第３号「直前３年の各事業年度における工事施工金額」に記載が必要です。

役　職　名　等　　*取締役*　←　経験時の役職名を書きます。

経　験　年　数　　平成２５年４月から　平成３０年３月まで　満５年

証明者と被証明者との関係　　*役　員*　←　証明者の立場から見た被証明者との関係を書きます。

備　　考　　*上記期間において、志摩運輸株式会社　取締役として勤務。*

令和○○年△△月□□日

原則として、当該経験年数における使用者（法人の場合は当該法人個人の場合は当該本人）の証明が必要です。なお、使用者がいない場合には被証明者と同等以上の役職にある者又は役職にあった者の証明が必要です。また、証明者が複数になる場合は、証明者別に作成してください。
なお、これらの者の証明を得ることができない正当な理由（法人の解散等）があり、やむを得ず自己証明をする者についてはは、「備考」欄にその理由を記載してください。

証明者　*三重県志摩市阿児町鵜方３０９８－１*
志摩運輸株式会社
代表取締役　志摩　一郎

（２）　下記の者は、許可申請者　{ ~~の常勤の役員~~ / ~~本　人~~ / ~~の　支　配　人~~ }　で第７条第１号ロ　{ ~~(1)~~ (2) }　に該当する者であることに相違ありません。

令和○○年△△月□□日

P121の「建設業許可申請書（様式第一号）」の申請者と一致します。

該当しないものを消します。

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
三重県　知事　殿

申請者
~~届出者~~　*三重県津市桜橋３丁目４４６番３４号*
エム・アイ・イー土木株式会社
代表取締役　三重太郎

申請又は届出の区分　　項番　1 7 *1*　（１．新規　２．変更　３．常勤役員等の更新等）

新規申請は「１」、更新申請は「３」を記入します。
業種追加申請等で従前の経営業務の管理責任者に変更がない場合も「３」を記入します。

変更の年月日　令和　年　月　日

申請の区分「１」新規「３」更新その他の場合は記入不要です。

許可年月日が複数ある場合は最も古いものを記入します。

大臣知事コード

許可年月日

許可番号　1 8　国土交通大臣知事　許可　（般特－　）第　号　令和　年　月　日

申請の区分「１」の場合は、般特新規のみ記入します。

記

太枠内が証明される者です。

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

カタカナで最初から２文字だけ記入します。

氏名のフリガナ　1 9　ミ　エ

姓と名の間を１マス空けます。

元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕

氏　　名　2 0　三　重　太　郎　　生年月日　S 2 4 年 0 4 月 1 2 日

住　　所　*津市広明町１３番地*　←　現住所を書きます。

◎【変　更　前】

許可申請の場合は記入の必要はありません。

元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕

氏　　名　2 1　　生年月日　　年　　月　　日

備考
常勤役員等の略歴については、別紙による。

様式第七号の二（第三条関係）

（用紙Ａ４）

0 0 0 0 2

例７－２　証明される者が、他の会社での経験５年以上かつ建設業に関し２年以上の場合

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書

（第一面）

（１）　下記の者は、次のとおり第７条第１号ロ　{ ~~(1)~~ (2) }　に掲げる経験を有することを証明します。

原則、片端落しで計算してください。
※証明期間の月初、最後が月末である場合は、満の月数での算定となります。
新規及び変更の場合は、P56 ロ経験の確認及び P52 イ常勤性の確認のための資料を提出してください。更新の場合は、P52 イ常勤性の確認のための資料を提出してください。
なお、許可を受けなくてもよい軽微な工事のみを営業していた場合は様式第２号「工事経歴書」及び様式第３号「直前３年の各事業年度における工事施工金額」に記載が必要です。

役職名等	*取締役*
経験年数	平成３０年４月から　令和２年１２月まで　満２年９月
証明者と被証明者との関係	*役　員*
備考	*上記期間において、志摩土木株式会社　取締役として勤務。*

経験時の役職名を書きます。

証明者の立場から見た被証明者との関係を書きます。

令和○○年△△月□□日

原則として、当該経験年数における使用者（法人の場合は当該法人個人の場合は当該本人）の証明が必要です。なお、使用者がいない場合には被証明者と同等以上の役職にある者又は役職にあった者の証明が必要です。また、証明者が複数になる場合は、証明者別に作成してください。
なお、これらの者の証明を得ることができない正当な理由（法人の解散等）があり、やむを得ず自己証明をする者については、「備考」欄にその理由を記載してください。

証明者　*三重県志摩市阿児町鵜方３０９８－９*
志摩土木株式会社
代表取締役　志摩　次郎

（２）　下記の者は、許可申請者　{ ~~の常勤の役員~~ ~~本　人~~ ~~の支配人~~ }　で第７条第１号ロ　{ ~~(1)~~ (2) }　に該当する者であることに相違ありません。

令和○○年△△月□□日

P121の「建設業許可申請書（様式第一号）」の申請者と一致します。

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
三重県　知事　殿

該当しないものを消します。

申請者
~~届出者~~　*三重県津市桜橋３丁目４４６番３４号*
エム・アイ・イー土木株式会社
代表取締役　三重太郎

申請又は届出の区分		項番 1 7	3 *1*	（1．新規　2．変更　3．常勤役員等の更新等）
変更の年月日	申請の区分「１」新規「３」更新その他の場合は記入不要です。	令和　年　月　日		
許可番号	申請の区分「１」の場合は、般特新規のみ記入します。	大臣 知事 コード 1 8	3	国土交通大臣 知事 許可（般 特 －　）第　5　10　号

新規申請は「１」、更新申請は「３」を記入します。
業種追加申請等で従前の経営業務の管理責任者に変更がない場合も「３」を記入します。

許可年月日が複数ある場合は最も古いものを記入します。

許可年月日　令和　11　年　13　月　15　日

記

太枠内が証明される者です。

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ	1 9	3 ミ エ	カタカナで最初から２文字だけ記入します。
氏名	2 0	3 三 重 5 太 郎 10	姓と名の間を１マス空けます。
住所	*津市広明町１３番地*		現住所を書きます。

元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕

生年月日　13 *S*　14 *2*　*4*　年　16 *0*　*4*　月　18 *1*　*2*　日

◎【変　更　前】

氏名	2 1	3 5 10	許可申請の場合は記入の必要はありません。

元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕

生年月日　13　14　年　16　月　18　日

備考
常勤役員等の略歴については、別紙による。

例　常勤役員等を補佐する者（財務管理経験者）がいる場合　　（第二面）

（用紙Ａ４）

（３）　下記の者は、次のとおり５年以上の建設業の**財務管理**の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである

ことに相違ありません。

Ｐ121の「建設業許可申請書（様式第一号）」の申請者と一致します。

令和○○年△△月□□日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
三重県　知事　殿

該当しないものを消します。

申請者
~~届出者~~

三重県津市桜橋３丁目４４６番３４号
エム・アイ・イー土木株式会社
代表取締役　三重太郎

役職名等　*管理本部長*　経験時の役職名を書きます。

経験年数　*平成２７年４月　から令和２年１２月　まで　満５年９月*

証明者と被証明者との関係　*役員補佐*　証明者の立場から見た被証明者との関係を書きます。

備考

原則、片端落しで計算してください。
※証明期間の月初、最後が月末である場合は、満の月数での算定となります。
新規及び変更の場合は、**P56** ロ経験の確認及び**P52** イ常勤性の確認のための資料を提出してください。更新の場合は、**P52** イ常勤性の確認のための資料を提出してください。
なお、許可を受けなくてもよい軽微な工事のみを営業していた場合は様式第２号「工事経歴書」及び様式第３号「直前３年の各事業年度における工事施工金額」に記載が必要です。

申請又は届出の区分　□ ２ ２ ３ *1*　（１．新規　２．変更　３．常勤役員等を直接に補佐する者の更新等）

新規申請は「１」、更新申請は「３」を記入します。
業種追加申請等で従前の経営業務の管理責任者に変更がない場合も「３」を記入します。

変更の年月日　令和　年　月　日

許可年月日が複数ある場合は最も古いものを記入します。

許可番号　□ ２ ３ □□　大臣知事コード　国土交通大臣知事　許可（般特－□□）第□□□□□□号　許可年月日　令和□□年□□月□□日

申請の区分「１」の場合は、般特新規のみ記入します。

記

太枠内が証明される者です。

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

カタカナで最初から２文字だけ記入します。

氏名のフリガナ　□ ２ ４ カ ワ

姓と名の間を１マス空けます。

元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕

氏名　□ ２ ５ 川 田 □ 二 郎 □□□□□　生年月日　Ｓ ３ ５ 年 ０ ９ 月 １ ５ 日

住所　桑名市中央町５丁目７１　←　現住所を書きます。

◎【変更前】

元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕

氏名　□ ２ ６ □□□□□□□□□□　生年月日　□□□年□□月□□日

備考
常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

（用紙Ａ４）

（第三面）

例　常勤役員等を補佐する者（労務管理経験者）がいる場合

下記の者は、次のとおり５年以上の建設業の**労務管理**の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである

ことに相違ありません。

P121の「建設業許可申請書（様式第一号）」の申請者と一致します。

令和○○年△△月□□日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
三重県　知事　殿

該当しないものを消します。

申請者
~~届出者~~

三重県津市桜橋３丁目４４６番３４号
エム・アイ・イー土木株式会社
代表取締役　三重太郎

役職名等　*管理本部長*

経験年数　平成２７年４月から　令和２年１２月まで　満５年９月

証明者と被証明者との関係　*役員補佐*

備考

経験時の役職名を書きます。

証明者の立場から見た被証明者との関係を書きます。

原則、片端落しで計算してください。
※証明期間の月初、最後が月末である場合は、満の月数での算定となります。
新規及び変更の場合は、P56 ロ経験の確認及び P52 イ常勤性の確認のための資料を提出してください。更新の場合は、P52 イ常勤性の確認のための資料を提出してください。
なお、許可を受けなくてもよい軽微な工事のみを営業していた場合は様式第２号「工事経歴書」及び様式第３号「直前３年の各事業年度における工事施工金額」に記載が必要です。

申請又は届出の区分　2 7 *1*（１．新規　２．変更　３．常勤役員等を直接に補佐する者の更新等）

新規申請は「１」、更新申請は「３」を記入します。
業種追加申請等で従前の経営業務の管理責任者に変更がない場合も「３」を記入します。

変更の年月日　令和　年　月　日

許可年月日が複数ある場合は最も古いものを記入します。

許可番号　2 3 大臣知事コード　国土交通大臣知事　許可（般特－　）第　号　許可年月日　令和　年　月　日

申請の区分「１」の場合は、般特新規のみ記入します。

記

太枠内が証明される者です。

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ　2 8　カ ワ

カタカナで最初から２文字だけ記入します。

姓と名の間を１マス空けます。

氏名　2 9　川 田 ＿ 二 郎

元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕

生年月日　S 3 5 年 0 9 月 1 5 日

住所　桑名市中央町５丁目７１

現住所を書きます。

◎【変　更　前】

元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕

氏名　3 0

生年月日　年　月　日

備考
常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

（用紙Ａ４）

例　常勤役員等を補佐する者（業務運営経験者）がいる場合　　（第四面）

下記の者は、次のとおり５年以上の建設業の**業務運営**の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである

ことに相違ありません。

P121の「建設業許可申請書（様式第一号）」の申請者と一致します。

令和○○年△△月□□日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
三重県　知事　殿

申請者
~~届出者~~　三重県津市桜橋３丁目４４６番３４号
エム・アイ・イー土木株式会社
代表取締役　三重太郎

役職名等　管理本部長　← 経験時の役職名を書きます。

経験年数　平成２７年４月から　令和２年１２月まで　満　５年９月

証明者と被証明者との関係　役員補佐　← 証明者の立場から見た被証明者との関係を書きます。

備考

原則、片端落しで計算してください。
※証明期間の月初、最後が月末である場合は、満の月数での算定となります。
新規及び変更の場合は、P56 ロ経験の確認及びP52 イ常勤性の確認のための資料を提出してください。更新の場合は、P52 イ常勤性の確認のための資料を提出してください。
なお、許可を受けなくてもよい軽微な工事のみを営業していた場合は様式第２号「工事経歴書」及び様式第３号「直前３年の各事業年度における工事施工金額」に記載が必要です。

申請又は届出の区分　□ 3 1 1　（1．新規　2．変更　3．常勤役員等を直接に補佐する者の更新等）

新規申請は「１」、更新申請は「３」を記入します。
業種追加申請等で従前の経営業務の管理責任者に変更がない場合も「３」を記入します。

変更の年月日　令和　年　月　日

許可年月日が複数ある場合は最も古いものを記入します。

大臣知事コード

許可番号　□ 2 3 □□　　国土交通大臣知事　許可（般特－□□）第□□□□□□号　　許可年月日　令和 □□年 □□月 □□日

申請の区分「１」の場合は、般特新規のみ記入します。

記

太枠内が証明される者です。

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

カタカナで最初から２文字だけ記入します。

氏名のフリガナ　□ 3 2 カ ワ

姓と名の間を１マス空けます。

元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕

氏名　□ 3 3 川 田 □ 二 郎 □ □ □ □ □　　生年月日　S 3 5 年 0 9 月 1 5 日

住所　桑名市中央町５丁目７１　← 現住所を書きます。

◎【変更前】

元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕

氏名　□ 3 4 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □　　生年月日　□ □ □年 □ □月 □ □日

備考
常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

別紙二　　（用紙Ａ４）

＜例＞補佐する者がいる場合

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

現住所	桑名市中央町５丁目７１		
氏名	川田　二郎	生年月日	昭和３５年　９月　１５日生
職名	管理本部長		

	期間	従事した職務内容
職歴	自　昭和６２年　４月　１日 至　平成２０年　３月３１日	三重土木（有）入社、総務部勤務
	自　平成２０年　４月　１日 至　平成２６年　３月３１日	エム・アイ・イー土木（株）総務課長に就任
	自　平成２６年　４月　１日 至　平成２７年　３月３１日	エム・アイ・イー土木（株）経理部長に就任
	自　平成２７年　４月　１日 至　令和　３年　１月現在日	エム・アイ・イー土木（株）管理本部長に就任　現在に至る
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	

現在に至るまでの職歴を書きます。
建設業の経営経験が分かるように具体的に記入してください。

	年月日	賞罰の内容
賞罰		なし

建設業法の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載します。
刑罰については罰金刑も記載します。
（例）〇〇法違反　懲役3年
　　△△法違反　罰金〇万円
賞罰がなければ「なし」と書きます。

上記のとおり相違ありません。

令和〇〇年△△月□□日　　氏名　川田　二郎

記載要領

※　「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

様式第七号（第三条関係）

（用紙Ａ４）

0	0	0	0	2

（例）経営業務の管理責任者等を変更する場合

常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書

（1）　下記の者は、建設業に関し、次のとおり第７条第１号イ (1)(2)(3) に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等　*代表取締役*　← 経験時の役職名を書きます。

経験年数　平成 *２２*年 ７月 から 令和 ２年 １２月 まで 満 １０ 年 ５月

証明者と被証明者との関係　*役員*　← 証明者の立場から見た被証明者との関

備考

原則、片端落しで計算してください。
新規及び変更の場合は、**P56** ロ経験の確認及び **P52** イ常勤性の確認のための資料を提出してください。更新の場合は、**P52** イ常勤性の確認のための資料を提出してください。
なお、許可を受けなくてもよい軽微な工事のみを営業していた場合は様式第２号「工事経歴書」及び様式第３号「直前３年の各事業年度における工事施工金額」に記載が必要です。

原則として、当該経験年数における使用者（法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該本人）の証明が必要です。
なお、使用者がいない場合には被証明者と同等以上の役職にある者又は役職にあった者の証明が必要です。また、証明者が複数になる場合は、証明者別に作成してください。
なお、これらの者の証明を得ることができない正当な理由（法人の解散等）があり、やむを得ず自己証明をする者については、「備考」欄にその理由を記載してください。

令和○○年△△月□□日

証明者　*三重県津市桜橋３丁目４４６番３４号*
エム・アイ・イー土木株式会社
代表取締役　三重太郎

（2）　下記の者は、許可申請者 {の常勤の役員 ~~本~~ 人 / ~~の支配~~ 人} で第７条第１号イ {(1) ~~(2)~~ ~~(3)~~} に該当する者であることに相違ありません。

許可申請者と常勤役員等との関係

令和○○年△△月□□日

P121の「建設業許可申請書（様式第一号）」の申請者と一致します。

該当しないものを消します。

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
三重県　知事　殿

~~申請者~~
届出者　*三重県津市桜橋３丁目４４６番３４号*
エム・アイ・イー土木株式会社
代表取締役　三重太郎

申請又は届出の区分　項番 1 7 *2*　（1．新規　2．変更　3．常勤役員等の更新等）

変更の場合は「２」を記入します。

変更又は追加の年月日　令和　３年　１月　８日

変更した事実発生日を記入します。

許可番号　大臣 / 知事 コード　1 8 2 4　~~国土交通大臣~~ / 三重県知事　許可（般 / ~~特~~ － 0 1）第 0 1 2 3 4 5 号　許可年月日　令和 0 2 年 0 2 月 0 1 日

許可年月日が複数ある場合は最も古いものを記入します。

記　太枠内が常勤役員等（経営業務の管理責任者等）として証明される者です。

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

カタカナで最初から２文字だけ記入します。

氏名のフリガナ　1 9　ミ　エ

姓と名の間を１マス空けます。

氏名　2 0　三　重　太　郎

元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕

生年月日　*S*　*2*　*4*　年　*0*　*4*　月　*1*　*2*　日

住所　*津市広明町１３番地*　← 現住所を書きます。

◎【変　更　前】

元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕

氏名　2 1　松　阪　二　郎

生年月日　S　2　1　年　0　7　月　0　1　日

備考
常勤役員等の略歴については、別紙による。

様式第七号の三（第三条、第七条の二関係）　　　　　　　　　　　　　　　　（用紙Ａ４）

健 康 保 険 等 の 加 入 状 況

（１）　健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
（２）　下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、届出をします。

許可申請の場合は（１）に〇を、
変更届の場合は、（２）に〇を付けます。

令和〇〇年△△月□□日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
三重県　知事　殿

該当しないものを消します。

申請者　　三重県津市桜橋３丁目４４６番３４号
~~届出者~~　　エム・アイ・イー土木株式会社
代表取締役　三重　太郎

許可年月日

許　可　番　号　~~国土交通大臣~~ 三重県　知事　許可　（般 特 ― ０ ３）　第 ０ ９ ９ ９ ９ ９ 号　令和 ０ ４ 年 ０ １ 月 ０ １ 日

許可を受けた年月日が複数ある場合は最も古いものを記載します。
新規申請の際は記載不要です。

従業員数等及び保険加入の有無について、
許可申請の場合は、申請をする時点の状況を、
変更届の場合は、届出をする時点の状況を記載します。

（営業所毎の保

営業所の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
本社	８　人 （　４　人）	1	1	1	健康保険	０１エアイ　０１２３４
					厚生年金保険	０１エアイ　０１２３４
					雇用保険	２４３１２３４５６７８９００
伊賀営業所	３　人 （　０　人）	3	3	3	健康保険	本店一括
					厚生年金保険	本店一括
					雇用保険	本店一括
	人 （　　人）				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	人 （　　人）				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	人 （　　人）				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
（個人事業主の場合） 本店	１　人 （　１　人）	2	2	2	健康保険	三重県建設国民健康保険組合
					厚生年金保険	―
					雇用保険	―
合計	１１　人 （　４　人）					

営業所一覧表に記載した順に記載します。

法人の場合、役員を含めた全ての従業員数（建設業以外に従事する者を含む）を記載します。非常勤役員、パート従業員等も含みます。個人の場合、事業主を含めた全ての従業員（建設業以外に従事する者を含む）を記載します。パート従業員も含みます。

（　）内には、法人の場合、役員の人数を記載します。個人の場合、事業主及び同居の親族である従業員の人数を記載します。

加入は「1」、適用が除外される場合は「2」を，一括適用の承認に係る営業所の場合は「3」を記載します。
なお、年金事務所長の承認を受けて建設国保等に加入している場合は、適用除外となりますので、「２」を記載します。
※詳細は下記の注意事項をご覧ください。

事業所整理記号及び事業所番号を記載します。

１４桁の労働保険番号を記載します。

１４桁の労働保険番号を記載します。

一括適用の承認に係る営業所については、「本店一括」と記載します。

保険加入の有無が適用除外「２」であっても、建設国保（三重県建設国民健康保険組合）等の健康保険組合に加入している場合は、健康保険組合名を記載してください。

記載上の注意事項について

「保険加入の有無」の欄について

「健康保険」の欄については、適用事業所になったことについて日本年金機構(協会けんぽ）又は組合管掌健康保険の健康保険組合に対する届出を行っている場合は「１」を、従業員が４人以下である個人事業主の場合や、建設業に係る国民健康保険組合に加入している等の健康保険の適用が除外される場合は「２」を、健康保険法（大正11年法律第70号）第34条第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第２項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。）については「３」を記入します。

「厚生年金保険」の欄については、適用事業所になったことについて日本年金機構に対する届出を行っている場合は「１」を、従業員が４人以下である個人事業主の場合等の厚生年金保険法の適用が除外される場合は「２」を、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第８条の２第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第２項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。）については「３」を記入します。

「雇用保険」の欄については、適用事業所になったことについて公共職業安定所の長に対する届出を行っている場合は「１」を、従業員が１人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「２」を、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第９条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については「３」を記入してください。

「事業所整理記号等」の欄について

「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては健康保険組合名）を記載してください。

「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載してください。
※建設業に係る国民健康保険組合(三重県建設国民健康保険組合、全国建設工事業国民健康保険組合、全国土木建築国民健康保険組合等)に加入している場合は、
　健康保険組合名を記載してください。
※協会けんぽと建設業に係る国民健康保険組合の両方に加入している場合は、協会けんぽについて記入してください。
※事業所整理記号等について、個人の保険証には記載されていないので、日本年金機構から発行される「保険料納入告知額・領収済額通知書」
　「適用通知書」「納入告知書」等で確認してください。
※協会けんぽの場合で、健康保険と厚生年金に共に加入している場合は、「健康保険」「厚生年金保険」の欄に同一の事業所整理記号及び事業所番号を
　記載することになります。

「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載してください。
※労働保険番号について、自社で申告納付している場合、「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」「納付書・領収証書」
　「雇用保険適用事業所設置届事業主控」等で確認してください。また、労働保険事務組合に委託している場合、「労働保険料等領収書」
　「労働保険料等納入通知書」「雇用保険適用事業所設置届事業主控」等で確認してください。

様式第八号（第三条関係）

（用紙Ａ４）

0 0 0 0 3

例１　通常の許可申請の場合

更新申請の場合は作成不要です。

営業所技術者等証明書（新規・変更）

営業所技術者等は、公共性のある工作物に関する建設工事で、請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上となる工事の専任を要する主任技術者等とは原則兼任できませんので注意してください。

（１）　下記のとおり、｛建設業法第７条第２号 / 建設業法第15条第２号｝に規定する営業所技術者等を営業所に置いていることに相違ありません。

（２）　下記のとおり、営業所技術者等の交替に伴う削除の届出をします。

（１）（２）の該当する方に〇を付けます。
許可申請の場合は（１）に〇を付け、一般建設業の許可を受けようとする場合は「法第15条第２号」を消します。特定建設業の許可を受けようとする場合は「法第７条第２号」を消します。今回のように一般建設業も特定建設業もどちらも受ける場合はいずれも消しません。

許可申請の場合は、「届出者」を消します。

令和〇〇年△△月□□日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
三重県　知事　殿

申請者
~~届出者~~　三重県津市桜橋３丁目４４６番３４号
エム・アイ・イー土木株式会社
代表取締役　三重太郎

新規又は許可換え新規申請の場合は記入不要です。業種追加等の場合、「許可番号」欄は記入してください。

項番 6 1　1　大臣知事コード

（１．新規許可等　２．営業所技術者等の担当業種又は有資格区分の変更　３．営業所技術者等の追加　４．営業所技術者等の交替に伴う削除　５．営業所技術者等が置かれる営業所のみの変更）

許可申請の場合は、すべて「１」となります。

許可番号　6 2　国土交通大臣知事　許可（般－　）第　号　許可年月日　令和　年　月　日

姉と名の間を１マス空けます。

営業所技術者等として該当する資格、実務経験等のコードをP162の「コード表」またはP33～37の「技術者の資格表」に従い記入します。

項番 6 3	フリガナ（フリガナ）イ セ　サブロウ	元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
	氏名　イセ 伊勢 三郎	生年月日　S 4 2 年 0 5 月 0 5 日
今後担当する建設工事の種類 6 4	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 9　9　9	
現在担当している建設工事の種類	1 2 3 4 5 6 7 8	
有資格区分 6 5	1 3	
変更、追加又は削除の年月日	令和　年　月　日	営業所の名称（旧所属） 許可申請の場合は記入不要です。
営業所技術者等の住所	伊勢市岩渕１丁目７番２９号	営業所の名称（新所属）　本社

現住所を書きます。

項番 6 3	フリガナ（フリガナ）スズカ シロウ	元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏名	スズ 鈴鹿 四郎	生年月日　S 4 4 年 0 6 月 0 9 日
今後担当する建設工事の種類 6 4	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 7	
現在担当している建設工事の種類	1 2 3 4 5 6 7 8	
有資格区分 6 5	2 0　3 8	
変更、追加又は削除の年月日	令和　年　月　日	営業所の名称（旧所属）
営業所技術者等の住所	鈴鹿市西条５丁目１１７	営業所の名称（新所属）　本社

営業所技術者等となる業種についてP162のコード表に従い数字を記入します。

項番 6 3	フリガナ（フリガナ）イガ ゴロウ	元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏名	イガ 伊賀 五郎	生年月日　S 4 7 年 1 1 月 1 1 日
今後担当する建設工事の種類 6 4	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 9　9　9	
現在担当している建設工事の種類	1 2 3 4 5 6 7 8	
有資格区分 6 5	1 3	
変更、追加又は削除の年月日	令和　年　月　日	営業所の名称（旧所属）
営業所技術者等の住所	伊賀市四十九町２８０２	営業所の名称（新所属）　伊賀営業所

様式第八号（第三条関係）

（用紙Ａ４）

0 0 0 0 3

例２　営業所技術者等の担当業種又は有資格区分を変更する場合

更新申請の場合は作成不要です。

営業所技術者等証明書（新規・変更）

（1）　下記のとおり、｛建設業法第７条第２号 / 建設業法第15条第２号｝に規定する営業所技術者等を営業所に置いていることに相違ありません。

（2）　下記のとおり、営業所技術者等の交替に伴う削除の届出をします。

営業所技術者等を担当業種又は有資格区分を変更する場合は、（１）に〇を付け、一般建設業の許可を受けている場合は、「法第15条第２号」を消します。特定建設業の許可を受けている場合は「法第７条第２号」を消します。両方申請する場合にはいずれも消しません。

届出の場合は、「申請者」を消します。

令和〇〇年△△月□□日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
三重県　知事　殿

~~申請者~~
届出者　三重県津市桜橋３丁目４４６番３４号
エム・アイ・イー土木株式会社
代表取締役　三重太郎

区　分　項番 6 1　3 2　（1．新規許可等　2．営業所技術者等の担当業種又は有資格区分の変更　3．営業所技術者等の追加　4．営業所技術者等の交替に伴う削除　5．営業所技術者等が置かれる営業所のみの変更）

大臣 / 知事　コード

新規申請以外の場合は記入します。

担当業種又は有資格区分の変更は、「２」となります。

許可番号　6 2　3 2 4　~~国土交通大臣~~ / 三重県知事　許可（般 / 特 － 0 2）第 0 9 9 9 9 9 号　許可年月日　令和 0 3 年 0 1 月 0 1 日

記

業種追加等により、担当業種が変更になる場合

氏名	項番 6 3	フリガナ（フリガナ）イ セ　サブ ロウ　元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕 イ セ 伊 勢 三 郎　生年月日 S 4 2 年 0 5 月 0 5 日
今後担当する建設工事の種類	6 4	9 9 9 9
現在担当している建設工事の種類		9 9 9
有資格区分	6 5	1 3　2 9
変更、追加又は削除の年月日	令和　3　年　1月　10日	営業所の名称（旧所属）　本社
営業所技術者等の住所	伊勢市岩渕１丁目７番２９号	営業所の名称（新所属）　本社

項番６４について、上段は今後担当する業種について、下段は現在担当している業種について、P162のコード表に従い記入します。

変更した年月日を記入します。

有資格区分が変更になる場合

氏名	項番 6 3	フリガナ（フリガナ）スズ カ　シ ロウ　元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕 ス ズ 鈴 鹿 四 郎　生年月日 S 4 4 年 0 6 月 0 9 日
今後担当する建設工事の種類	6 4	7
現在担当している建設工事の種類		7
有資格区分	6 5	2 0　3 8
変更、追加又は削除の年月日	令和　3　年　1月　10日	営業所の名称（旧所属）　本社
営業所技術者等の住所	鈴鹿市西条５丁目１１７	営業所の名称（新所属）　本社

項番６５について、変更となった有資格区分をP162のコード表に従って、記入します。

変更した年月日を記入します。

氏名	項番 6 3	フリガナ（フリガナ）　元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕 生年月日　年　月　日
今後担当する建設工事の種類	6 4	
現在担当している建設工事の種類		
有資格区分	6 5	
変更、追加又は削除の年月日	令和　年　月　日	営業所の名称（旧所属）
営業所技術者等の住所		営業所の名称（新所属）

様式第八号（第三条関係）

（用紙Ａ４）

0	0	0	0	3

例３　営業所技術者等の交替に伴い、技術者を追加する場合

更新申請の場合は作成不要です。

営業所技術者等証明書（新規・変更）

営業所技術者等の交替の場合は、営業所技術者等証明書が追加と削除の２枚提出する必要があります。

（１）　下記のとおり、｛ ~~建設業法第７条第２号~~ 建設業法第15条第２号 ｝に規定する営業所技術者等を営業所に置いていることに相違ありません。

（２）　下記のとおり、営業所技術者等の交替に伴う削除の届出をします。

営業所技術者等の追加の場合は（１）に〇を付け、一般建設業の許可を受けようとする場合は「法第15条第２号」を消します。特定建設業の許可を受けようとする場合は「法第７条第２号」を消します。

届出の場合は、「申請者」を消します。

令和〇〇年△△月□□日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
三重県　知事　殿

~~申請者~~
届出者　三重県津市桜橋３丁目４４６番３４号
エム・アイ・イー土木株式会社
代表取締役　三重太郎

区　　分　項番 61　3（１．新規許可等　２．営業所技術者等の担当業種又は有資格区分の変更　３．営業所技術者等の追加　４．営業所技術者等の交替に伴う削除　５．営業所技術者等が置かれる営業所のみの変更）

新規申請以外の場合は記入します。

交替に伴う追加の場合は、「３」となります。

許　可　番　号　項番 62　24　~~国土交通大臣~~ 三重県知事　許可（般 特 －02）第 099999 号　許可年月日　令和 03 年 01 月 01 日

記

	項番		
氏　　名	63	フリガナ（フリガナ）ナ　バリ　ロク　ロウ ナバ名張六郎	元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕生年月日 S 62 年 12 月 25 日
今後担当する建設工事の種類	64	9　9	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
現在担当している建設工事の種類			1 2 3 4 5 6 7 8
有資格区分	65	13	
変更、追加又は削除の年月日		令和　３　年　１月　１０日	営業所の名称（旧所属）
営業所技術者等の住所		名張市鴻之台1番町1番地	営業所の名称（新所属）　本　社

項番６４について、上段は今後担当する業種について、P162のコード表に従い記入します。

追加の年月日を記入します。

	項番		
氏　　名	63	フリガナ（フリガナ）	元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕生年月日　年　月　日
今後担当する建設工事の種類	64		土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
現在担当している建設工事の種類			1 2 3 4 5 6 7 8
有資格区分	65		
変更、追加又は削除の年月日		令和　年　月　日	営業所の名称（旧所属）
営業所技術者等の住所			営業所の名称（新所属）

	項番		
氏　　名	63	フリガナ（フリガナ）	元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕生年月日　年　月　日
今後担当する建設工事の種類	64		土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
現在担当している建設工事の種類			1 2 3 4 5 6 7 8
有資格区分	65		
変更、追加又は削除の年月日		令和　年　月　日	営業所の名称（旧所属）
営業所技術者等の住所			営業所の名称（新所属）

様式第八号（第三条関係）

（用紙Ａ４）

0 0 0 0 3

例４　営業所技術者等の交替に伴い、技術者を削除する場合

更新申請の場合は作成不要です。

営業所技術者等証明書（新規・変更）

営業所技術者等の交替の場合は、営業所技術者等証明書が追加と削除の２枚提出する必要があります。

（1）　下記のとおり、｛建設業法第７条第２号 / 建設業法第15条第２号｝に規定する営業所技術者等を営業所に置いていることに相違ありません。

（2）　下記のとおり、営業所技術者等の交替に伴う削除の届出をします。

営業所技術者等の交替に伴い、既存の営業所技術者等を削除する場合に（２）に〇を付けます。
なお、削除する営業所技術者等の担当していた業種すべてにおいて交替する者がない場合は、本様式ではなく、P227の届出書（様式第２２号の３）を提出します。

届出の場合は、「申請者」を消します。

令和〇〇年△△月□□日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
三重県　知事　殿

~~申請者~~
届出者　三重県津市桜橋３丁目４４６番３４号
エム・アイ・イー土木株式会社
代表取締役　三重太郎

区　　分　項番 6 1　4　（1．新規許可等　2．営業所技術者等の担当業種又は有資格区分の変更　3．営業所技術者等の追加　4．営業所技術者等の交替に伴う削除　5．営業所技術者等が置かれる営業所のみの変更）

新規申請以外の場合は記入します。

交替に伴う削除の場合は、「４」となります。

許　可　番　号　6 2　2 4　~~国土交通大臣~~ 三重県知事　許可（般 特 －0 2）第 0 9 9 9 9 9 号　許可年月日　令和 0 3 年 0 1 月 0 1 日

記

	項番		
氏　　名	6 3	フリガナ（フリガナ）イ セ　サブ ロウ	元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕 生年月日 S 4 2 年 0 5 月 0 5 日
		イ セ 伊 勢 三 郎	
今後担当する建設工事の種類	6 4	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	
現在担当している建設工事の種類		9　9　9	
有資格区分	6 5	1 3	
変更、追加又は削除の年月日		令和　３　年　１月　１０日	営業所の名称（旧所属）　本　社
営業所技術者等の住所		伊勢市岩渕１丁目７番２９号	営業所の名称（新所属）

項番６４について、上段は今後担当することはないため、空白になります。
下段は、これまで担当していた業種を記入します。

当該技術者が配置されていた営業所の名称を記入します。

削除の年月日を記入します。

	項番		
氏　　名	6 3	フリガナ（フリガナ）	元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕 生年月日　年　月　日
		土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	
今後担当する建設工事の種類	6 4		
現在担当している建設工事の種類			
有資格区分	6 5		
変更、追加又は削除の年月日		令和　年　月　日	営業所の名称（旧所属）
営業所技術者等の住所			営業所の名称（新所属）

	項番		
氏　　名	6 3	フリガナ（フリガナ）	元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕 生年月日　年　月　日
		土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	
今後担当する建設工事の種類	6 4		
現在担当している建設工事の種類			
有資格区分	6 5		
変更、追加又は削除の年月日		令和　年　月　日	営業所の名称（旧所属）
営業所技術者等の住所			営業所の名称（新所属）

営業所技術者等　工事種類・有資格区分コード表

様式第八号　営業所技術者等証明書（新規・変更）

	法律条文		要　　件		記載コード 工事種類 項番64	記載コード 有資格区分 項番65
一般	建設業法 第7条第2号	イ	指定学科卒業　＋　実務経験 【大学・高専卒3年／高校卒5年】		1	01
		ロ	実務経験　　10年経験		4	02
		ハ	国家資格者等		7	P33～37技術者の資格表
特定	建設業法 第15条第2号	イ	国家資格者　・建設業法及び建築士法による技術者（1級） ・技術士法による資格者		9	P33～37技術者の資格表
		ロ	指導監督的実務経験 2年以上	＋ 法第7条第2号イ 【指定学科卒業　＋　実務経験】	2	01
				＋ 法第7条第2号ロ 【実務経験　10年以上】	5	02
				＋ 法第7条第2号ハ 【国家資格者等】	8	P33～37技術者の資格表
		ハ	国土交通大臣特別認定（同号イと同等以上）		3	03
			国土交通大臣特別認定（同号ロと同等以上）		6	04

国土交通大臣・都道府県知事コード表

コード	大臣・都道府県
００	国　土　交　通　大　臣
２４	三　重　県　知　事

市町コード表

コード	市　町　名
24201	津　市
24202	四　日　市　市
24203	伊　勢　市
24204	松　阪　市
24205	桑　名　市
24207	鈴　鹿　市
24208	名　張　市
24209	尾　鷲　市
24210	亀　山　市
24211	鳥　羽　市
24212	熊　野　市
24214	い　な　べ　市
24215	志　摩　市
24216	伊　賀　市
24303	桑　名　郡　木　曽　岬　町
24324	員　弁　郡　東　員　町
24341	三　重　郡　菰　野　町
24343	三　重　郡　朝　日　町
24344	三　重　郡　川　越　町
24441	多　気　郡　多　気　町
24442	多　気　郡　明　和　町
24443	多　気　郡　大　台　町
24461	度　会　郡　玉　城　町
24470	度　会　郡　度　会　町
24471	度　会　郡　大　紀　町
24472	度　会　郡　南　伊　勢　町
24543	北　牟　婁　郡　紀　北　町
24561	南　牟　婁　郡　御　浜　町
24562	南　牟　婁　郡　紀　宝　町

様式第九号（第三条関係）

実　務　経　験　証　明　書

一人が複数の業種をいずれも実務経験で担当する場合、**担当する期間の重複は認められません。**

（例えば資格を有しない者が2業種を担当する場合、10年ごと計20年の経験を証明する必要があります。）

下記の者は、とび・土工・コンクリート　工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

この証明書は、建設工事の種類（業種）、技術者、証明者ごとに各々別葉に作成します。
なお、国家資格等のみで営業所技術者等の要件を満たし、実務経験が不要とされる方は、この証明書は必要ありません。

許可を受けようとする建設工事の書類を書きます。

令和〇〇年△△月□□日

原則として使用者が証明者となります。
それ以外の場合は、使用者の証明を得ることができない理由を下記欄に明記してください。

証　明　者　三重県津市桜橋３丁目４４６番３４号　エム・アイ・イー土木株式会社　代表取締役　三重太郎

証明者の立場から見た技術者との関係を書きます。

被証明者との関係　従　業　員

建設工事の実務を経験した時の使用者の商号又は名称を書きます。

記

技術者の氏名	山田　太郎	生年月日	昭和35年12月7日	使用された期間	昭和６２年　１０月から　令和２年　１２月まで
使用者の商号又は名称	エム・アイ・イー土木株式会社				
職名	実務経験の内容			実務経験年数	
	他			平成２２年７月から平成２２年１２月まで	
技術主任	高橋邸基礎工事 現場作業員　他			平成２３年１月から平成２３年１２月まで	
技術主任	三重商店新築足場設置工事 現場作業員　他１２件			平成２４年１月から平成２４年１２月まで	
技術主任	安濃町地内掘削工事 施行監督補助　他１５件			平成２５年１月から平成２５年１２月まで	
技術主任	山田邸宅地造成工事 施工監督補助　他１０件			平成２６年１月から平成２６年１２月まで	
係長	白山町地内コンクリート打設工事 施工監督補助　他９件			平成２７年１月から平成２７年１２月まで	
係長	美里地区急傾斜地崩壊対策工事 施工監督　他８件			平成２８年１月から平成２８年１２月まで	
課長	町道１３号道路地盤改良工事 施工監督　他１２件			平成２９年１月から平成２９年１２月まで	
課長	美杉町地内地すべり防止対			平成３０年１月から平成３０年１２月まで	
工事部長	町道２５号道路交通安全対			平成３１年１月から令和元年１２月まで	
工事部長	町道２５号道路標識設置工			令和２年１月から令和２年１２月まで	
				年　月から　年　月まで	
				年　月まで	
				年　月まで	
				年　月から　年　月まで	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由				合計　満　１０　年　６　月	

「使用された期間」の欄には、「使用者の商号又は名称」の欄に記載された使用者に雇用されていた期間を記載すること。

工事施工期間は重複しないこと。
施工期間については、例えば1年間のうちに２月・４月・６月・８月しか工事をしていなければ、４カ月の積み上げとなり、１年間の積み上げとは認められません。

記載した工事について、契約書、発注証明書、注文書、工事履行証明書等の工事請負の実態がわかるもの【写】の提出が必要です(P68)

従事した工事の内容が具体的に明らかになるよう書きます。
なお、通年にわたって建設工事が続く場合にはその年の代表的な工事の件名を記入し、その他の工事は「他〇件」として、原則１年分を１行にまとめて書きます。
※他〇件が少なく、1年の積み上げに満たない場合は、認められないこともあります。

被証明者が所属していた部署名を書きます。小規模事業者などで明確な職名が存在しない場合は、「取締役」「事業主」「現場監督」「作業員」などの名称を書きます。

合計年数は、記載した工事の経験期間を合計して書きます。
なお、所定の用紙内に記載しきれないときは、用紙を追加して必要な実務経験年数に達するまで書きます。

「使用者の証明を得ることができない場合」とは、「使用者の商号又は名称」の欄に記載された使用者と「証明者」の欄に記載された証明者が異なる場合をいいます。

使用者の証明を得ることができず、使用者と証明者が異なる場合にその理由を書きます。
（記入例）
使用者が倒産等のため証明が得られない場合
倒産により使用者が行方不明のため　など

記載要領

1　この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者１人について、証明者別に作成すること。

2　「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。

3　「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。

4　「合計　満　年　月」の欄は、実務経験年数※の合計を記載すること。

※「実務経験年数」の欄には、「実務経験の内容」の欄に記載された建設工事に係る経験期間を記載し、それらの期間を積み上げて、その合計期間を「合計」欄に記載し、当該合計年数が必要年数を満たしていることが必要となります。

様式第十号（第十三条関係）

（用紙Ａ４）

許可を受けようとする建設工事の種類を書きます。

指導監督的実務経験証明書

下記の者は、　電気通信　工事に関し、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和〇〇年△△月□□日

１この証明書は、特定建設業の許可を受けようとする場合で法第１５条第２号の該当区分が（ロ）に該当した方について作成します。
２建設工事の種類（業種）、技術者、証明書ごとに各々別葉に作成しますが、ここでの工事は元請工事で請負代金の額（消費税込み）が右表のものに限られます。

工事に従事した時	請負代金の額
昭和59年9月30日以前	15,000千円以上
昭和59年10月1日以降 平成6年12月27日以前	30,000千円以上
平成6年12月28日以降	45,000千円以上

三重県津市桜橋３丁目４４６番３４号
エム・アイ・イー土木株式会社
証　明　者　代表取締役　三重太郎

原則として使用者が証明者になります。

被証明者との関係　使　用　人

証明者の立場から見た技術者との関係を書きます。

建設工事の実務の経験をした時の使用者の商号又は名称を書きます。

記

技術者の氏名	山本　一男	生年月日	昭和37年8月15日	使用された期間	昭和６２年　４月から 令和２年　１２月まで
使用者の商号又は名称	エム・アイ・イー土木株式会社				

工事施工期間は重複しないこと。

発注者名	請負代金の額	職名	実務経験の内容	実務経験年数
三重県	65,000千円	工事課長	県庁舎無線電機設備改修工事	平成18年5月から平成18年11月まで
津市	48,000千円	工事部長	本庁舎非常放送設備工事	平成20年8月から平成20年12月まで
三重放送設備(株)	46,000千円	工事部長	ショッピングモール緊急放送設備整備工事	平成21年9月から平成21年12月まで
三重県	52,000千円	工事部長	監視装置システム改修工事	平成23年5月から平成23年10月まで
(株) 中部電器	47,000千円	工事部長	三重工場電気通信設備工事	平成23年12月から平成24年3月まで
三重県	50,000千円	工事部長	雨量観測所設備工事	平成24年11月から平成25年4月まで
	千円			年　月から　年　月まで
	千円			年　月から　年　月まで
				年　月から　年　月まで
				年　月から　年　月まで
				年　月から　年　月まで
				年　月から　年　月まで
	千円			年　月から　年　月まで
	千円			年　月から　年　月まで
使用者の証明を得ることができない場合はその理由				合計　満　2　年　8　月

請負契約の相手方の名称を書きます。

「工事種類」、「証明者」、「被証明者との関係」、「使用された期間」、「職名」及び「使用者の証明を得ることができない場合はその理由」の欄は、実務経験証明書（様式 第9号）の記載上の注意により記載すること。

元請工事について、請負契約書の請負代金額、工事内容、経験年数を確認します。
なお、記載した工事について、契約書、発注証明書、注文書、工事履行証明書等の工事請負の実態がわかるもの【写】の提出が必要です。

指定建設業（土、建、電、管、鋼、舗、園）については、指導監督的実務経験は認められません。

経験年数を合計して満２年以上になることが必要です。

記載要領

1　この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者１人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500万円以上の建設工事（平成６年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月１日前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの）１件ごとに記載すること。
2　「職名」の欄は、被証明者が従事した工事現場において就いていた地位を記載すること。
3　「実務経験の内容」の欄は、従事した元請工事名等を具体的に記載すること。
4　「合計　満　年　月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

様式第十一号（第四条関係）

従たる営業所がない場合、
本様式は提出不要です。

（用紙Ａ４）

建設業法施行令第３条に規定する使用人の一覧表

令和○○年△△月□□日

営業所の名称	職　　名	氏（フリ）　名（ガナ）
伊賀営業所	営業所長	ウエノ イチロウ 上野　一郎

P124「営業所一覧表（様式第一号の別紙二」に書いた「従たる営業所」の名称を書きます。

様式第十二号（第四条関係）

様式第7号別紙（P147）及び様式第7号の2別紙（P149、P155）に記載した「常勤役員等（経営業務の管理責任者等）」については、本様式の作成は不要です。

法人の場合は、P122の「役員等の一覧表（別紙一）」に記載した役員等全員（常勤役員等（経営業務の管理責任者等）を除く）について、この調書を作成します。

個人の場合は、事業主が「常勤役員（経営業務の管理責任者）」であることが多いため原則作成は不要ですが、支配人を置いているなど事業主が「常勤役員等（経営業務の管理責任者等）」に配置されていない場合は作成が必要となります。

（用紙Ａ４）

許可申請者（法人の役員等 / ~~本人~~ / ~~法定代理人~~ / ~~法定代理人の役員等~~）の住所、生年月日等に関する調書

不要のものを消します。

住所	津市栄町１－９５４		
氏名	山田　一郎	生年月日	昭和　３４年　５月　１５日生
役名等	取締役		

住民票上の住所と居住地（現住所）が異なる場合は、居住地（現住所）を記載してください。

申請時の役名等を記載＜例：代表取締役・取締役（以上法人）・事業主（個人）・株主等＞

賞罰	年月日	賞罰の内容
賞		なし
罰		

建設業法の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載します。
刑罰については罰金刑も記載します。
（例）〇〇法違反　懲役3年
　　△△法違反　罰金〇万円
賞罰がなければ「なし」と書きます。
※株主等（株主又は出資者）、顧問、相談役については記載不要です。

「顧問」「相談役」「株主等」の場合は、確認欄への記載は不要です。

上記のとおり相違ありません。

令和〇〇年△△月□□日　　氏名　山　田　一　郎

記載要領

1 「（法人の役員等 / 本人 / 法定代理人 / 法定代理人の役員）」については、不要のものを消すこと。

2 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の５以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の５以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。

3 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。

4 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。

5 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること

6 様式第７号別紙又は様式第７号の２別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

様式第十三号（第四条関係）

建設業法施行令第３条に規定する使用人が不在の場合は、
提出を省略することができます。

（用紙Ａ４）

建設業法施行令第３条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住所	伊賀市四十九町３１８４		
氏名	上　野　一　郎	生年月日	昭和　５０年　４月　１２日生
営業所名	伊賀営業所		
職名	伊賀営業所長		

住民票上の住所と居住地（現住所）が異なる場合は、居住地（現住所）を記載してください。

所属する営業所の名称、申請時点での職名を書きます。

	年月日	賞罰の内容
賞罰		なし

建設業法の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載します。
刑罰については罰金刑も記載します。
（例）〇〇法違反　懲役3年
　　△△法違反　罰金〇万円
賞罰がなければ「なし」と書きます。
※株主等（株主又は出資者）、顧問、相談役については記載不要です。

上記のとおり相違ありません。

令和〇〇年△△月□□日　　氏名　上野　一郎

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

個人事業主で支配人（令第3条の規定する使用人）を「常勤役員等（経営業務管理責任者等）」にする場合は、その支配人について、常勤役員等の略歴書（様式第7号別紙）及び常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書（様式第7号の2別紙）を作成するので、本様式の作成は不要です。
また、役員等を兼ねている者についても、本様式の作成は不要です。

様式第十四号（第四条関係）

許可申請者が法人である場合に作成します。

（用紙Ａ４）

株　主　（出　資　者）　調　書

株主（出資者）名	住　所	所有株数又は出資の価額
三　重　太　郎	津市桜橋３丁目４４６番３４号	２００株
山　田　一　郎	津市広明町１３番地	１００株
川　田　二　郎	津市西丸之内２３－１	１００株
海　田　三　郎	松阪市高町１３８	５０株
志　摩　次　郎	志摩市阿児町鵜方３０９８－９	５０株

総株主の議決権、出資総額5／100以上の株主、出資者の氏名全員を書きます。
法人の場合
　商号又は名称
個人の場合
　その者の氏名

株数の場合は「〇〇株」、
出資の価格の場合は「〇〇円」と書きます。

財務諸表を提出する場合、
本様式も作成してください。

財　務　諸　表

（法　人　用）

様式第十五号	貸　借　対　照　表
様式第十六号	損　益　計　算　書
	完成工事原価報告書
様式第十七号	株主資本等変動計算書
様式第十七号の二	注　記　表
（様式第十七号の三	附　属　明　細　表）

事業年度
自　令和　３　年１０月　１日
至　令和　４　年　９月　３０日

（会社名）　エム・アイ・イー土木株式会社

（作成にあたっては、国土交通省告示第1660号に定める勘定科目の説明を参照してください。）

様式第十五号（第四条、第十条、第十九条の四関係）　　（用紙Ａ４）

貸　借　対　照　表

決算日を書きます。 → 令　和　４　年　９　月　３０　日　現　在

（会社名）　エム・アイ・イー土木株式会社

資　産　の　部

		千円
Ⅰ　流　動　資　産		
現金預金		６７９，６２３
受取手形		１４，７０５
完成工事未収入金		１５４，００５
有価証券		
未成工事支出金		１２９，１８３
材料貯蔵品		
短期貸付金		８１，２２２
前払費用		
その他		７１，８５３
貸倒引当金		△　１，０８５
流動資産合計		１，１２９，５０９①
Ⅱ　固　定　資　産		
(1)　有形固定資産		
建物・構築物	３５，５５０	
減価償却累計額	△　１，８２８	３３，７２２
機械・運搬具	１３，２３５	
減価償却累計額	△　４，３２４	８，９１１
工具器具・備品	３，５０１	
減価償却累計額	△　４９９	３，００２
土　地		４１，７７０
リース資産		
減価償却累計額	△	
建設仮勘定		
その他		
減価償却累計額	△	
有形固定資産合計		８７，４０５②
(2)　無形固定資産		
特許権		
借地権		
のれん		
リース資産		
その他		２２５
無形固定資産合計		２２５③

完成工事高に計上した請負代金の未収額を計上します。（売掛金は含みません）

千円単位をもって表示します。（端数切捨）

資産合計の５％以下の科目のみ合算の上、その他流動資産として計上できます。５％を超える科目については、それぞれ独立して勘定科目を設定します。（固定資産、負債の部も同様）

円単位の金額でそれぞれ合計した後、千円単位で表示します。

取得価額を書きます。

残存価額を書きます。

1,000 円未満の数字がある場合：0、該当なしの場合：空白

(3) 投資その他の資産

投資有価証券		3，102
関係会社株式・関係会社出資金		2，700
長期貸付金		
破産更生債権等		
長期前払費用		
繰延税金資産		
その他		8，378
貸倒引当金		△
投資その他の資産合計		14，180④
固定資産合計		101，810⑤
Ⅲ 繰 延 資 産		⑤=②+③+④
創立費		
開業費		
株式交付費		
社債発行費		
開発費		
繰延資産合計		⑥
資産合計	⑦=①+⑤+⑥	1，231，319⑦

決算期後１年を超えた後処分することになる債権等を計上します。(保証金、役員保険積立金等)

円単位の金額でそれぞれ合計した後、千円単位で表示します。（千円単位で表示したものを合計するものではありませんので通常は千円単位での合計とは一致しません。）

負　　債　　の　　部

Ⅰ 流 動 負 債		
支払手形		119，825
工事未払金		107，034
短期借入金		5，000
リース債務		
未払金		
未払費用		
未払法人税等		90
未成工事受入金		151，320
預り金		2，379
前受収益		
引当金		
その他		
流動負債合計		385，650⑧
Ⅱ 固 定 負 債		
社債		
長期借入金		157，785
リース債務		

未払消費税はここへ計上します。

買掛金は含みません。

決済期後１年以内に返済することとなる額を計上します。１年以内に完済するか否かを問いません。

当期分として課税される法人税、住民税及び事業税のうち未払額を計上します。

完成工事補償、製品保証、修繕等の引当金を記載、その設定目的を示す名称を付した科目をもって記載します。

許可要件の流動比率
特定建設業７５％≦ ①／⑧×100％

決算期後１年を超えた後に返済する額を計上します。分割返済の定めがあるものについては、決済期後１年以内の分割返済予定額を算定し、これを流動負債（短期借入金）に振り替えなければなりません。

繰延税金負債		
退職給付　引当金		2，409
負ののれん		
その他		9，000
固定負債合計		169，195⑨
負債合計	⑩＝⑧＋⑨	554，845⑩

退職給付引当金等の引当金を記載、その設定目的を示す名称を付した科目をもって記載します。

純　資　産　の　部

Ⅰ　株　主　資　本		
(1) 資本金		20，000⑪
(2) 新株式申込証拠金		⑫
(3) 資本剰余金		
資本準備金		⑬
その他資本剰余金		⑭
資本剰余金合計	⑮＝⑬＋⑭	⑮
(4) 利益剰余金		
利益準備金		5，000⑯
その他利益剰余金		
準備金		⑰
別途　　積立金		615，000⑱
繰越利益剰余金		36，474⑲
利益剰余金合計	⑳＝⑯＋⑰＋⑱＋⑲	656，474⑳
(5) 自己株式		△　　㉑
(6) 自己株式申込証拠金		㉒
株主資本合計	㉓＝⑪＋⑫＋⑮＋⑳＋㉑＋㉒	676，474㉓
Ⅱ　評価・換算差額等		
(1) その他有価証券評価差額金		
(2) 繰延ヘッジ損益		
(3) 土地再評価差額金		
評価・換算差額等合計		㉔
Ⅲ　新 株 予 約 権		㉕
純資産合計	㉖＝㉓＋㉔＋㉕	676，474㉖
負債純資産合計	㉗＝⑩＋㉖＝⑦	1，231，319㉗

許可要件の資本金額
特定建設業≧ 20,000千円

許可要件の欠損比率
特定建設業で(△)がある時
(｜⑲｜－（⑮＋⑯＋⑰＋⑱））／⑪×100%≦20%

許可要件の自己資本の額
特定建設業≧40,000千円
一般建設業≧ 5,000千円
5,000千円未満の場合は、5,000千円以上の預金残高証明書等が必要となります。

様式第十六号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

（用紙Ａ４）

損　益　計　算　書

自　令和元年１０月　１日
至　令和２年　９月３０日

兼業事業における売上高が総売上高の1/10を超えるときは兼業事業の売上高及び売上原価を区分して計上します。

（会社名）　エム・アイ・イー土木株式会社

Ⅰ　売　上　高	通常は様式第三号の直前３年の各事業年度における工事施工金額と一致します。		千円
完成工事高		８３０，８３４㉘	
兼業事業売上高	建設業以外の売上高を計上します。	㉙	８３０，８３４㉚
Ⅱ　売　上　原　価			㉚＝㉘＋㉙
完成工事原価		６９５，８６２㉛	
兼業事業売上原価		㉜	６９５，８６２㉝
売上総利益（売上総損失）			㉝＝㉛＋㉜
完成工事総利益（完成工事総損失）		１３４，９７２㉞	
兼業事業総利益（兼業事業総損失）		㉟	１３４，９７２㊱
Ⅲ　販売費及び一般管理費			㊱＝㉞＋㉟
役員報酬		３６，０００	＝㉚－㉝
従業員給料手当	工事現場に関与しない職員等に支払う給与等を計上します。賞与引当金繰入額はここに計上します。	２６，４２６	
退職金			
法定福利費		８，５８４	
福利厚生費		１，６８１	
修繕維持費		１，２３４	
事務用品費		２，４０４	
通信交通費	退職給付引当金繰入額はここに計上します。	２，５０６	
動力用水光熱費		３，４３３	
調査研究費			
広告宣伝費		１２６	
貸倒引当金繰入額			
貸倒損失			
交際費		２，１８０	
寄付金		１３９	
地代家賃		１０，９１０	
減価償却費		１５０	
開発費償却			
租税公課		７１２	
保険料		６，０１３	
雑　費		６，１３３	１０８，６３８㊲
営業利益（営業損失）		㊳＝㊱－㊲	２６，３３４㊳

損失の場合は△表示で計上します。

Ⅳ　営業外収益		
受取利息及び配当金	4，617	
その他	1，267	5，885㊴
Ⅴ　営業外費用		
支払利息	120	
貸倒引当金繰入額		
貸倒損失		
その他	9，641	9，762㊵
経常利益（経常損失）		22，457㊶
Ⅵ　特別利益		㊶＝㊳＋㊴－㊵
前期損益修正益		
その他 ← 固定資産売却益はここに計上します	519	519㊷
Ⅶ　特別損失		
前期損益修正損		
その他 ← 固定資産売却損はここに計上します	5，511	5，511㊸
税引前当期純利益（税引前当期純損失）	㊹＝㊶＋㊷－㊸	17，465㊹
法人税、住民税及び事業税 ← 当期分として課税される法人税、住民税及び事業税を計上します。	180㊺	
法人税等調整額	㊻	180㊼
当期純利益（当期純損失）	㊽＝㊹－㊼	17，285㊽

損失の場合は△表示で計上します。

（用紙Ａ４）

完成工事原価報告書

自令和　３年　１０月　　１日

至令和　４年　　９月　３０日

工事に従事した直接雇用の作業員に対する賃金、給料手当等を計上します。

（会　社　名）　エム・アイ・イー土木株式会社

千円

Ⅰ　材料費		９１，８０２	
Ⅱ　労務費		１０３，３４２	
（うち労務外注費	）		
Ⅲ　外注費		４０６，６３７	
Ⅳ　経費		９４，０７９	
（うち人件費	４５，６１０）		
完成工事原価		６９５，８６２	＝㉛

完成工事補償引当金繰入額はここに計上します。

経費のうち工事に要した従業員（工事現場における管理業務に従事した技術、事務職員等）の給料手当等を計上します。

様式第十七号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

端数の処理を統一して、千円 単位で表示します。
会社法第2条第6号に規定する大会社の場合は、百万円単 位をもって表示することができ ます。この場合、「（単位・千 円）」を「（単位・百万円）」と修 正してください。

前期貸借対照表の資本の部の数字を記載します。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自　*令和 3 年 10月 1日*
至　令和 *4* 年 *9*月 *30*日

（会社名）*エム・アイ・イー土木株式会社*

千円

	株主資本											評価・換算差額等					
			資本剰余金			利益剰余金											
							その他利益剰余金										
	資本金	新株式申込証拠金	資本準備金	その他資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	*20,000*					*5,000*	*615,000*	*19,189*	*639,189*		*659,189*						*659,189*
当期変動額																	
新株の発行																	
剰余金の配当																	
当期純利益								*17,285*	*17,285*		*17,285*						*17,285*
自己株式の処分																	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）																	
当期変動額合計								*17,285*	*17,285*		*17,285*						*17,285*
当期末残高	*20,000*					*5,000*	*615,000*	*36,474*	*656,474*		*676,474*						*676,474*
	＝⑪					＝⑯	＝⑱	＝⑲	＝⑳		㊀23						㊀26

貸借対照表の純資産の部に記載した数字が上がってきます。
「当期首残高」＋「当期変動額合計」

新設法人の場合はここに記載します。

損益計算書の当期純利益

様式第十七号の二（第四条、第十条、第十九条の四関係）

（用紙Ａ４）

注　　記　　表

自　令和　*３*年*１０*月　*１*日

至　令和　*４*年　*９*月*３０*日

（会社名）　*エム・アイ・イー土木株式会社*

注

1　継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

2　重要な会計方針

(1)　資産の評価基準及び評価方法　　***最終仕入原価法***

(2)　固定資産の減価償却の方法　　***建物については定額法、その他の資産は定率法***

(3)　引当金の計上基準

貸倒引当金の計上基準

一般債権については法人税法の規定による法定繰入率、その他の債権については個々の債権の回収可能性を勘案して計上している。

(4)　収益及び費用の計上基準

工事収益の計上基準

工期２年以上かつ請負金額１億円以上の工事については工事進行基準、その他の工事については工事完成基準を適用している。

(5)　消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法　　***税抜方式***

(6)　その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項　　***該当なし***

3　会計方針の変更　　***該当なし***

4　表示方法の変更　　***該当なし***

4－2　会計上の見積り

5　会計上の見積りの変更

6　誤謬の訂正　　***該当なし***

7　貸借対照表関係

(1)　担保に供している資産及び担保付債務

①担保に供している資産の内容及びその金額

②担保に係る債務の金額

(2)　保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額

(3)　関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務

(4)　取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務

(5)　親会社株式の各表示区分別の金額

(6)　工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

8　損益計算書関係

(1)　売上高のうち関係会社に対する部分

(2)　売上原価のうち関係会社からの仕入高

(3)　売上原価のうち工事損失引当金繰入額

(4)　関係会社との営業取引以外の取引高

(5)　研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）

9　株主資本等変動計算書関係

(1)　事業年度末日における発行済株式の種類及び数　　*普通株式〇〇〇〇株*

(2)　事業年度末日における自己株式の種類及び数　　*該当なし*

(3)　剰余金の配当

令和〇年〇月〇日定時株主総会決議　配当総額〇〇〇千円

一株あたり〇〇〇円　利益剰余金を原資とする

(4)　事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数　*該当なし*

10　税効果会計

11　リースにより使用する固定資産

12　金融商品関係

(1)　金融商品の状況

(2)　金融商品の時価等

13　賃貸等不動産関係

(1)　賃貸等不動産の状況

(2)　賃貸等不動産の時価

14　関連当事者との取引

取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有(被所有)割合	関係内容	科目	期末残高(千円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1)取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有(被所有)割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高(千円)

(2)　取引条件及び取引条件の決定方針

(3)　取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

15　一株当たり情報

(1)　一株当たりの純資産額

(2)　一株当たりの当期純利益又は当期純損失

16　重要な後発事象

17　連結配当規制適用の有無

17－２　収益認識関係

17－３　国際最低課税額に対する法人税等　　*該当なし*

18　その他　　*該当なし*

（注意）
　この記載例は、株式会社のうち会計監査人なしで、かつ株式譲渡制限会社の例です。

記載要領

1　記載を要する注記は、以下のとおりとする。

	株　式　会　社			持分会社
	会計監査人設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡制限会社	
1　継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況	○	×	×	×
2　重要な会計方針	○	○	○	○
3　会計方針の変更	○	○	○	○
4　表示方法の変更	○	○	○	○
4－2　会計上の見積り	○	×	×	×
5　会計上の見積りの変更	○	×	×	×
6　誤謬の訂正	○	○	○	○
7　貸借対照表関係	○	○	×	×
8　損益計算書関係	○	○	×	×
9　株主資本等変動計算書関係	○	○	○	×
10　税効果会計	○	○	×	×
11　リースにより使用する固定資産	○	○	×	×
12　金融商品関係	○	○	×	×
13　賃貸等不動産関係	○	○	×	×
14　関連当事者との取引	○	○	×	×
15　一株当たり情報	○	○	×	×
16　重要な後発事象	○	○	×	×
17　連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
17-2　収益認識関係	○	×	×	×
17-3　国際最低課税額に対する法人税等	○	○	○	○
18　その他	○	○	○	○

【凡例】○･･･記載要、×･･･記載不要

◇　上記記載事項で該当事項がない場合においては、「該当なし」と記載してください。

財務諸表を提出する場合、
本様式も作成してください。

財　務　諸　表

（個　人　用）

様式第十八号　　貸　借　対　照　表

様式第十九号　　損　益　計　算　書

令和　４年　１２月　３１日

（商号または名称）　三重土木工業

（個人の場合）

様式第十八号（第四条、第十条、第十九条の四関係）　　（用紙Ａ４）

貸　借　対　照　表

*令和　４*年*１２*月*３１*日現在

個人の決算日は毎年 12 月 31 日です。

（商号又は名称）　*三重土木工業*

千円単位をもって表示します（端数切り捨て）

資　産　の　部

	千円
Ⅰ　*流動資産*	
現金預金	*１５，３８４*
受取手形	*１，０２０*
完成工事未収入金	*２、４３０*
有価証券	
未成工事支出金	*１，６３５*
材料貯蔵品	*３，３００*
その他	
貸倒引当金	△
流動資産合計	*２３，７７１*　①
Ⅱ　**固定資産**	
建物・構築物	*２，１５０*
機械・運搬具	*４，３６６*
工具器具・備品	*３，９２０*
土地	*４，１３３*
建設仮勘定	
破産更生債権等	
その他	
固定資産合計	*１４，５７１*　②
資産合計	*３８，３４３*　③＝①＋②

完成工事高に計上した請負代金の未収額を計上します（売掛金は含みません）。

円単位の金額を合計し、千円単位をもって表示します。
千円単位で表示したものを合計しても一致しない場合があります。

残存価格（減価償却後の額）を計上します。

円単位の金額を合計し、千円単位をもって表示します。
千円単位で表示したものを合計するものではありませんので注意してください。

負　債　の　部

③＝⑨

Ⅰ　**流動負債**	
支払手形	*３５８*
工事未払金	*５，２５３*
短期借入金	*４，０９５*
未払金	*５２０*
未成工事受入金	*１，６６０*
預り金	*１２０*
＿＿＿＿引当金	
その他	
流動負債合計	*１２，００７*　④

買掛金は含みません。

決算期後１年以内に返済することになる額を計上します。
１年以内に完済するか否かを問いません。

賞与引当金、製品保証引当金等はここへ計上します。

許可要件の流動比率
特定建設業 75%≦①／④×100%

決算期後1年を超えた後に返済する額を計上します。
分割返済の定めがあるものについては、決算期後1年以内の分割返済予定額を算定し、これを流動負債（短期借入金）に振り替えなければなりませんので注意してください。

Ⅱ　固定負債	
長期借入金	１０，８２４
その他	
固定負債合計	１０，８２４　⑤
負債合計	２２，８３２　⑥＝④＋⑤

退職給付引当金はここに計上します。

許可要件の資本金額
特定建設業≧20,000 千円

前期の資本合計を計上します。

資産の譲渡益等を計上します。

資産の譲渡損及び生活費等を計上します。

純　資　産　の　部

許可要件の欠損比率
特定建設業で損失（△）がある場合
20%≧（⑦−（【2】+【3】）/【1】×100%

期首資本金	１５，３９５【1】
事業主借勘定	４５０【2】
事業主貸勘定	△　２，４５４【3】
事業主利益	２，１２０　⑦＝⑰
純資産合計	１５，５１１　⑧
負債純資産合計	３８，３４３　⑨＝⑥＋⑧ ＝③

損失又は欠損の場合は△表示で計上します。

注　消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法　*消費税抜処理*

許可要件の自己資本の額
特定建設業≧40,000 千円
一般建設業≧5,000 千円
5,000 千円未満の場合は、5,000 千円以上の預金残高証明書等が必要となります。

消費税の会計処理方法を書いてください。
「消費税抜処理」
「消費税込処理」
「免税につき税込処理」等

純資産合計⑧の計算例

⑧＝【1】＋【2】－【3】＋⑦

１５，５１１　＝１５，３９５＋４５０－２，４５４＋２，１２０

（個人の場合）

様式第十九号（第四条、第十条、第十九条の四関係）　　（用紙Ａ４）

損　益　計　算　書

兼業事業における売上高が総売上高の 1/10 を超えるときは、兼業事業の売上高及び売上原価を区分して計上します。

自　令和　4年　1月　1日
至　令和　4年　12月　31日

通常は様式第三号の直前3年の各事業年度における工事施工金額の合計欄の金額と一致します。

（商号又は名称）　三重土木工業

		千円
Ⅰ　完成工事高		58，950 ⑩
Ⅱ　完成工事原価		
材料費	21，517	
労務費	8，956	
（うち労務外注費　　）		
外注費	12，500	
経　費	7，532	50，505 ⑪
完成工事総利益（完成工事総損失）		8，445 ⑫ ⑫＝⑩－⑪
Ⅲ　販売費及び一般管理費		
従業員給料手当	1，720	
退職金		
法定福利費	223	
福利厚生費	15	
維持修繕費	48	
事務用品費	89	
通信交通費	416	
動力用水光熱費	193	
広告宣伝費	26	
交際費	218	
寄付金		
地代家賃	378	
減価償却費	827	
租税公課	816	
保険料	803	
雑　費	300	6，072 ⑬
営業利益（営業損失）		2，373 ⑭ ⑭＝⑫－⑬

工事に従事した直接雇用の作業員に対する賃金、給料手当等を計上します。

工事に要した従業員（工事現場における管理業務に従事した技術、事務職員等）の給料手当等はここに計上します。
完成工事補償引当金繰入額はここに計上します。

工事現場に関与しない職員等に支払う給与等を計上します。
賞与引当金繰入額はここに計上します。

退職給付引当金繰入額はここに計上します。

貸倒引当金、債権償却特別勘定の繰入はここに計上します。

損失の場合は△表示で計上します。

Ⅳ 営業外収益			
受取利息及び配当金		７４	
その他	各種の引当金、準備金の取崩しはここに計上します。	２６	１００ ⑮
Ⅴ 営業外費用			
支払利息		１９６	
その他		１５７	３５３ ⑯
事業主利益（事業主損失）	損失の場合は△表示で計上します。		２，１２０ ⑰

⑰＝⑭＋⑮－⑯
＝⑦

○建設業法施行規則別記様式第15号及び第16号の国土交通大臣の定める勘定科目の分類を定める件（昭和57年建設省告示1660号）

最終改正　令和4年4月11日国土交通省告示第473号

貸　借　対　照　表

科　　目	摘　　要
〔資産の部〕	
Ⅰ 流動資産	
現金預金	現　金 現金、小切手、送金小切手、送金為替手形、郵便為替証書、振替貯金払出証書等 預　金 金融機関に対する預金、郵便貯金、郵便振替貯金、金銭信託等で決算期後1年以内に現金化できると認められるもの。ただし、当初の履行期が1年を超え、又は超えると認められたものは、投資その他の資産に記載することができる。
受取手形	営業取引に基づいて発生した手形債権（割引に付した受取手形及び裏書譲渡した受取手形の金額は、控除して別に注記する。）。ただし、このうち破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなものは、投資その他の資産に記載する。
完成工事未収入金	完成工事高に計上した工事に係る請負代金（税抜方式を採用する場合も取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）の未収額。ただし、このうち破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなものは、投資その他の資産に記載する。
有価証券	時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券及び決算期後1年以内に満期の到来する有価証券
未成工事支出金	完成工事原価に計上していない工事費並びに材料の購入及び外注のための前渡金及び手付金等
材料貯蔵品	手持ちの工事用材料及び消耗工具器具等並びに事務用消耗品等のうち未成工事支出金、完成工事原価又は販売費及び一般管理費として処理されなかつたもの
短期貸付金	決算期後1年以内に返済されると認められるもの。ただし、当初の返済期が1年を超え、又は超えると認められたものは、投資その他の資産（長期貸付金）に記載することができる。
前払費用	未経過保険料、未経過支払利息、前払賃借料等の費用の前払で決算期後1年以内に費用となるもの。ただし、当初1年を超えた後に費用となるものとして支出されたものは、投資その他の資産（長期前払費用）に記載することができる。
その他	完成工事未収入金以外の未収入金及び営業取引以外の取引によつて生じた未収入金、営業外受取手形その他決算期後1年以内に現金化できると認められるもので他の流動資産科目に属さないもの。ただし、営業取引以外の取引によつて生じたものについては、当初の履行期が1年を超え、又は超えると認められたものは、投資その他の資産に記載することができる。
貸倒引当金	受取手形、完成工事未収入金等流動資産に属する債権に対する貸倒見込額を一括して記載する。
Ⅱ 固定資産	
(1) 有形固定資産	
建物・構築物	次の建物及び構築物をいう。
〔建物 構築物〕	社屋、倉庫、車庫、工場、住宅その他の建物及びこれらの附属設備 土地に定着する土木設備又は工作物

機械・運搬具	次の機械装置、船舶、航空機及び車両運搬具をいう。
機械装置	建設機械その他の各種機械及び装置
船舶	船舶及び水上運搬具
航空機	飛行機及びヘリコプター
車両運搬具	鉄道車両、自動車その他の陸上運搬具
工具器具・備品	次の工具器具及び備品をいう。
工具器具	各種の工具又は器具で耐用年数が1年以上かつ取得価額が相当額以上であるもの（移動性仮設建物を含む。）
備品	各種の備品で耐用年数が1年以上かつ取得価額が相当額以上であるもの
土地	自家用の土地
リース資産	ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産。ただし、有形固定資産に属するものに限る。
建設仮勘定	建設中の自家用固定資産の新設又は増設のために要した支出
その他	他の有形固定資産科目に属さないもの
(2) 無形固定資産	
特許権	有償取得又は有償創設したもの
借地権	有償取得したもの（地上権を含む。）
のれん	合併、事業譲渡等により取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回る場合の超過額
リース資産	ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産。ただし、無形固定資産に属するものに限る。
その他	有償取得又は有償創設したもので他の無形固定資産科目に属さないもの
(3) 投資その他の資産	
投資有価証券	流動資産に記載された有価証券以外の有価証券。ただし、関係会社株式に属するものを除く。
関係会社株式・関係会社出資金	次の関係会社株式及び関係会社出資金をいう。
関係会社株式	会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第23号に定める関係会社の株式
関係会社出資金	会社計算規則第2条第3項第23号に定める関係会社に対する出資金
長期貸付金	流動資産に記載された短期貸付金以外の貸付金
破産更生債権等	完成工事未収入金、受取手形等の営業債権及び貸付金、立替金等のその他の債権のうち破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなもの
長期前払費用	未経過保険料、未経過支払利息、前払賃借料等の費用の前払で流動資産に記載された前払費用以外のもの
繰延税金資産	税効果会計の適用により資産として計上されるもの
その他	長期保証金等1年を超える債権、出資金（関係会社に対するものを除く。）等他の投資その他の資産科目に属さないもの
貸倒引当金	長期貸付金等投資等に属する債権に対する貸倒見込額を一括して記載する。
Ⅲ 繰延資産	
創立費	定款等の作成費、株式募集のための広告費等の会社設立費用
開業費	土地、建物等の賃借料等の会社成立後営業開始までに支出した開業準備のための費用
株式交付費	株式募集のための広告費、金融機関の取扱手数料等の新株発行又は自己株式の処分のために直接支出した費用
社債発行費	社債募集のための広告費、金融機関の取扱手数料等の社債発行のために直接支出した費用（新株予約権の発行等に係る費用を含む。）
開発費	新技術の採用、市場の開拓等のために支出した費用（ただし、経常費の性格をもつものは含まれない。）

〔負債の部〕	
Ⅰ 流動負債	
支払手形	営業取引に基づいて発生した手形債務
工事未払金	工事費の未払額（工事原価に算入されるべき材料貯蔵品購入代金等を含む。）。ただし、税抜方式を採用する場合も取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む。
短期借入金	決算期後1年以内に返済されると認められる借入金（金融手形を含む。）
リース債務	ファイナンス・リース取引におけるもので決算期後1年以内に支払われると認められるもの
未払金	固定資産購入代金未払金、未払配当金及びその他の未払金で決算期後1年以内に支払われると認められるもの
未払費用	未払給料手当、未払利息等継続的な役務の給付を内容とする契約に基づいて決算期までに提供された役務に対する未払額
未払法人税等	法人税、住民税及び事業税の未払額
未成工事受入金	請負代金の受入高のうち完成工事高に計上していないもの
預り金	営業取引に基づいて発生した預り金及び営業外取引に基づいて発生した預り金で決算期後1年以内に返済されるもの又は返済されると認められるもの
前受収益	前受利息、前受賃貸料等
・・・引当金	修繕引当金、完成工事補償引当金、工事損失引当金等の引当金（その設定目的を示す名称を付した科目をもつて記載すること。）
修繕引当金	完成工事高として計上した工事に係る機械等の修繕に対する引当金
完成工事補償引当金	引渡しを完了した工事に係る契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除に対する引当金
工事損失引当金	工事原価総額等が工事収益総額を上回る場合の超過額から、他の科目に計上された損益の額を控除した額に対する引当金
役員賞与引当金	決算日後の株主総会において支給が決定される役員賞与に対する引当金（実質的に確定債務である場合を除く。）
その他	営業外支払手形等決算期後1年以内に支払又は返済されると認められるもので他の流動負債科目に属さないもの
Ⅱ 固定負債	
社債	会社法（平成18年法律第86号）第2条第23号の規定によるもの（償還期限が1年以内に到来するものは、流動負債に記載すること。）
長期借入金	流動負債に記載された短期借入金以外の借入金
リース債務	ファイナンス・リース取引におけるもののうち、流動負債に属するもの以外のもの
繰延税金負債	税効果会計の適用により負債として計上されるもの
・・・引当金	退職給付引当金等の引当金（その設定目的を示す名称を付した科目をもつて記載すること。）
〔退職給付引当金	役員及び従業員の退職給付に対する引当金〕
負ののれん	合併、事業譲渡等により取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を下回る場合の不足額
その他	長期未払金等1年を超える負債で他の固定負債科目に属さないもの
〔純資産の部〕	
Ⅰ 株主資本	
資本金	会社法第445条第1項及び第2項、第448条並びに第450条の規定によるもの
新株式申込証拠金	申込期日経過後における新株式の申込証拠金
資本剰余金	
資本準備金	会社法第445条第3項及び第4項、第447条並びに第451条の規定によるもの
その他資本剰余金	資本剰余金のうち、資本金及び資本準備金の取崩しによつて生ずる剰余金や自己株式の処分差益など資本準備金以外のもの

利益剰余金	
利益準備金	会社法第445条第4項及び第451条の規定によるもの
その他利益剰余金	
・・・積立金（準備金）	株主総会又は取締役会の決議により設定されるもの
繰越利益剰余金	利益剰余金のうち、利益準備金及び・・・積立金（準備金）以外のもの
自己株式	会社が所有する自社の発行済株式
自己株式申込証拠金	申込期日経過後における自己株式の申込証拠金
Ⅱ 評価・換算差額	
その他有価証券評価差額金	時価のあるその他有価証券を期日末時価により評価替えすることにより生じた差額から税効果相当額を控除した残額
繰延ヘッジ損益	繰延ヘッジ処理が適用されるデリバティブ等を評価替えすることにより生じた差額から税効果相当額を控除した残額
土地再評価差額金	土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）に基づき事業用土地の再評価を行つたことにより生じた差額から税効果相当額を控除した残額
Ⅲ 新株予約権	会社法第2条第21号の規定によるものから同法第255条第1項に定める自己新株予約権の額を控除した残額

損　益　計　算　書

科目	摘要
Ⅰ 売上高	
完成工事高	工事進行基準により収益に計上する場合における期中出来高相当額及び工事完成基準により収益に計上する場合における最終総請負高（請負高の全部又は一部が確定しないものについては、見積計上による請負高。）又は会社が顧客との契約の義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における工事契約に係る収益。ただし、税抜方式を採用する場合は取引に係る消費税額及び地方消費税額を除く。 なお、共同企業体により施工した工事については、共同企業体全体の完成工事高に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を計上する。
兼業事業売上高	建設業以外の事業（以下「兼業事業」という。）を併せて営む場合における当該事業の売上高
Ⅱ 売上原価	
完成工事原価	完成工事高として計上したものに対応する工事原価
兼業事業売上原価	兼業事業売上高として計上したものに対応する兼業事業の売上原価
売上総利益 （売上総損失）	売上高から売上原価を控除した額
完成工事総利益 （完成工事総損失）	完成工事高から完成工事原価を控除した額
兼業事業総利益 （兼業事業総損失）	兼業事業売上高から兼業事業売上原価を控除した額
Ⅲ 販売費及び一般管理費	
役員報酬	取締役、執行役、会計参与又は監査役に対する報酬（役員賞与引当金繰入額を含む。）
従業員給料手当	本店及び支店の従業員等に対する給料、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退職金	役員及び従業員に対する退職金（退職年金掛金を含む。）。ただし、退職給付に係る会計基準を適用する場合には、退職金以外の退職給付費用等の適当な科目により記載すること。なお、いずれの場合においても異常なものを除く。
法定福利費	健康保険、厚生年金保険、労働保険等の保険料の事業主負担額及び児童手当拠出金
福利厚生費	慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生等に要する費用
修繕維持費	建物、機械、装置等の修繕維持費及び倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、交通費及び旅費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
貸倒引当金繰入額	営業取引に基づいて発生した受取手形、完成工事未収入金等の債権に対する貸倒引当金繰入額。ただし、異常なものを除く。
貸倒損失	営業取引に基づいて発生した受取手形、完成工事未収入金等の債権に対する貸倒損失。ただし、異常なものを除く。
交際費	得意先、来客等の接待費、慶弔見舞及び中元歳暮品代等
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	減価償却資産に対する償却額
開発費償却	繰延資産に計上した開発費の償却額
租税公課	事業税（利益に関連する金額を課税標準として課されるものを除く。）、事業所税、不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、身体障害者雇用納付金等の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
雑費	社内打合せ等の費用、諸団体会費並びに他の販売費及び一般管理費の科目に属さない費用

営業利益 （営業損失）	売上総利益（売上総損失）から販売費及び一般管理費を控除した額
Ⅳ 営業外収益	
受取利息及び配当金	次の受取利息、有価証券利息及び受取配当金をいう。
受取利息	預金利息及び未収入金、貸付金等に対する利息。ただし、有価証券利息に属するものを除く。
有価証券利息	公社債等の利息及びこれに準ずるもの
受取配当金	株式利益配当金（投資信託収益分配金、みなし配当を含む。）
その他	受取利息及び配当金以外の営業外収益で次のものをいう。
有価証券売却益	売買目的の株式、公社債等の売却による利益
雑収入	他の営業外収益科目に属さないもの
Ⅴ 営業外費用	
支払利息	次の支払利息及び社債利息をいう。
支払利息	借入金利息等
社債利息	社債及び新株予約権付社債の支払利息
貸倒引当金繰入額	営業取引以外の取引に基づいて発生した貸付金等の債権に対する貸倒引当金繰入額。ただし、異常なものを除く。
貸倒損失	営業取引以外の取引に基づいて発生した貸付金等の債権に対する貸倒損失。ただし、異常なものを除く。
その他	支払利息、貸倒引当金繰入額及び貸倒損失以外の営業外費用で次のものをいう。
創立費償却	繰延資産に計上した創立費の償却額
開業費償却	繰延資産に計上した開業費の償却額
株式交付費償却	繰延資産に計上した株式交付費の償却額
社債発行費償却	繰延資産に計上した社債発行費の償却額
有価証券売却損	売買目的の株式、公社債等の売却による損失
有価証券評価損	会社計算規則第5条第3項第1号及び同条第6項の規定により時価を付した場合に生ずる有価証券の評価損
雑支出	他の営業外費用科目に属さないもの
経常利益 （経常損失）	営業利益（営業損失）に営業外収益の合計額と営業外費用の合計額を加減した額
Ⅵ 特別利益	
前期損益修正益	前期以前に計上された損益の修正による利益。ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益（経常損失）に含めることができる。
その他	固定資産売却益、投資有価証券売却益、財産受贈益等異常な利益。ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益（経常損失）に含めることができる。
Ⅶ 特別損失	
前期損益修正損	前期以前に計上された損益の修正による損失。ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益（経常損失）に含めることができる。
その他	固定資産売却損、減損損失、災害による損失、投資有価証券売却損、固定資産圧縮記帳損、損害賠償金等異常な損失。ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益（経常損失）に含めることができる。
税引前当期純利益 （税引前当期純損失）	経常利益（経常損失）に特別利益の合計額と特別損失の合計額を加減した額
法人税、住民税及び事業税	当該事業年度の税引前当期純利益に対する法人税等（法人税、住民税及び利益に関する金額を課税標準として課される事業税をいう。以下同じ。）の額並びに法人税等の更正、決定等による納付税額及び還付税額
法人税等調整額	税効果会計の適用により計上される法人税、住民税及び事業税の調整額
当期純利益 （当期純損失）	税引前当期純利益（税引前当期純損失）から法人税、住民税及び事業税を控除し、法人税等調整額を加減した額とする。

完 成 工 事 原 価 報 告 書

科　　目	摘　　要
材　料　費	工事のために直接購入した素材、半製品、製品、材料貯蔵品勘定等から振り替えられた材料費（仮設材料の損耗額等を含む。）
労　務　費	工事に従事した直接雇用の作業員に対する賃金、給料及び手当等。工種・工程別等の工事の完成を約する契約でその大部分が労務費であるものは、労務費に含めて記載することができる。
（うち労務外注費）	労務費のうち、工種・工程別等の工事の完成を約する契約でその大部分が労務費であるものに基づく支払額
外　注　費	工種・工程別等の工事について素材、半製品、製品等を作業とともに提供し、これを完成することを約する契約に基づく支払額。ただし、労務費に含めたものを除く。
経　費	完成工事について発生し、又は負担すべき材料費、労務費及び外注費以外の費用で、動力用水光熱費、機械等経費、設計費、労務管理費、租税公課、地代家賃、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費、雑費、出張所等経費配賦額等
（うち人件費）	経費のうち従業員給料手当、退職金、法定福利費及び福利厚生費

法人設立又は事業開始してから一度も決算期が到来していない場合（決算未到来）、
又は第１期目の決算期は到来しているものの、決算が確定していない場合（決算未確定）
であっても、財務諸表の作成は必要です。

財　務　諸　表

（法　人　用）

様式第十五号	貸借対照表
様式第十六号	損益計算書
	完成工事原価報告書
様式第十七号	株主資本等変動計算書
様式第十七号の二	注記表
（様式第十七号の三	附属明細表）

決算未到来

事業年度　自　令和　年　月　日

月　日

決算期が到来していない場合は、
「決算未到来」と記入してください。
また、決算期は到来しているものの
決算が確定していない場合は「決算
未確定」と記入してください。

（会社名）　エム・アイ・イー土木株式会社

様式第十五号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

決算未到来

貸　借　対　照　表

令和　４年　１月　１日　現在

設立時点の開始貸借対照表を作成します。

（会社名）エム・アイ・イー土木株式会社

産　の　部

			千円
Ⅰ　流　動　資　産			
現金預金			5,000
受取手形			
完成工事未収入金			
有価証券			
未成工事支出金			
材料貯蔵品			
短期貸付金			
前払費用			
その他			
貸倒引当金			△
流動資産合計			5,000
Ⅱ　固　定　資　産			
(1) 有形固定資産			
建物・構築物			
減価償却累計額		△	
機械・運搬具			
減価償却累計額		△	
工具器具・備品			
減価償却累計額		△	
土　地			
リース資産			
減価償却累計額		△	
建設仮勘定			
その他			
減価償却累計額		△	
有形固定資産合計			
(2) 無形固定資産			
特許権			
借地権			
のれん			

様式第十六号（第四条、第十条、第十九条の四関係）　　（用紙Ａ４）

損　益　計　算　書

決算未到来

自　令和　　年　　月　　日
至　令和　　年　　月　　日
（会社名）　エム・アイ・イー土木株式会社

決算期が到来していない場合は、
決算未到来と記入してください。

			千円
Ⅰ 売上高			
完成工事高			
兼業事業売上高			
Ⅱ 売上原価			
完成工事原価			
兼業事業売上原価			
売上総利益（売上総損失）			
完成工事総利益（完成工事総損失）			
兼業事業総利益（兼業事業総損失）			
Ⅲ 販売費及び一般管理費			
役員報酬			
従業員給与手当			
退職金			
法定福利費			
福利厚生費			
修繕維持費			
事務用品費			
通信交通費			
動力用水光熱費			
調査研究費			
広告宣伝費			
貸倒引当金繰入額			
貸倒損失			
交際費			
寄付金			
地代家賃			
減価償却費			
開発費償却			
租税公課			
保険料			
雑費			
営業利益（営業損失）			

（用紙Ａ４）

決算未到来

完成工事原価報告書

自　令和　　年　　月　　日

至　令和　　年　　月　　日

（会社名）　　エム・アイ・イー土木株式会社

決算期が到来していない場合は、
決算未到来と記入してください。

千円

Ⅰ 材料費

Ⅱ 労務費

（うち労務外注費　　）

Ⅲ 外注費

Ⅳ 経費

（うち人件費　　）

完成工事原価

様式第十七号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

株主資本等変動計算書

決算未到来

自　令和　　年　　月　　日
至　令和　　年　　月　　日

決算期が到来していない場合は、
決算未到来と記入してください。

（会社名）*エム・アイ・イー土木株式会社*

千円

	株主資本											評価・換算差額等					
			資本剰余金			利益剰余金											
							その他利益剰余金										
	資本金	新株式申込証拠金	資本準備金	その他資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高																	
当期変動額																	
新株の発行	5,000										5,000						5,000
剰余金の配当																	
当期純利益																	
自己株式の処分																	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）																	
当期変動額合計																	
当期末残高																	

新設法人の場合はここに
記載します。

様式第十七号の二（第四条、第十条、第十九条の四関係）

（用紙Ａ４）

注　記　表

決算未到来

自　令和　年　月　日
至　令和　年　月　日

決算期が到来していない場合は、
決算未到来と記入してください。

会社名）　エム・アイ・イー土木株式会社

注

1　継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況
2　重要な会計方針
(1)　資産の評価基準及び評価方法　該当なし
(2)　固定資産の減価償却の方法　該当なし
(3)　引当金の計上基準　該当なし
(4)　収益及び費用の計上基準　該当なし
(5)　消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法　税込方式によっている
(6)　その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項　該当なし
3　会計方針の変更　該当なし
4　表示方法の変更　該当なし
4－2　会計上の見積り
5　会計上の見積りの変更　該当なし
6　誤謬の訂正　該当なし
7　貸借対照表関係
(1)　担保に供している資産及び担保付債務
①担保に供している資産の内容及びその金額
②担保に係る債務の金額
(2)　保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額
(3)　関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
(4)　取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務
(5)　親会社株式の各表示区分別の金額
(6)　工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額
8　損益計算書関係
(1)　売上高のうち関係会社に対する部分
(2)　売上原価のうち関係会社からの仕入高
(3)　売上原価のうち工事損失引当金繰入額
(4)　関係会社との営業取引以外の取引高
(5)　研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）
9　株主資本等変動計算書関係
(1)　事業年度末日における発行済株式の種類及び数
(2)　事業年度末日における自己株式の種類及び数
(3)　剰余金の配当
(4)　事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数
10　税効果会計
11　リースにより使用する固定資産
12　金融商品関係
(1)　金融商品の状況
(2)　金融商品の時価等
13　賃貸等不動産関係
(1)　賃貸等不動産の状況
(2)　賃貸等不動産の時価
14　関連当事者との取引
取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有(被所有)割合	関係内容	科目	期末残高(千円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

様式第二十号（第四条関係）　　（用紙Ａ４）

例1　通常の許可申請の場合

営　業　の　沿　革

創業以後の沿革	昭和　５８年　１月　１日	三重土木（有）設立　資本金10,000千円
	平成　３年　４月　１日	伊賀営業所設置
	平成　２０年　４月　１日	三重土木（株）に商号変更
	平成　２０年　９月　１日	エム・アイ・イー土木（株）に商号変更
	平成　２０年　９月　１５日	資本金の増資　資本金20,000千円
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	

事業（建設業以外の業を含む。）を開始した年月日を記載する（法人の場合は法人設立日、個人の場合は開業日）。

建設業の登録又は許可がある場合は、登録又は許可番号、業種、年月日を書きます。
申請する以前に一度も登録又は許可がなければ、書く必要がありません。

新規、般・特新規、業種追加、失効及び廃業等について 記入してください。

なお、更新については記入不要ですが、「業種追加＋更新」などや一本化の場合は省略 できません。

建設業の登録及び許可の状況	年　月　日	な　し
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	

賞罰	年　月　日	な　し
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	

建設業法の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載します。
（例）〇〇法違反　罰金〇万円
　　△△法違反　営業停止3日
指名停止等は含みません。
賞罰がなければ「なし」と書きます。

記載要領

1　「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。

2　「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）について記載すること。

3　「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

様式第二十号（第四条関係）　　（用紙Ａ４）

例2　法人成をした場合

営　業　の　沿　革

事業（建設業以外の業を含む。）を開始した年月日を記載する（法人の場合は法人設立日、個人の場合は開業日）。

創業以後の沿革	昭和　３４年　１月　１日	三重土木工業　創業
	昭和　５６年　４月　１日	三重土木（有）設立　本店及び伊賀営業所設置　資本金20,000千円
	平成　１４年　４月　１日	三重土木（株）に組織変更
	平成　１８年　９月　１日	エム・アイ・イー土木（株）に商号変更
	平成　１９年　８月　１５日	資本金の増資　資本金30,000千円

「創業以後の沿革」欄において当該事業主の沿革を記載し、法人成をした旨の沿革を記載する。

また、「建設業の登録及び許可の状況」欄において当該事業主の登録及び許可に係る沿革を記載する。

建設業の登録又は許可がある場合は、登録又は許可番号、業種、年月日を書きます。

新規、般・特新規、業種追加、失効及び廃業等について 記入してください。

なお、更新については記入不要ですが、「業種追加＋更新」などや一本化の場合は省略できません。

建設業の登録及び許可の状況	昭和　４６年　１０月　１日	最初の建設業登録（へ）第８８８８８号　土、と、舗
	昭和　４８年　１０月　１日	最初の新規許可（般－４８）第９９９９９号　土、と、舗
	昭和　５６年　５月　１０日	法人成り新規許可（般－５６）第９９９９９号　土、と、舗
	昭和　５８年　６月　２４日	業種追加（般－５８）第９９９９９号　建、管
	昭和　５９年　５月　１０日	許可更新・一本化（般－５９）第９９９９９号　土、建、と、管、舗
	平成　７年　６月　１０日	一部廃業（般－５）第９９９９９号　管
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	

賞罰	年　月　日	な　し
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	

建設業法の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載します。
（例）〇〇法違反　罰金〇万円
　　△△法違反　営業停止3日
指名停止等は含みません。
賞罰がなければ「なし」と書きます。

記載要領

1　「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。

2　「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）について記載すること。

3　「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

様式第二十号（第四条関係）　　（用紙Ａ４）

例3　事業承継による場合

営　業　の　沿　革

事業（建設業以外の業を含む。）を開始した年月日を記載する（法人の場合は法人設立日、個人の場合は開業

「事業承継」の場合は、「創業以後の沿革」欄において前事業主の沿革を記載し、事業承継をした旨の沿革を記載する。

また、「建設業の登録及び許可の状況」欄において前事業主の登録及び許可に係る沿革を記載する。

建設業の登録又は許可がある場合は、登録又は許可番号、業種、年月日を書きます。

新規、般・特新規、業種追加、失効及び廃業等について記入してください。

なお、更新については記入不要ですが、「業種追加＋更新」などや一本化の場合は省略できません。

創業以後の沿革	昭和　３４年　１月　１日	三重土木工業　創業
	平成　１１年　５月　１日	営業の休止
	平成　１２年　９月　１日	営業の再開
	平成　１４年　１月　１日	事業承継
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	

建設業の登録及び許可の状況	昭和　４６年　８月　１０日	最初の建設業登録（へ）第８８８８８号　土、と
	昭和　４８年　８月　１０日	最初の新規許可（般－４８）第９９９９９号　土、と
	平成　１１年　５月　１５日	全部廃業（般－９）第９９９９９号　土、と
	平成　１２年　１２月　３日	新規許可（般－１２）第００００００号　土、と
	平成　１４年　３月　１日	新規許可（般－１３）第００００００号　土、と
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	

建設業法の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載します。
（例）〇〇法違反　罰金〇万円
　　△△法違反　営業停止３日
指名停止等は含みません。
賞罰がなければ「なし」と書きます。

賞罰	年　月　日	な　し
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	

記載要領

1　「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。

2　「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）について記載すること。

3　「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

様式第二十号（第四条関係）　　（用紙Ａ４）

例4　許可を一時失効した後、再度取得した場

営　業　の　沿　革

創業以後の沿革	平成　３年　４月　１日	三重土木（株）設立　資本金10,000千円
	平成　５年　４月　１日	資本金の増資　資本金20,000千円
	平成　１８年　９月　１日	エム・アイ・イー土木（株）に商
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	

事業（建設業以外の業を含む。）を開始した年月日を記載する（法人の場合は法人設立日、個人の場合は開業日）。

建設業の登録又は許可がある場合は、登録又は許可番号、業種、年月日を書きます。
新規、般・特新規、業種追加、失効及び廃業等について記入してください。
なお、更新については記入不要ですが、「業種追加＋更新」などや一本化の場合は省略できません。

建設業の登録及び許可の状況	平成　３年　１０月　２０日	最初の建設業許可（般ー３）第８８８８８号　土、と、舗
	平成　６年　１０月　２０日	建設業許可未更新のため失効
	平成　６年　１２月　１５日	新規許可（般－６）第９９９９９号　土、と、舗
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	

賞罰	年　月　日	な　し
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	

建設業法の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載します。
（例）〇〇法違反　罰金〇万円
　　△△法違反　営業停止３日
指名停止等は含みません。
賞罰がなければ「なし」と書きます。

記載要領

1　「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。

2　「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）について記載すること。

3　「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

様式第二十号の二（第四条関係）　　（用紙Ａ４）

所　属　建　設　業　者　団　体

団　体　の　名　称	所　属　年　月　日
未加入	

加入していない場合は「未加入」と書きます。

団体の名称の欄は、建設業法第２７条の３７に規程する建設業者の団体の名称を記載します。

三重県の場合は「一般社団法人三重県建設業協会」及び「部落解放同盟三重県連合会企業部建設部会」が該当

様式第二十号の三（第四条関係）　　（用紙Ａ４）

主　要　取　引　金　融　機　関　名

本店、支店、営業所、出張所等の区分まで書きます。

政府関係金融機関	普通銀行 長期信用銀行	株式会社商工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	その他の金融機関
	○○銀行　県庁支店	*○○信用金庫　県庁支店*	

政府関係金融機関は、
（株）日本政策金融公庫、（株）国際協力銀行、
沖縄振興開発金融公庫、（株）日本政策投資銀行、
株式会社商工組合中央金庫について記載します。

農業協同組合、
漁業協同組合等
があります。

記載要領

1　「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。

2　各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。

（例　○○銀行○○支店）

第10号様式

収　入　証　紙　納　付　書

<table>
<tr><td>納　付　年　月　日</td><td colspan="2">令和　〇〇　年　△△　月　□□　日</td></tr>
<tr><td rowspan="8">該当する箇所に〇をつけてください。

使用料等の名称</td><td colspan="2">建設業許可（新規、更新、業種追加）申請手数料</td></tr>
<tr><td colspan="2">建設業許可を受けていることの証明又は確認手数料</td></tr>
<tr><td colspan="2">経営事項審査申請書の提出済証明手数料</td></tr>
<tr><td colspan="2">経営事項審査申請書の原本証明手数料</td></tr>
<tr><td colspan="2">浄化槽工事業登録（新規、更新）申請手数料</td></tr>
<tr><td colspan="2">経営規模等評価手数料
総合評定値通知手数料</td></tr>
<tr><td colspan="2">解体工事業登録（新規、更新）申請手数料</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>使用料等の金額</td><td colspan="2">￥９０，０００</td></tr>
<tr><td colspan="3">収入証紙ちょう付欄

三重県収入証紙 ￥１０，０００　三重県収入証紙 ￥１０，０００　三重県収入証紙 ￥１０，０００
三重県収入証紙 ￥１０，０００　三重県収入証紙 ￥１０，０００　三重県収入証紙 ￥１０，０００
三重県収入証紙 ￥１０，０００　三重県収入証紙 ￥１０，０００　三重県収入証紙 ￥１０，０００</td></tr>
<tr><td rowspan="2">納入者</td><td>住　　所</td><td>三重県津市桜橋３丁目４６６番３４号</td></tr>
<tr><td>商号又は名称
氏　　名</td><td>エム・アイ・イー土木株式会社
代表取締役　三重太郎</td></tr>
<tr><td>摘要</td><td colspan="2">令和　〇〇年　△△月　□□日の申請にかかる使用（手数）料である。</td></tr>
</table>

備考　１　収入証紙は、納入者において消印しないこと。
　　２　１件ごとに別紙とすること。
　　３　収入証紙は、高額証紙を使用し、枚数をなるべく少なくすること。

１０．認可申請書の記載例

認可申請による場合には、次ページ以降の記載例を参考に申請書を作成してください。

なお、一般的注意事項については、許可申請書の記載（P121～）と同じになります。

様式第二十二号の五（第十三条の二関係）　　（用紙Ａ４）

00101

譲渡及び譲受け認可申請書

（第１面）

この申請書により、建設業の譲渡及び譲受けの認可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

譲渡の当事者となる全ての者の連署が必要です。許可を有していない者に譲渡により権利義務を承継させる場合も記載が必要です。

太枠内は記入しないでください。

令和〇〇年△△月□□日

申請者　譲渡人　三重県津市広明町13番地　三重県組株式会社　代表取締役　三重　太郎

譲受人　三重県津市桜橋3丁目446番地34号　エム・アイ・イー土木株式会社　代表取締役　津　太郎

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
三重県知事　殿

注記（コメント表記）のない箇所については建設業許可申請書（記載例P121）と同じ要領で作成ください。

行政庁側記入欄

	項番		大臣知事コード			許可年月日
許可番号	01			国土交通大臣 / 知事	許可（般 / 特 －　）第　　号	令和　年　月　日
認可申請年月日	02	令和　年　月　日				

譲渡及び譲受け年月日	03	令和 04 年 04 月 01 日
譲渡及び譲受けの理由	04	会社事業の整理
譲渡及び譲受けの価格	05	25,000,000円
引き続き使用する許可番号	06	大臣知事コード 24　~~国土交通大臣~~ / 三重県知事　許可（般 / 特 －01）第 099999 号

事業譲渡契約で定めた効力が発生する日を記載してください。

事業譲渡の理由を簡潔に記載してください。

事業譲渡契約で定めた譲渡の対価を記載してください。

認可後に使用する許可番号を記載してください。

承継後に譲受人が有することになる許可業種について記載してください。

＜譲受人に関する事項＞

譲渡及び譲受け後に営業しようとする建設業	07	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 2 2 1 2 2 2	1．一般 / 2．特定
認可申請時において許可を受けている建設業	08	2 2 2 2	1．一般 / 2．特定
商号又は名称のフリガナ	09	エムアイイードボク	
商号又は名称	10	エム・アイ・イー土木（株）	
代表者又は個人の氏名のフリガナ	11	ツタロウ	
代表者又は個人の氏名	12	津　太郎	支配人の氏名　－
譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地市区町村コード	13	24201　都道府県名　三重県　市区町村名　津市	
譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地	14	桜橋3－446－34	
郵便番号	15	514－0003　電話番号　059－223－5200	
		ファックス番号　059－227－8993	
法人又は個人の別	16	1（1．法人 / 2．個人）　資本金額又は出資総額 2000000（千円）　法人番号 5000020240001	
兼業の有無	17	1（1．有 / 2．無）　建設業以外に行つている営業の種類：不動産業	
許可番号	18	大臣知事コード 24　~~国土交通大臣~~ / 三重県知事　許可（般 / 特 －01）第 099999 号　許可年月日 令和 01 年 09 月 01 日	

申請時点で譲受人が有している許可業種について記載してください。譲受人が有していない場合は空欄となります。

申請時点で譲受人が有している許可について記載してください。譲受人が許可を有していない場合は空欄となります。

（用紙Ａ４）

（第２面）

申請時点で譲渡人が有している許可業種について記載してください。

＜譲渡人に関する事項＞

譲り渡す建設業	19	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 2 2 1 2 2 2	1．一般 2．特定
商号又は名称のフリガナ	20	ミエケングミ	
商号又は名称	21	三重県組（株）	
代表者又は個人の氏名のフリガナ	22	ミエ タロウ	
代表者又は個人の氏名	23	三重 太郎	支配人の氏名 ―
主たる営業所の所在地市区町村コード	24	24201	都道府県名 三重県　市区町村名 津市
主たる営業所の所在地	25	広明町13	
郵便番号	26	514－8570	電話番号 059－224－2660

ファックス番号 059－224-3290

法人又は個人の別	27	1	（1.法人 2.個人）
兼業の有無	28	2	（1．有 2．無）

資本金額又は出資総額 4000000（千円）

法人番号 5000010240000

建設業以外に行つている営業の種類 ―

申請時点で譲渡人が有している許可について記載してください。

許可番号	29	大臣知事コード 24	~~国土交通大臣~~ 三重県知事 許可（般 特 －01）第111111号 許可年月日 令和01年05月30日

役員等、営業所及び営業所技術者等（建設業法第７条第２号に規定する営業所技術者及び同法第15条第2号に規定する特定営業所技術者をいう。以下同じ。）については別紙による。

連絡先

所属等 総務課　氏名 三重　一郎　電話番号 059－223-5200

ファックス番号 059－227-8993

様式第二十二号の五（第十三条の二関係）

（用紙Ａ４）

【法人成りの場合】

【申請期限】
・有効期間満了日まで45日以上あり、譲渡発生までの期間が89～46日前まで
※譲渡の効力発生の到来までに90日以上の残用期間がある譲渡契約書は認められない

0101

譲渡及び譲受け認可申請

（第１面）

この申請書により、建設業の譲渡及び譲受けの認可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

譲渡の当事者となる全ての者の連署が必要です。許可を有していない者に譲渡により権利義務を承継させる場合も記載が必要です。

令和〇〇年△△月□□日

太枠内は記入しないでください。

申請者　譲渡人　三重県津市広明町13番地　三重県組　代表　三重　太郎

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
三重県知事　殿

注記（コメント表記）のない箇所については建設業許可申請書（記載例P121）と同じ要領で作成ください。

譲受人　三重県津市広明町13番地　三重県組株式会社　代表取締役　三重　太郎

行政庁側記入欄

	項番		大臣知事コード			許可年月日
許可番号	01			国土交通大臣 / 知事	許可（般 / 特 －　）第　　号	令和　年　月　日
認可申請年月日	02	令和　年　月　日				

譲渡及び譲受け年月日	03	令和 04 年 05 月 01 日 ← 事業譲渡契約で定めた効力が発生する日を記載してください。
譲渡及び譲受けの理由	04	個人事業の法人化 ← 事業譲渡の理由を簡潔に記載してください。
譲渡及び譲受けの価格	05	0円 ← 事業譲渡契約で定めた譲渡の対価を記載してください。法人成り、老齢等の理由による承継で同一の営業体とみなされる場合に限り無償譲渡でも構いません。
引き続き使用する許可番号	06	大臣知事コード 24　~~国土交通大臣~~ / 三重県知事　許可（般 / 特 －01）第 099999 号

認可後に使用する許可番号を記載してください。

承継後に譲受人が有することになる許可業種について記載してください。

＜譲受人に関する事項＞

譲渡及び譲受け後に営業しようとする建設業	07	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 1　　1　　1	1．一般 / 2．特定
認可申請時において許可を受けている建設業	08		1．一般 / 2．特定

申請時点で譲受人が有している許可業種について記載してください。譲受人が有していない場合は空欄となります。

商号又は名称のフリガナ	09	ミエクングミ
商号又は名称	10	三重県組（株）
代表者又は個人の氏名のフリガナ	11	ミエ　タロウ
代表者又は個人の氏名	12	三重　太郎　　支配人の氏名 －
譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地市区町村コード	13	24201　都道府県名 三重県　市区町村名 津市
譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地	14	広明町13
郵便番号	15	514－8570　電話番号 059－224－2660

ファックス番号　059－224－3290

法人又は個人の別	16	1（1．法人 / 2．個人）	資本金額又は出資総額 5000（千円）	法人番号 5000020240001
兼業の有無	17	2（1．有 / 2．無）	建設業以外に行っている営業の種類 －	
許可番号	18	大臣知事コード　~~国土交通大臣~~ / 三重県知事　許可（般 / 特 －　）第　　号		許可年月日　令和　年　月　日

申請時点で承継人が有している許可について記載してください。承継人が許可を有していない場合は空欄となります。

（用紙Ａ４）

（第２面）

申請時点で譲渡人が有している許可業種について記載してください。

＜譲渡人に関する事項＞

譲り渡す建設業	19	1	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
			1．一般 2．特定
商号又は名称のフリガナ	20	ミエケングミ	
商号又は名称	21	三重県組	
代表者又は個人の氏名のフリガナ	22	ミエ タロウ	
代表者又は個人の氏名	23	三重 太郎	支配人の氏名 ―
主たる営業所の所在地市区町村コード	24	24201	都道府県名 三重県　市区町村名 津市
主たる営業所の所在地	25	広明町13	
郵便番号	26	514－8570	電話番号 059－224－2660
		ファックス番号 059－224-3290	
法人又は個人の別	27	2（1.法人 2.個人）	資本金額又は出資総額 ,,,,,,,,（千円）　法人番号
兼業の有無	28	2（1．有 2．無）	建設業以外に行つている営業の種類 ―
許可番号	29	24	大臣知事コード　~~国土交通大臣~~ 三重県知事 許可（般 特－01）第 099999 号　許可年月日 令和 01 年 09 月 01 日

申請時点で譲渡人が有している許可について記載してください。

役員等、営業所及び営業所技術者等（建設業法第７条第２号に規定する営業所技術者及び同法第15条第2号に規定する特定営業所技術者をいう。以下同じ。）については別紙による。

連絡先

所属等　総務課　氏名　三重　一郎　電話番号　059－224-2660

ファックス番号　059－224-3290

様式第六号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

譲受人（合併・分割存続法人）、譲受人（合併・分割存続法人）の役員等及び令第３条に規定する使用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等が建設業法第８条各号に該当しないという誓約書であるため、P39（五）②の欠格事由に該当する項目がないか確認してください。

（用紙Ａ４）

誓　　約　　書

不要の文字を消します。

申　請　者
譲　受　人
合併存続法人
分割承継法人

、申　請　者
譲　受　人
合併存続法人
分割承継法人

の役員等及び建設業法施行令第３条に規定する使用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第８条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

令和○○年△△月□□日

不要の文字を消します。

申　請　者　*三重県津市広明町１３番地*
譲　受　人　*三重県組株式会社*
合併存続法人　*代表取締役　三重　太郎*
分割承継法人

地方整備局長
北海道開発局長
三重県知事　　殿

記載要領

申　請　者
譲　受　人
合併存続法人
分割承継法人

、「申　請　者
譲　受　人
合併存続法人
分割承継法人」

「地方整備局長
、北海道開発局長
知事」

については不要なものを消すこと

様式第二十二号の六（第十三条の二関係）

（用紙Ａ４）

様式第６号、様式第22号の11と混同されないようご注意ください。
（様式第6号は別途提出必要。）

誓　　約　　書

申請者は、第13条の２第８項の規定により読み替えて準用する第７条第２号に規定する届書を譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の日から法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

認可申請書の申請者欄と同様に全ての申請者が連署されていること。

令和〇〇年△△月□□日

三重県津市桜橋3丁目446番地34号

申請者　エム・アイ・イー土木株式会社

代表取締役　津　太郎

三重県津市広明町13番地

三重県組株式会社

代表取締役　三重　太郎

~~地方整備局長~~

~~北海道開発局長~~

三重県知事　　殿

これらの誓約書を提出し、様式第7号の3を後日提出とした場合には、承継の日）から2週間以内に様式第7号の3の提出が必要です。（規則第 13 条の2第9項。）
提出がされない場合は認可が取り消しとなります。

記載要領

「　地方整備局長
北海道開発局長　　については、不要のものを消すこと。
知事　」

様式第二十二号の七（第十三条の二関係）

（用紙Ａ４）

0	0	1	1	1

合　併　認　可　申　請　書

（第１面）

【申請期限】
・合併の効力発生まで45日以上あり、合併の効力発生までの期間が89～46日前まで
※合併の効力発生の到来までに90日以上の残余期間がある合併契約書は認められない

この申請書により、合併の認可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

合併の当事者となる全ての法人の連署が必要です。
許可を有していない法人に合併により権利義務を承継させる場合も記載が必要です。
新設合併の場合は当該合併に関わる被承継者（複数ある場合は代表者）が記名することとしてください。）

令和〇〇年△△月□□日

申請者　三重県津市桜橋3丁目446番地34号
エム・アイ・イー土木株式会社
代表取締役　津　太郎

三重県津市広明町13番地
三重県組株式会社
代表取締役　三重　太郎

太枠内は記入しないでください。

注記（コメント表記）のない箇所については建設業許可申請書（記載例P121）と同じ要領で作成ください。

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
三重県知事　殿

行政庁側記入欄

		項番	大臣知事コード		許可年月日
許可番号		01		国土交通大臣 / 三重県知事 許可（般 / 特 －　）第　　号	令和　年　月　日
認可申請年月日		02	令和　年　月　日		

合併年月日		03	令和 04 年 04 月 01 日
合併の理由		04	グループ会社の組織再編
合併の価格		05	25,000,000円
引き続き使用する許可番号		06	大臣知事コード 24　~~国土交通大臣~~ / 三重県知事 許可（般 / 特 －01）第 099999 号

（吸収合併）合併契約で定めた効力発生日を記載してください。
（新設合併）合併契約で定めた新設合併設立会社の設立日を記載してください。

合併の理由を簡潔に記載してください。

合併契約で定めた合併の対価を記載してください。

認可後に使用する許可番号を記載してください。

合併後に合併存続法人が有することになる許可業種について記載してください。

＜合併存続法人又は合併により新設される法人に関する事項＞

			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
合併後に営業しようとする建設業		07	22			1				2					2																2	1.一般 2.特定
認可申請時において合併存続法人が許可を受けている建設業		08	22							2					2																	1.一般 2.特定

申請時点で合併存続法人が有している許可業種について記載してください。新設合併の場合は空欄となります。

商号又は名称のフリガナ		09	エムアイイードボク
商号又は名称		10	エム・アイ・イー土木（株）
代表者の氏名のフリガナ		11	ツタロウ
代表者の氏名		12	津太郎
合併後の主たる営業所の所在地市町村コード		13	24201　都道府県名 三重県　市区町村名 津市
合併後の主たる営業所の所在地		14	桜橋3－446－34
郵便番号		15	514－0003　電話番号 059－223－5200
			ファックス番号 059－227－8993
資本金額等		16	資本金額又は出資総額 2000（千円）　法人番号 5000020240001

（用紙Ａ４）

（第２面）

兼業の有無	17	1（1．有　2．無）
建設業以外に行っている営業の種類		不動産業
許可番号	18	大臣知事コード 24　国土交通大臣 三重県知事　許可（般 特 －01）第 099999 号　許可年月日 令和 01 年 09 月 01 日

申請時点で合併存続法人が有している許可について記載してください。新設合併の場合は空欄となります。

＜合併消滅法人に関する事項＞

認可申請時に合併消滅法人が許可を受けている建設業	19	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 22　1　2　2　2　2 （1．一般　2．特定）
商号又は名称のフリガナ	20	ミエケングミ
商号又は名称	21	三重県組（株）
代表者の氏名のフリガナ	22	ミエ　タロウ
代表者の氏名	23	三重　太郎
主たる営業所の所在地市区町村コード	24	24201　都道府県名 三重県　市区町村名 津市
主たる営業所の所在地	25	広明町13
郵便番号	26	514－8570　電話番号 059－224－2660
ファックス番号		059－224-3290
資本金額等	27	資本金額又は出資総額 40,000（千円）　法人番号 5000001024000 0
兼業の有無	28	2（1．有　2．無）
建設業以外に行っている営業の種類		－
許可番号	29	大臣知事コード 24　国土交通大臣 三重県知事　許可（般 特 －01）第 111111 号　許可年月日 令和 01 年 05 月 30 日

申請時点で合併消滅法人が有している許可業種について記載してください。

申請時点で合併消滅法人が有している許可について記載してください。

役員等、営業所及び営業所技術者等（建設業法第７条第２号に規定する営業所技術者及び同法第15条第2号に規定する特定営業所技術者をいう。以下同じ。）については別紙による。

連絡先

所属等　総務課　氏名　三重　一郎　電話番号　059－223-5200

ファックス番号　059－227-8993

様式第二十二号の八（第十三条の二関係）

（用紙Ａ４）

0	0	1	2	1

【申請期限】
・分割の効力発生まで45日以上あり、分割の効力発生までの期間が89～46日前まで
※分割の効力発生の到来までに90日以上の残余期間がある分割契約書は認められない

分　割　認　可　申　請　書

（第１面）

この申請書により、分割の認可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違

分割の当事者となる全ての法人の連署が必要です。
許可を有していない法人に分割により権利義務を承継させる場合も記載が必要です。新設分割の場合は当該分割に関わる被承継者（複数ある場合は代表者）が記名することとしてください。）

令和〇〇年△△月□□日

申請者
三重県津市桜橋3丁目446番地34号
エム・アイ・イー土木株式会社
代表取締役　津　太郎
三重県津市広明町13番地
三重県組株式会社
代表取締役　三重　太郎

太枠内は記入しないでください。

注記（コメント表記）のない箇所については建設業許可申請書（記載例P121）と同じ要領で作成ください。

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
三重県知事　殿

行政庁側記入欄

	項番	大臣知事コード		
許可番号	01	3	~~国土交通大臣~~ 三重県知事	許可（般 特 －　）第 5 10 号
認可申請年月日	02	3	令和	年　月　日

許可年月日　11 13 15　令和　年　月　日

	項番	
分割年月日	03	令和 3 0 4 年 5 0 4 月 7 0 1 日
分割の理由	04	グループ内事業の統合による会社組織の再編
分割の価格	05	25,000,000円
引き続き使用する許可番号	06	大臣知事コード 3 2 4　~~国土交通大臣~~ 三重県知事　許可（般 特 － 0 1）第 5 0 9 9 9 9 9 10 号

（吸収分割）分割契約で定めた効力発生日を記載してください。
（新設分割）分割計画書で定めた新設分割会社の設立日を記載してください。

分割の理由を簡潔に記載してください。

分割契約（分割計画書）で定めた分割の対価を記載してください。

認可後に使用する許可番号を記載してください。

承継後に分割承継法人が有することになる許可業種について記載してください。

＜分割承継法人に関する事項＞

	項番	主建	大左	と石	屋電	管タ	鋼筋	舗しゅ	板ガ	塗防	内機	絶通	園井	具水	消清	解	
分割後に営業しようとする建設業	07	2	2	1		2		2								2	1．一般
認可申請時において許可を受けている建設業	08	2	2			2		2									1．一般　2．特定

申請時点で分割承継法人が有している許可業種について記載してください。新設分割の場合は空欄となります。

	項番	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
商号又は名称のフリガナ	09	エ	ム	ア	イ	イ	ー	ド	ボ	ク											
商号又は名称	10	エ	ム	・	ア	イ	・	イ	ー	土	木	（	株	）							
代表者の氏名のフリガナ	11	ツ		タ	ロ	ウ															
代表者の氏名	12	津		太	郎																
分割後の主たる営業所の所在地市区町村コード	13	2	4	2	0	1															
分割後の主たる営業所の所在地	14	桜	橋	3	－	4	4	6	－	3	4										

都道府県名　三重県　　市区町村名　津市

郵便番号　15　5 1 4 － 0 0 0 3　　電話番号　0 5 9 － 2 2 3 － 5 2 0 0

ファックス番号　059－227-8993

	項番	資本金額又は出資総額	法人番号
資本金額等	16	2 0 0 0 0（千円）	5 0 0 0 0 2 0 2 4 0 0 0 1

（用紙Ａ４）

（第２面）

兼業の有無 17 1（1．有 2．無）

建設業以外に行っている営業の種類：不動産業

許可番号 18 大臣知事コード 24 国土交通大臣 三重県知事 許可（般 特 －01）第 099999 号 許可年月日 令和 01 年 09 月 01 日

申請時点で分割承継法人が有している許可について記載してください。新設分割の場合は空欄となります。

＜分割被承継法人に関する事項＞

認可申請時に分割被承継法人が許可を受けている建設業 19 土22 建 大 左 と 石1 屋 電 管 タ2 鋼 筋 舗 しゅ2 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解2（1．一般 2．特定）

申請時点で分割被承継法人（承継元）が有している許可業種について記載してください。

商号又は名称のフリガナ 20 ミエケングミ

商号又は名称 21 三重県組（株）

代表者の氏名のフリガナ 22 ミエ タロウ

代表者の氏名 23 三重 太郎

主たる営業所の所在地市区町村コード 24 24201 都道府県名：三重県 市区町村名：津市

主たる営業所の所在地 25 広明町13

郵便番号 26 514－8570 電話番号 059－224－2660

ファックス番号：059－224-3290

資本金額等 27 資本金額又は出資総額 40,000（千円） 法人番号 5000010240000

兼業の有無 28 2（1．有 2．無）

建設業以外に行っている営業の種類：－

許可番号 29 大臣知事コード 24 国土交通大臣 三重県知事 許可（般 特 －01）第 111111 号 許可年月日 令和 01 年 05 月 30 日

申請時点で分割被承継法人（承継元）が有している許可について記載してください。

役員等、営業所及び営業所技術者等（建設業法第７条第２号に規定する営業所技術者及び同法第15条第2号に規定する特定営業所技術者をいう。以下同じ。）については別紙による。

連絡先

所属等：総務課　氏名：三重　一郎　電話番号：059－223-5200

ファックス番号：059－227-8993

様式第二十二号の十（第十三条の三関係）

（用紙Ａ４）

0 0 1 3 1

相　続　認　可　申　請　書

（第１面）

【申請期限】
・被相続人の死亡後、30日以内

この申請書により、建設業の相続の認可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

令和〇〇年△△月□□日

太枠内は記入しないでください。

注記（コメント表記）のない箇所については建設業許可申請書（記載例P121）と同じ要領で作成ください。

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
三重県知事　殿

三重県津市栄町１丁目８９１番地
三重土木工業
申請者　相続人　三重　一郎

行政庁側記入欄

	項番	大臣知事コード		許可年月日
許可番号	0 1		国土交通大臣 / 知事 許可（般 / 特 － ）第	令和　年　月　日
認可申請年月日	0 2	令和　年　月　日		

被相続人の死亡日	0 3	令和 0 4 年 0 1 月 2 9 日	戸籍謄本等のとおりに記載ください。
引き続き使用する許可番号	0 4	大臣知事コード 2 4	~~国土交通大臣~~ / 三重県知事 許可（般 / ~~特~~ － 3 0 ）第 1 2 3 4 5 6 号

承継後に相続人が有することになる許可業種について記載してください。

申請時点で相続人が有している許可について記載してください。許可を有していない場合は空欄となります。

＜相続人に関する事項＞

相続後に相続人が営業しようとする建設業	0 5	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 ク 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 1	1．一般 / 2．特定
認可申請時において相続人が許可を受けている建設業	0 6		1．一般 / 2．特定
商号又は名称のフリガナ	0 7	ミ エ ド ボ ク コ ウ ギ ョ ウ	
商号又は名称	0 8	三 重 土 木 工 業	
氏名のフリガナ	0 9	ミ エ　イ チ ロ ウ	
氏名	1 0	三 重　一 郎	支配人の氏名 －
被相続人との続柄	1 1	子（長男）	戸籍謄本等のとおりに記載してください。
相続後の主たる営業所の所在地市区町村コード	1 2	2 4 2 0 1	都道府県名 三重県　市区町村名 津市
相続後の主たる営業所の所在地	1 3	栄 町 1 － 8 9 1	
郵便番号	1 4	5 1 4 － 0 0 0 4	電話番号 0 5 9 － 2 2 4 － 9 9 9 8

ファックス番号　059－224－9999

兼業の有無	1 5	2 （1．有 / 2．無）	建設業以外に行っている営業の種類 －
許可番号	1 6	大臣知事コード	国土交通大臣 / 三重県知事 許可（般 / 特 － ）第　号　許可年月日 令和　年　月　日

申請時点で相続人が有している許可について記載してください。許可を有していない場合は空欄となります。

（用紙Ａ４）

被相続人が生前に有していた許可について記載してください。

（第２面）

＜被相続人に関する事項＞

許可を受けていた建設業	17	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	1
商号又は名称のフリガナ	18	ミエドボクコウギョウ	
商号又は名称	19	三重土木工業	
氏名のフリガナ	20	ミエ タロウ	
氏名	21	三重 太郎	支配人の氏名 ―
主たる営業所の所在地市区町村コード	22	24201	都道府県名 三重県　市区町村名 津市
主たる営業所の所在地	23	栄町1－891	
郵便番号	24	514－0004	電話番号 059－224－9998
		ファックス番号 059－224－9999	
兼業の有無	25	2	（1．有　2．無）
許可番号	26	24	大臣知事コード　~~国土交通大臣~~ 三重県知事　許可（般 特－30）第123456号

1．一般
2．特定

建設業以外に行っている営業の種類 ―

被相続人が生前に有していた許可について記載してください。

許可年月日 平成30年05月07日

役員等、営業所及び営業所技術者等（建設業法第７条第２号に規定する営業所技術者及び同法第15条第2号に規定する特定営業所技術者をいう。以下同じ。）については別紙による。

連絡先

所属等 ―　氏名 三重　一郎　電話番号 059－224-9998

ファックス番号 059－224-9999

様式第二十二号の十一（第十三条の三関係）

様式第６号、様式第22号の6と混同されないようご注意ください。
（様式第６号は別途提出必要。）

（用紙Ａ４）

誓　　約　　書

申請者は、第13条の３第６項の規定により読み替えて準用する第７条第２号に規定する届書を法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

令和〇〇年△△月□□日

三重県津市栄町１－８９１

申請者　三重土木工業　三重　一郎

~~地方整備局長~~

~~北海道開発局長~~

三重県知事　　殿

記載要領

「　地方整備局長

北海道開発局長　　については、不要のものを消すこと。

知事　」

これらの誓約書を提出し、様式第7号の3を後日提出とした場合には、認可を受けた日から2週間以内に様式第7号の3の提出 が必要です。（規則第 13 条の3第7項。）
提出がされない場合は認可が取り消しとなります。

１１．変更届出書等の記載例

許可取得後、届出事由が発生した場合には、次ページ以降の記載例を参考に作成してください。

事業年度終了届（決算変更届）を提出する際には、必ず本様式を表紙にして作成してください。

建 設 業 許 可 変 更 等 届 出 書

別紙のとおり変更が生じたので提出します。

令和〇〇年　△△月　□□日　提出

許可番号　三重県知事 許可（*般・特*－ *1*）第*９９９９９*号

※許可年月日が複数ある場合は、
最も古いものをご記載ください。

許可年月日　　令和　*元*年　*１２*月　　*1*日

	住　　所	*津市桜橋３丁目 446 番 34 号*
届　出　者	商号又は名称	*エム・アイ・イー土木株式会社*
	氏　　名	*代表取締役　三重太郎*

※行政書士による代理申請の記載例
については、P230 をご覧ください。

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
三重県知事　　様

経営事項審査の申請の有無	する	しない

該当する方に〇をしてください。

事業年度終了届（決算変更届）を提出する際には、本様式の変更届出書（別紙８）を使用してください。
下記以外の変更届については、P222 の変更届出書（様式第２２号の２）を使用してください。

別紙８

変　更　届　出　書

令和〇〇年　△△月　□□日

三重県知事 あて

許可番号　*三重県知事許可（般・特－１）第９９９９９号*
法人番号　　*５０００２０２４０００１*
津市桜橋３丁目 446 番 34 号
届 出 者　　*エム・アイ・イー土木株式会社*
代表取締役　三重太郎

事業年度（第*６４*期　令和*２*年*１０*月*１*日から令和*３*年*９*月*３０*日まで）が終了したので、別添のとおり、下記の書類を提出します。

記

(1)工事経歴書　(2)工事施工金額　(3)貸借対照表及び損益計算書
(4)株主資本等変動計算書及び注記表　(5)事業報告書　(6) 附属明細表
(7)事業税納税証明書　(8) 使用人数　(9) 令第３条に規定する使用人の一覧表
(10) 定款　(11) 健康保険等の加入状況

上記(5)事業報告書は、株式会社のみ添付が必要です。
上記(6)附属明細表は、資本金が１億円超または直近の負債合計が２００億円以上の株式会社のみ添付が必要となるものであり、それ以外の場合は、添付不要です。
上記（8）～（11）は、変更があった場合に添付が必要となるものであり、変更がない場合は、添付不要です。

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

（用紙Ａ４）

0 0 0 0 6

各事項の必要な添付書類は
P107〜111に記載してあります。

変 更 届 出 書

（第一面）

提出期限が定められていますので、
提出日には注意してください。

下記のとおり、
(1)商号又は名称　(2)営業所の名称、所在地又は業種　(3)資本金額　(4)役員等の氏名　(5)個人業者の氏名
(6)支配人の氏名　(7)建設業法施行令第３条に規定する使用人　(8)　建設業法第7条第2号　に規定する営業所技術者
建設業法第15条第2号　に規定する特定営業所技術者

について変更があったので届出ます。

該当する番号を〇で囲みます。

令和○○年△△月□□日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
三重県　知事　　殿

届出時に有効な許可年月日が複数ある場合は最も古いものを記入します。

届出者　三重県津市桜橋３丁目４４６番３４号
エム・アイ・イー土木株式会社
代表取締役　三重太郎

許可年月日

大臣 知事 コード

項番		
許可番号	3 5	2 4　~~国土交通大臣~~ 三重県 知事　許可（般 特 −3 0）第0 9 9 9 9 9号　平成3 0年1 0月0 1日
法人番号	3 6	5 0 0 0 0 2 0 2 4 0 0 0 1

国税庁から指定・通知された13桁の法人番号を書きます。なお、個人事業主の方は書く必要がありません。

上記の〇で囲んだ変更事項のうち該当事項を記載します。

実際に変更の生じた年月日を記載します。（登記年月日ではありません。）

登記事項証明書に記載されている変更の理由を記載します。

記

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
商号	三重土木株式会社	エム・アイ・イー土木株式会社	○○. ○. ○	商号の変更
営業所の所在地	津市広明町１３番地	津市桜橋３丁目４４６番３４号	○○. ○. ○	主たる営業所の移転
営業所の名称	三重土木株式会社 北勢営業所	エム・アイ・イー土木株式会社 四日市営業所	○○. ○. ○	営業所の名称変更
営業所の業種	土　木	土　木・建　築	○○. ○. ○	北勢営業所の業種追加
資本金額	20,000,000円	30,000,000円	○○. ○. ○	増資
役員等の氏名	取締役　三重一郎		○○. ○. ○	取締役の退任（または辞任、死亡）
役員等の氏名		取締役　三重五郎	○○. ○. ○	取締役の就任
役員等の氏名	代表取締役　三重花子	取締役　三重花子	○○. ○. ○	代表取締役と取締役の交替
役員等の氏名	取締役　三重太郎	代表取締役　三重太郎	○○. ○. ○	代表取締役と取締役の交替
個人業者の氏名	伊勢太郎	三重太郎	○○. ○. ○	改姓・改名
支配人の氏名	鈴鹿一郎	三重太郎	○○. ○. ○	支配人交代
令第３条に規定する使用人	四日市営業所長 桑名一郎	四日市営業所長 鳥羽市朗	○○. ○. ○	退職のため

変更の内容が、次の◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

変更があった箇所のみ記入します。

項目	項番	内容
商号又は名称のフリガナ	3 7	エ ム ア イ イ ー ド ボ ク
商号又は名称	3 8	エ ム ・ ア イ ・ イ ー 土 木 （ 株 ）
代表者又は個人の氏名のフリガナ	3 9	ミ エ 　 タ ロ ウ
代表者又は個人の氏名	4 0	三 重 　 太 郎
主たる営業所の所在地市区町村コード	4 1	2 4 2 0 1　都道府県名　三重県　市区町村名　津市
主たる営業所の所在地	4 2	桜 橋 3 − 4 4 6 − 3 4
郵便番号	4 3	5 1 4 − 0 0 0 3　電話番号　0 5 9 − 2 2 4 − 2 6 6 0
資本金額又は出資総額	4 4	3 0, 0 0 0（千円）

濁音、半濁音は1文字

略号のフリガナは書きません。

姓と名の間を1マス空けます。

市町村に続く町名以下を記入します
「丁目」、「番」、「号」等は－（ハイフン）で記入します。

所在地の変更の場合は全て記入してください。

どちらか一方の変更の場合 も必ず両方とも記入してください。

この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請書の内容に係る質問等に応答できるものの氏名、連絡先を記載してください。

連絡先
所属等　総務課　氏名　三重　一郎　電話番号　０５９－２２４－２６６０
ファックス番号　０５９－２２４－３２９０

＜変更届出書（第一面の記載例）＞

	届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
役員等	■取締役の就任				
	役員等の氏名		取締役　島田　四郎	○.○.○○	取締役の就任
	■取締役の退任				
	役員等の氏名	取締役　山田　一郎		○.○.○○	取締役の退任（または辞任、死亡）
	■取締役の改姓				
	役員等の氏名	山田　花子	三重　花子	○.○.○○	改姓
	■代表取締役の交代（従来の代表取締役は取締役からも退任する場合）				
	役員等の氏名	代表取締役　三重　太郎		○.○.○○	代表取締役の退任
	役員等の氏名	取締役　三重　花子	代表取締役　三重　花子	○.○.○○	代表取締役の就任
	■代表取締役の交代（従来の代表取締役は取締役になり、従来の取締役が代表取締役に就任する場合）				
	役員等の氏名	代表取締役　三重　太郎	取締役　三重　太郎	○.○.○○	代表取締役の退任
	役員等の氏名	取締役　三重　花子	代表取締役　三重　花子	○.○.○○	代表取締役の就任
	■代表取締役が１人から２人に増え、同時に建設業法上の代表者を交代する場合				
	役員等の氏名	取締役　三重　花子	代表取締役　三重　花子	○.○.○○	代表取締役の就任
	建設業法上の代表者	代表取締役　三重　太郎	代表取締役　三重　花子	○.○.○○	代表者の交代
	■１００分の５以上の株式を保有（１００分の５以上を出資）するに至った場合				
	役員等の氏名		伊勢　三郎	○.○.○○	100分の5以上の株主（出資者）に該当
	■１００分の５以上の株式を保有（１００分の５以上を出資）しなくなった場合				
	役員等の氏名	志摩　次郎		○.○.○○	100分の5以上の株主（出資者）に非該当
常勤役員等（経営業務の管理責任者等）	■常勤役員等（経営業務の管理責任者等）のみ交代し、役員の就退任がない場合				
	役員等の氏名（常勤役員等（経営業務の管理責任者等）の変更）	代表取締役　三重　太郎	取締役　三重　花子	○.○.○○	常勤役員等（経営業務管理責任者等）の交代
	■代表取締役（常勤役員等（経営業務の管理責任者等）を兼務）が退任し、従来の取締役が代表取締役（常勤役員等（経営業務の管理責任者等））に就任する場合				
	役員等の氏名（常勤役員等（経営業務の管理責任者等）の変更）	代表取締役　三重　一郎		○.○.○○	代表取締役と常勤役員等（経営業務の管理責任者等）の退任
	役員等の氏名（常勤役員等（経営業務の管理責任者等）の変更）	取締役　三重　花子	代表取締役　三重　花子	○.○.○○	代表取締役と常勤役員等（経営業務の管理責任者等）の就任
	■代表取締役の交代（従来の代表取締役は取締役になり、従来の取締役が代表取締役に就任する）及び常勤役員等（経営業務の管理責任者等）も交代する場合				
	役員等の氏名（常勤役員等（経営業務の管理責任者等）の変更）	代表取締役　三重　一郎	取締役　三重　一郎	○.○.○○	代表取締役と常勤役員等（経営業務の管理責任者等）の退任
	役員等の氏名（常勤役員等（経営業務の管理責任者等）の変更）	取締役　三重　花子	代表取締役　三重　花子	○.○.○○	代表取締役と常勤役員等（経営業務の管理責任者等）の就任
営業所技術者等	■主たる営業所の営業所技術者等の変更				
	営業所技術者等の変更	鈴鹿　四郎	桑名　五郎	○.○.○○	本社
	■営業所技術者等の有資格区分の変更				
	営業所技術者等の有資格区分	桑名　五郎 一級土木施工管理技士（附則第4条該当）	桑名　五郎 一級土木施工管理技士	○.○.○○	登録解体工事講習受講による変更

	届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所技術者等	■営業所技術者等の所属営業所を入れ替える場合				
	営業所技術者等	伊勢　四郎	桑名　五郎	O.O.OO	四日市営業所
	営業所技術者等	桑名　五郎	伊勢　四郎	O.O.OO	松阪営業所
営業所	■商号の変更				
	商号	三重土木株式会社	エム・アイ・イー土木株式会社	O.O.OO	商号の変更
	■有限会社から株式会社に変更する場合				
	商号	三重土木有限会社	三重土木株式会社	O.O.OO	商号の変更
	■営業所の所在地の移転				
	営業所の所在地	津市広明町13番地	津市桜橋三丁目446番地34号	O.O.OO	主たる営業所の移転
	■従たる営業所の新設				
	営業所の新設		四日市営業所	O.O.OO	四日市営業所の新設
	令第3条に規定する使用人		四日市　七郎	O.O.OO	四日市営業所の新設
	営業所技術者等		四日市　七郎	O.O.OO	四日市営業所の新設
	■従たる営業所の廃止				
	営業所の廃止	松阪営業所		O.O.OO	松阪営業所の廃止
	令第3条に規定する使用人	松阪　八郎		O.O.OO	松阪営業所の廃止
	営業所技術者等	松阪　九郎		O.O.OO	松阪営業所の廃止
	■従たる営業所における令第３条に規定する使用人の変更				
	令第3条に規定する使用人	四日市営業所長 四日市　七郎	四日市営業所長 四日市　三子	O.O.OO	退職のため
	■従たる営業所の業種の追加				
	営業所の業種	建築	土木・建築	O.O.OO	四日市営業所の 業種追加
	営業所技術者等	四日市　七郎	四日市　七郎	O.O.OO	担当業種の追加
	■従たる営業所の業種を追加するとともに、追加業種を担当する営業所技術者等を追加する場合				
	営業所の業種	土木	土木・建築	O.O.OO	四日市営業所の 業種追加
	営業所技術者等の追加		鈴鹿　四郎	O.O.OO	四日市営業所
	■主たる営業所の業種を廃止（一部廃業）するとともに、廃止業種を担当する営業所技術者等の担当業種を変更する場合				
	一部の業種の廃業	土木・建築	建築	O.O.OO	本社の 一部廃業
	営業所技術者等の削除	伊賀　六郎		O.O.OO	本社
その他	■資本金額の変更				
	資本金額	20,000,000円	30,000,000円	O.O.OO	増資
	■電話番号、ＦＡＸ番号の変更				
	電話番号	059-224-2660	059-224-2723	O.O.OO	本社
	FAX	059-224-3290	059-224-3560	O.O.OO	本社

変更の場合

（第二面）

（用紙Ａ４）

区　　分　81 2　（2．営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更　3．従たる営業所の新設　4．従たる営業所の廃止）

許可番号　項番 82 24　~~国土交通大臣~~ 三重県知事 許可（般 特 －□□）第 099999 号　許可年月日 令和 28 年 10 月 01 日

届出の内容が
①主たる営業所または従たる営業所において営業しようとする建設業の業種を変更する場合
②従たる営業所の名称または所在地に係る変更
③従たる営業所の新設または廃止の場合
に第二面が必要となります。
それ以外の内容の届出について、第二面の様式の添付は不要です。

（従たる営業所）

フリガナ　ヨッカイチエイギョウショ

従たる営業所の名称　84　四日市営業所

届出の内容が従たる営業所の所在地、電話番号、営業しようとする建設業の変更の場合においては、項番84「従たる営業所の名称」の欄に変更のある営業所の名称を記入したうえで、「内容」欄の変更する項目に変更後の内容を記入します。
今回は所在地が変更されたことを想定して、変更後の所在地、郵便番号、電話番号を記入します。

内容

所在地

従たる営業所の所在地市区町村コード　85　24202　都道府県名　三重県

従たる営業所の所在地　86　諏訪町1－5

郵便番号　87　510－8601　電話番号　059－354－8104

営業しようとする建設業　88　土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解　（1．一般 2．特定）

変更前

営業しようとする建設業の業種に変更がなければ、上段・下段ともに記入は不要です。

（従たる営業所）

フリガナ　マツサカエイギョウショ

従たる営業所の名称　84　松阪営業所

内容

業種の追加

従たる営業所の所在地市区町村コード　85　都道府県名　市区町村名

従たる営業所の所在地　86

従たる営業所の所在地等に変更がなければ、記入は不要です。

郵便番号　87

変更前、変更後の業種を記入します。

営業しようとする建設業　88　土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解　22　2　（1．一般 2．特定）

変更前　22　2

（従たる営業所）

フリガナ　イセエイギョウショ

従たる営業所の名称　84　伊勢営業所

内容

業種の廃

従たる営業所の所在地市区町村コード　85　都道府県名　市区町村名

従たる営業所の所在地　86

従たる営業所の所在地等に変更がなければ、記入は不要です。

郵便番号　87

変更前、変更後の業種を記入します。

営業しようとする建設業　88　土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解　22　（1．一般 2．特定）

変更前　22　2　2

営業所の新設または廃止の場合

（用紙Ａ４）

区　　分　81　2．営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変　3．従たる営業所の新設　4．従たる営業所の廃止

大臣コード　知事

許可年月日

許可番号　82　24　~~国土交通大臣~~ 三重県　知事 許可（般 特 ―　）第 099999 号　令和 28 年 10 月 01 日

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の

従たる営業所を新設する場合は、「3. 従たる営業所の新設」、従たる営業所を廃止する場合は、「4. 従たる営業所の廃止」を記入します。

（主たる営業所）

営業しようとする建設業　83　土建大左と　（1．一般　2．特定）

変更前

主たる営業所の営業しようとする建設業の業種に変更がなければ、上段・下段ともに記入は不要です。

（従たる営業所）

従たる営業所の名称　84　フリガナ　オワセエイギョウショ　尾鷲営業所

従たる営業所の追加する際、営業所の情報や営業しようとする建設業の業種を記入します。

内容

従たる営業所の所在地市区町村コード　85　24209　都道府県名　三重県　市区町村名　尾鷲市

従たる営業所の所在地　86　中央町10－43

営業所の新設

郵便番号　87　519－3696　電話番号　0597-22-2111

営業しようとする建設業　88　土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解　22　（1．一般　2．特定）

変更前

（従たる営業所）

従たる営業所の名称　84　フリガナ　クマノエイギョウショ　熊野営業所

従たる営業所の廃止する際、営業所の名称のみ記入し、営業しようとする建設業の業種及び所在地の情報は記入不要です。

内容

従たる営業所の所在地市区町村コード　85　都道府県名　市区町村名

従たる営業所の所在地　86

営業所の廃止

郵便番号　87　―　電話番号

営業しようとする建設業　88　土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解　（1．一般　2．特定）

変更前

（従たる営業所）

従たる営業所の名称　84　フリガナ

内容

従たる営業所の所在地市区町村コード　85　都道府県名　市区町村名

従たる営業所の所在地　86

郵便番号　87　―　電話番号

営業しようとする建設業　88　土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解　（1．一般　2．特定）

変更前

様式第二十二号の三（第十条の二関係）

（用紙Ａ４）

0 0 0 0 8

届　　出　　書

該当する番号を○で囲みます。

下記のとおり、

（1）　建設業法第７条第１号に掲げる基準を満たさなくなった

（2）　建設業法第７条第２号又は同法第15条第１号に掲げる基準を満たさなくなった

（3）　営業所技術者等を削除した

（4）　欠格要件に該当するに至った

この届出書は、

○許可を受けている建設業の一部業種を廃業する場合など、既に証明されている常勤役員等（経営業務の管理責任者等）又は営業所技術者等を削除する場合

○経営業務の管理責任者としての経験年数が5年以上となった者がいるため複数いる常勤役員等を一人にする場合

○一部の営業所を廃止したため、当該営業所に置いていた営業所技術者等が不要となった場合に作成します。

一部業種を廃業する場合には、廃業届（P228）と本届出書を同時に提出する必要があります。

なお、営業所技術者等の交替に伴う削除の場合は、この様式ではなく様式第八号（P158～）を提出してください。

○年△△月□□日

不要の文字を消します。

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
三重県　知事　殿

項番　大臣 知事　コード

許可番号　5 1 2 4　~~国土交通大臣~~ 三重県　知事　許可（般 特 －0 1）第0 9 9 9 9 9 号　令和 0 1 年 1 0 月 0 1 日

記

(1) 建設業法第７条第１号に掲げる基準〔経営業務の管理責任者等〕を満たさなくなった場合

姓と名の間を１マス空けます。

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名　5 2　三 重 ▯ 太 郎　生年月日　S 2 4 年 0 4 月 1 2 日

当該技術者が営業所技術者等となっていた業種を略号で書きます。

(2) 建設業法第７条第２号又は同法第15条第２号に掲げる基準〔営業所技術者等〕を満たさなくなった場合
(3) 営業所技術者等を削除した

許可を受けている一部の業種を廃業した場合、又は営業所の廃止等に伴い営業所技術者等を削除した場合は、(3)を囲む。

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名　5 3　伊 勢 ▯ 三 郎　生年月日　S 4 2 年 0 5 月 0 5 日

営業所の名称　本　社　　建設工事の種類　土、と、舗

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名　5 3　生年月日　年　月　日

営業所の名称　　建設工事の種類

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名　5 3　生年月日　年　月　日

営業所の名称　　建設工事の種類

(4) 建設業法第８条第１号及び第７号から第14号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合

具体的事由

欠格要件に該当した場合は理由を具体的に書きます。

様式第二十二号の四（第十条の三関係）

（用紙Ａ４）

0 0 0 0 9

廃　　業　　届

下記のとおり、建設業を廃止したので届出をします。

令和○○年△△月□□日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
三重県　知事　殿

不要の文字を消します。

届出者　三重県津市桜橋３丁目４４６番３４号
エム・アイ・イー土木株式会社
代表取締役　三重太郎

一部廃業の場合、営業所技術者等を削除または変更する届出を同時に提出してください。

届出の区分　□　項番 5 4　3 2　（１．全部の業種の廃業　２．一部の業種の廃業）

許可番号　□　5 5　大臣知事コード 2 4　~~国土交通大臣~~ 三重県　知事　許可（般特 － 3 0）第 0 9 9 9 9 9 号　許可年月日　平成 3 0 年 1 0 月 0 1 日

記

		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
廃止した建設業 □ 5 6														2																	（１．一般　２．特定）
届出時に許可を受けている建設業 □ 5 7		2	1			2								2																	

今回廃業する業種を上段にこれを含めた現在許可を有しいる全ての業種を下段に一般「1」、特定「2」で記入します。

行政庁側記入欄整理区分	□ 5 8 □
決裁年月日	□ 5 9 令和 □□ 年 □□ 月 □□ 日

太枠内は記入しないでください。

【備考】

廃業等の年月日	令和　3　年　12　月　31　日
廃業等の理由	（１）　許可に係る建設業者が死亡したため
	（２）　法人が合併により消滅したため
	（３）　法人が破産手続開始の決定により解散したため
	（４）　法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したため
	（５）　許可を受けた建設業を廃止したため

実際に廃業の事由に該当することとなった日を記載すること。
例）法人の解散日等

廃業等の理由	届出をすべき者
（１）	その相続人
（２）	その役員であった者
（３）	その破産管財人
（４）	その清算人
（５）	法人であるときは代表者 （代表者が届出できない場合は代表者以外の役員） 個人であるときはその事業主本人

１２．行政書士による代理申請における記載例

※行政書士による代理申請等の取扱いについて、P116 もご参照ください。

様式第一号（第二条関係）

（用紙Ａ４）

0 0 0 0 1

建 設 業 許 可 申 請 書

この申請書により、建設業の許可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

令和○○年△△月□□日

（行政書士法人の場合）
行政書士法人三重事務所
（代表）社員　行政一郎
代理人　事務所所在地　津市栄町６丁目１

行政書士法人の職印

（個人の行政書士の場合）
三重行政書士事務所
行政書士　行政一郎
代理人　事務所所在地　津市栄町６丁目１

個人の職印

太枠内は記入しないでください。

不要の文字を消します。

主たる営業所の所在地、商号又は名称及び氏名を記入。

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
三重県　知事　殿

三重県津市桜橋３丁目４４６番３４号
エム・アイ・イー土木株式会社
代表取締役　三重太郎
申請者

行政庁側記入欄

	項番	大臣知事コード		許可年月日
許可番号	0 1		国土交通大臣 知事 許可（般 特 －□□）第□□□□□□号	令和□□年□□月□□日
申請の区分	0 2		（1．新規　2．許可換え新規　3．般・特新規　4．業種追加　5．更新　6．般・特新規＋業種追加　7．般・特新規＋更新）	許可の有効期間の調整 □（1．する　2．しない）
申請年月日	0 3		令和□□年□□月□□日	

この申請書により既に許可を受けている建設業の全部を一本化する場合は「1」を記入し、そうでない場合は「2」を記入します。
新規の場合は空欄にします。

許可を受けて営業しようとする建設業を一般「1」、特定「2」で記入。

許可を受けようとする建設業	0 4	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	
申請時において既に許可を受けている建設業	0 5		（1．一般　2．特定）
商号又は名称のフリガナ	0 6	エ ム ア イ イ ー ド ボ ク	
商号又は名称	0 7	エ ム ・ ア イ ・ イ ー 土 木 （ 株 ）	
代表者又は個人の氏名のフリガナ	0 8	ミ エ　タ ロ ウ	
代表者又は個人の氏名	0 9	三 重　太 郎	支配人の氏名
主たる営業所の所在地市区町村コード	1 0	2 4 2 0 1	都道府県名　三重県　市区町村名
主たる営業所の所在地		桜 橋 3 － 4 4 6 － 3 4	
郵便番号	1 2	5 1 4 － 0 0 0 3	電話番号　0 5 9 － 2 2 4 － 2 6 6 0
ファックス番号		059-224-3290	
法人番号		5 0 0 0 0 2 0 2 4 0 0 0 1	
法人又は個人		（1．法人　2．個人）	資本金額又は出資総額　2 0 0 0 0（千円）
兼業の有無	1 4	1	（1．有　2．無）　建設業以外に行っている営業の種類：不動産業

濁音、半濁音は1文字

法人の場合の略号
株式会社（株）
特例有限会社（有）
合資会社（資）
合名会社（名）
合同会社（合）
協同組合（同）
協業組合（業）
企業組合（企）

現在有効な許可業種について書きます。
更新の場合は上段の項番04と一致します。

姓と名の間を1マス空けます。

市町コード（P162参照）を記入します。

個人の場合で支配人を選任し法務局に登録してある場合のみ書きます。

主たる営業所の所在地で市町に続く町名以下を記入します。
「丁目」、「番」、「号」等は－（ハイフン）で記入します。

市外局番、局番、番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、左詰で記入します。

国税庁から指定・通知された13桁の法人番号を書きます。
なお、個人事業主の方は書く必要がありません。

申請時の資本金を右詰めで記入します。
個人事業主の方は書く必要がありません。

兼業がある場合は「1」と記入し、その内容を書きます。
ない場合は「2」と記入し、「なし」と書きます。

許可換えの区分	1 5		（1．大臣許可→知事許可　2．知事許可→大臣許可　3．知事許可→他の知事許可）
旧許可番号	1 6	大臣知事コード	国土交通大臣 知事 許可（般 特 －□□）第□□□□□□号　旧許可年月日：令和□□年□□月□□日

申請しようとする行政庁以外で現在有効な許可を受けている場合は記入します。

役員等、営業所及び営業所技術者等（建設業法第７条第２号に規定する営業所技術者及び同法第

この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請書の内容に係る質問等に応答できるものの氏名、連絡先を記載すること。

連絡先

所属等　申請代理人　氏名　行政書士　行政一郎　電話番号　059-123-4567

ファックス番号　059-999-0000

事業年度終了届（決算変更届）を提出する際には、必ず本様式を表紙にして作成してください。

建 設 業 許 可 変 更 等 届 出 書

別紙のとおり変更が生じたので提出します。

令和〇〇年　△△月　□□日　提出

許可番号　三 重 県 知 事 許可（*般・特*－２）第９９９９９号

許可年月日　　令和　*2*年　　*4*月　　*1*日

届　出　者	住　　所	*津市桜橋３丁目 446 番 34 号*
	商号又は名称	*エム・アイ・イー土木株式会社*
	氏　　名	*代表取締役　三重太郎*

代　理　人	行 政 書 士	*行政一郎*
	事務所所在地	*三重行政書士事務所* *津市栄町６丁目１*
	電 話 番 号	*059-123-4567*

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
三重県知事　　様

経営事項審査の申請の有無	する	しない

該当する方に〇をしてください。

事業年度終了届（決算変更届）を提出する際には、本様式の変更届出書（別紙８）を使用してください。
下記以外の変更届については、P222 の変更届出書（様式第２２号の２）を使用してください。

別紙８

変　更　届　出　書

令和〇〇年　△△月　□□日

三重県知事 あて

許可番号　*三重県知事許可（般・特－２）第９９９９９号*
法人番号　　*５０００２０２４０００１*
津市桜橋３丁目 446 番 34 号
届 出 者　　*エム・アイ・イー土木株式会社*
代表取締役　三重太郎

代 理 人　　*行政書士　行政　一郎*　　職 印

事業年度（第*６３*期　令和*２*年*１０*月 *１*日から令和*３*年*９*月 *３０*日まで）が終了したので、別添のとおり、下記の書類を提出します。

記

(1)工事経歴書　(2)工事施工金額　(3)貸借対照表及び損益計算書
(4)株主資本等変動計算書及び注記表　(5) 事業報告書　(6) 附属明細表
(7)事業税納税証明書　(8) 使用人数　(9) 令第３条に規定する使用人の一覧表
(10) 定款　(11) 健康保険等の加入状況

上記(5)事業報告書は、株式会社のみ添付が必要です。
上記(6)附属明細表は、資本金が１億円超または直近の負債合計が２００億円以上の株式会社のみ添付が必要となるものであり、それ以外の場合は、添付不要です。
上記（8）～（11）は、変更があった場合に添付が必要となるものであり、変更がない場合は、添付不要です。

様式第八号（第三条関係）

（用紙Ａ４）

0	0	0	0	3

代理人の記名押印でよいのは
項番６１の区分「４」の場合のみ

営業所技術者等証明書（新規・変更）

（1）　下記のとおり、｛建設業法第７条第２号 / 建設業法第15条第２号｝に規定する営業所技術者等を営業所に置いていることに相違ありません。

（2）　下記のとおり、営業所技術者等の交替に伴う削除の届出をします。

営業所技術者等の交替に伴い、既存の営業所技術者等を削除する場合に（２）に○を付けます。なお、削除する営業所技術者等の担当していた業種すべてにおいて交替する者がない場合は、本様式ではなく、P235の届出書（様式第２２号の３）を提出します。

令和○○年△△月□□日

代理人　三重行政書士事務所
行政書士　行政一郎
事務所所在地　津市栄町６丁目１
電話番号　059-123-4567

職 印

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
三重県　知事　殿

~~申請者~~
届出者　三重県津市桜橋３丁目４４６番３４号
エム・アイ・イー土木株式会社
代表取締役　三重太郎

区　分　項番 61　4（大臣 / 知事 コード）　（1．新規許可等　2．営業所技術者等の担当業種又は有資格区分の変更　3．営業所技術者等の追加　4．営業所技術者等の交替に伴う削除　5．営業所技術者等が置かれる営業所のみの変更）

新規申請以外の場合は記入します。

許可番号　62　24　~~国土交通大臣~~ 三重県知事　許可（般 / 特 － 0 2）第 0 9 9 9 9 9 号　許可年月日　令和 0 2 年 1 0 月 0 1 日

記

氏名	項番 63　フリガナ（フリガナ）イ セ　サブ ロウ　元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕	生年月日 S 4 2 年 0 5 月 0 5 日	
今後担当する建設工事の種類	64　土 建 大 左 と 右 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解		
現在担当している建設工事の種類	9 9 9		
有資格区分	65　1 3		
変更、追加又は削除の年月日	令和　3年　1月　15日	営業所の名称（旧所属）	本　社
営業所技術者等の住所	伊勢市岩渕１丁目７番２９号	営業所の名称（新所属）	

1 2 3 4 5 6 7 8

項番６４について、上段は今後担当することはないため、空白になります。下段は、これまで担当していた業種を記入します。

当該技術者が配置されていた営業所の名称を記入します。

削除の年月日を記入します。

氏名	項番 63　フリガナ（フリガナ）　元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕	生年月日　年　月　日	
今後担当する建設工事の種類	64　土 建 大 左 と 右 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解		
現在担当している建設工事の種類			
有資格区分	65		
変更、追加又は削除の年月日	令和　年　月　日	営業所の名称（旧所属）	
営業所技術者等の住所		営業所の名称（新所属）	

1 2 3 4 5 6 7 8

氏名	項番 63　フリガナ（フリガナ）　元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕	生年月日　年　月　日	
今後担当する建設工事の種類	64　土 建 大 左 と 右 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解		
現在担当している建設工事の種類			
有資格区分	65		
変更、追加又は削除の年月日	令和　年　月　日	営業所の名称（旧所属）	
営業所技術者等の住所		営業所の名称（新所属）	

1 2 3 4 5 6 7 8

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

（用紙Ａ４）

0	0	0	0	6

各事項の必要な添付書類は
P107～111に記載してあります。

変　更　届　出　書

（第一面）

提出期限が定められていますので、提出日には注意してください。

下記のとおり、
(1)商号又は名称　(2)営業所の名称、所在地又は業種　(3)資本金額　(4)役員等の氏名　(5)個人業者の氏名
(6)支配人の氏名　(7)建設業法施行令第３条に規定する使用人　(8)建設業法第7条第2号　に規定する営業所技術者
建設業法第15条第2号　に規定する特定営業所技術者
について変更があつたので届出

該当する番号を〇で囲みます。

令和〇〇年△△月□□日

三重行政書士事務所
行政書士　　行政一郎
代理人　事務所所在地　津市栄町６丁目１
電話番号　059-123-4567

職　印

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
三重県　知事　殿

三重県津市桜橋３丁目４４６番３４号
エム・アイ・イー土木株式会社
届出者　代表取締役　三重太郎

届出時に有効な許可年月日が複数ある場合は最も古いものを記入します。

許可年月日

大臣
知事　コード

項番

許可番号　3 5 2 4　~~国土交通大臣~~ 三重県　知事　許可（般 － 0 2）第 0 9 9 9 9 9 号　令和 0 2 年 1 0 月 0 1 日

法人番号　3 6 5 0 0 0 0 2 0 2 4 0 0 0 1

国税庁から指定・通知された13桁の法人番号を書きます。なお、個人事業主の方は書く必要がありません。

上記の〇で囲んだ変更事項のうち該当事項を記載します。

実際に変更の生じた年月日を記載します。（登記年月日ではありません。）

登記事項証明書に記載されている変更の理由を記載します。

記

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
商号	三重土木株式会社	エム・アイ・イー土木株式会社	〇〇.〇.〇	商号の変更
営業所の所在地	津市広明町１３番地	津市桜橋３丁目４４６番３４号	〇〇.〇.〇	主たる営業所の移転
営業所の名称	三重土木株式会社 北勢営業所	エム・アイ・イー土木株式会社 四日市営業所	〇〇.〇.〇	営業所の名称変更
営業所の業種	土　木	土　木・建　築	〇〇.〇.〇	北勢営業所の 業種追加
資本金額	20,000,000円	30,000,000円	〇〇.〇.〇	増資
役員等の氏名	取締役　三重一郎		〇〇.〇.〇	取締役の退任 （または辞任、死亡）
役員等の氏名		取締役　三重五郎	〇〇.〇.〇	取締役の就任
役員等の氏名	代表取締役　三重花子	取締役　三重花子	〇〇.〇.〇	代表取締役と取締役の交替
役員等の氏名	取締役　三重太郎	代表取締役　三重太郎	〇〇.〇.〇	代表取締役と取締役の交替
個人業者の氏名	伊勢太郎	三重太郎	〇〇.〇.〇	改姓・改名
支配人の氏名	鈴鹿一郎	三重太郎	〇〇.〇.〇	支配人交代
令第３条に規定する使用人	北勢営業所長 桑名一郎	北勢営業所長 鳥羽市朗	〇〇.〇.〇	退職のため

変更の内容が、次の◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

変更があった箇所のみ記入します。

商号又は名称のフリガナ　3 7　エ ム ア イ イ ー ド ボ ク

濁音、半濁音は1文字

略号のフリガナは書きません。

商号又は名称　3 8　エ ム ・ ア イ ・ イ ー 土 木 （ 株 ）

姓と名の間を1マス空けます。

代表者又は個人の氏名のフリガナ　3 9　ミ エ　タ ロ ウ

代表者又は個人の氏名　4 0　三 重　太 郎

市町村に続く町名以下を記入します「丁目」、「番」、「号」等は－（ハイフン）で記入します。

主たる営業所の所在地市区町村コード　4 1　2 4 2 0 1　都道府県名　三重県　市区町村名　津市

主たる営業所の所在地　4 2　桜 橋 3 － 4 4 6 － 3 4

所在地の変更の場合は全て記入してください。

どちらか一方の変更の場合 も必ず両方とも記入してください。

郵便番号　4 3　5 1 4 － 0 0 0 3　電話番号　0 5 9 － 2 2 4 － 2 6 6 0

資本金額又は出資総額　4 4　3 0 0 0 0（千円）

この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請書の内容に係る質問等に応答できるものの氏名、連絡先を記載してください。

連絡先
所属等　申請代理人　氏名　行政書士　行政　一郎　電話番号　０５９－１２３－４５６７
ファックス番号　０５９－９９９－００００

様式第二十二号の三（第十条の二関係）

この届出書は、
○許可を受けている建設業の一部業種を廃業する場合など、既に証明されている常勤役員等（経営業務の管理責任者等）又は営業所技術者等を削除する場合
○経営業務の管理責任者としての経験年数が5年以上となった者がいるため複数いる常勤役員等を一人にする場合
○一部の営業所を廃止したため、そこに置いていた営業所技術者等が不要となった場合
一部業種を廃業する場合には、廃業届（P236）と本届出書を同時に提出する必要があります。
なお、営業所技術者等の交替に伴う削除の場合は、この様式ではなく様式第八号（P158～）を提出してください。

届　　出　　書

0 0 0 0

該当する番号を○で囲みます。

下記のとおり、
（1）建設業法第７条第１号に掲げる基準を満たさなくなつた
（2）建設業法第７条第２号又は同法第15条に掲げる基準を満たさなくなつた
（3）営業所技術者等を削除した
（4）欠格要件に該当するに至つた

代理人　事務所所在地　津市末広町６丁目１
電話番号　059-123-4567　　職印

不要の文字を消します。

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
三重県　知事　殿

三重県津市桜橋３丁目４４６番３４号
エム・アイ・イー土木株式会社
届出者　代表取締役　三重太郎

項番　大臣 知事　ードコ

許可番号　5 1 2 4　~~国土交通大臣~~ 三重県　知事　許可（般 特 － 0 2）第 0 9 9 9 9 9 号　　許可年月日　令和 0 2 年 1 0 月 0 1 日

記

（1）建設業法第７条第１号に掲げる基準〔経営業務の管理責任者等〕を満たさなくなつた場合

姓と名の間を1マス空けます。

氏名　5 2　三 重 太 郎　　元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕　生年月日　S 2 4 年 0 4 月 1 2 日

当該技術者が営業所技術者等となっていた業種を略号で書きます。

（2）建設業法第７条第２号又は同法第15条第２号に掲げる基準〔営業所技術者等〕を満たさなくなつた
（3）営業所技術者等を削除した場合

氏名　5 3　伊 勢 三 郎　　元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕　生年月日　S 4 2 年 0 5 月 0 5 日

営業所の名称　本　社　　建設工事の種類　土、と、舗

氏名　5 3　　元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕　生年月日　　年　　月　　日

営業所の名称　　建設工事の種類

氏名　5 3　　元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕　生年月日　　年　　月　　日

営業所の名称　　建設工事の種類

4　建設業法第８条第１号及び第７号から第14号までに規定する欠格要件に該当するに至つた場合

具体的事由

欠格要件に該当した場合は理由を具体的に書きます。

様式第二十二号の四（第十条の三関係）

（用紙Ａ４）

0 0 0 0 9

廃　　業　　届

下記のとおり、建設業を廃止したので届出をします。

令和〇〇年△△月□□日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
三重県　知事　　殿

代理人　三重行政書士事務所
行政書士　　行政一郎
事務所所在地　津市栄町６丁目１電話番号　059-123-4567

職　印

届出者　三重県津市桜橋３丁目４４６番３４号
エム・アイ・イー土木株式会社
代表取締役　三重太郎

不要の文字を消します。

一部廃業の場合、営業所技術者等を削除または変更する届出を同時に提出してください。

届出の区分　項番 5 4　2　（1．全部の業種の廃業　2．一部の業種の廃業）

許可番号　大臣/知事コード 5 5　2 4　~~国土交通大臣~~ 三重県　知事　許可（般/特－0 2）第 0 9 9 9 9 9 号　許可年月日　令和 0 2 年 1 0 月 0 1 日

記

		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
廃止した建設業	5 6													2																
届出時に許可を受けている建設業	5 7	2	1		2									2																

（1．一般　2．特定）

今回廃業する業種を上段にこれを含めた現在許可を有しいる全ての業種を下段に一般「1」、特定「2」で記入します。

行政庁側記入欄 整理区分　5 8
決裁年月日　5 9　令和　年　月　日

太枠内は記入しないでください。

【備考】

廃業等の年月日　令和　3　年　12　月　31　日

実際に廃業の事由に該当することとなった日を記載すること。例）法人の解散日等

廃業等の理由
（1）許可に係る建設業者が死亡したため
（2）法人が合併により消滅したため
（3）法人が破産手続開始の決定により解散したため
（4）法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したため
（5）許可を受けた建設業を廃止したため

廃業等の理由	届出をすべき者
（1）	その相続人
（2）	その役員であった者
（3）	その破産管財人
（4）	その清算人
（5）	法人であるときは代表者 (代表者が届出できない場合は代表者以外の役員) 個人であるときはその事業主本人

〈委任状例〉

委　　任　　状

行政書士	*行　政　一　郎*
登録番号	*９９９９９９９９*
事 務 所	*三重行政書士事務所*
	津市栄町６丁目１
電話番号	*０５９－１２３－４５６７*
ＦＡＸ	*０５９－９９９－００００*

上記のものを代理人と定め、下記の権限を委任します。

委任事項

委任の範囲の記載例

１「建設業許可申請」の場合
建設業許可申請に関する申請書類作成及び申請代理、訂正・補正、許可通知書の受領等

２「変更等の届出」の場合
建設業法の規定に基づく変更等の届出に関する書類作成及び提出、訂正・補正、副本の受領等

３「廃業等の届出」の場合
建設業法の規定に基づく廃業等の届出に関する書類の作成及び提出、訂正・補正、許可取消通知の受領等

４「認可申請」の場合
建設業法の規定に基づく認可申請に関する申請書類作成及び申請代理、訂正・補正、認可通知書の受領等

令和○○年△△月□□日

委 任 者	
住　　所	*津市桜橋３丁目４４６番３４号*
氏　　名	*エム・アイ・イー土木株式会社*
(商号・代表者)	*代表取締役　三重太郎*
電話番号	*０５９－２２４－２６６０*
ＦＡＸ	*０５９―２２４―３２９０*

〈行政書士法人委任状例〉

委　任　状

名称　　行政書士法人三重事務所
行政書士　　（代表）社員　行政　一郎
登録番号　　９９９９９９９９
事 務 所　　津市栄町６丁目１　０５９
電話番号　　－１２３－４５６７
Ｆ Ａ Ｘ　　０５９－９９９－００００

名称は申請書の代理人欄の名称と一致します。

代表社員を定めている場合は代表社員行政書士名を記載し、申請書の代理人欄と一致する。それ以外は社員行政書士名を記載し、申請書の代理人欄と一致しなくても可ですが、使用人行政書士は不可。

行政書士法人の登録番号を記載。

※ 所属行政書士を全員記載する必要はありません。

上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委任事項

委任の範囲の記載例

１「建設業許可申請」の場合
建設業許可申請に関する申請書類作成及び申請代理、訂正・補正、許可 通知書の受領等

２「変更等の届出」の場合
建設業法の規定に基づく変更等の届出に関する書類作成及び提出、訂正・補正、副本の受領等

３「廃業等の届出」の場合
建設業法の規定に基づく廃業等の届出に関する書類の作成及び提出、訂正・補正、許可取消通知の受領等

４「認可申請」の場合
建設業法の規定に基づく認可申請に関する申請書類作成及び申請代理、訂正・補正、認可通知書の受領等

令和〇〇年△△月□□日

委任者
住　　所　　津市桜橋３丁目４４６番３４号
氏　　名　　エム・アイ・イー土木株式会
（商号・代表者）　社代表取締役　三重太郎　０５
電話番号　　９－２２４－２６６０　０５９
Ｆ Ａ Ｘ　　－２２４－３２９０